

平成 27 年 3 月 3 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3 月 3 日 (火)	
■ 議長開会の挨拶	6
■ 町長提案理由の説明	7
■ 議案審議	31
3 月 4 日 (水)	
3 月 5 日 (木)	
休 会	
3 月 6 日 (金)	
■ 一般質問	
・ 1 番議員	44
移住者向けシェアハウスを作れないか	
・ 8 番議員	45
持続可能な地域づくりについて	
魅力ある教育環境の推進について	
・ 4 番議員	56
「人材育成基本方針」改定作業の進捗状況について	
産業施策検討懇話会について	

見 出 表	頁
・ 9 番議員	71
地域公共交通のサービス充実	
津波・防災への取り組み	
・ 12 番議員	85
東町の防災対策について	
臨時福祉給付金給付事業について	
情報公開について	
・ 7 番議員	94
防災公園の建設	
遊休農地を集約して、鹿牧場の建設	
サンクス西の高台開発	
3 月 11 日（水）	
■ 議案審議	100
■ 請願書	124
■ 閉会中の継続調査申出書について	127
■ 閉会	128

平成 27 年 3 月 3 日美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	向山 篤宏
10 番	戎野 博	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	向山 篤宏
10 番	戎野 博	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	今津 秀貴
支 所 次 長	海司 広幸	会計管理者兼会計課長	丸岡 武
総務企画課長	磯野 晴幸	住民生活課長	岩瀬 和夫
保健福祉課長	花木美名子	高齢者福祉監	島田 修
税 務 課 長	豊崎 浩司	建 設 課 長	鶴木 敏夫
産業振興課長	小坂 進	消 防 防 災 係 長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	藤井 隆司	教育委員長	原田 村美
監 査 委 員	青木 昭夫		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 1 件

報告第 1 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

【専決議案】 1 件

議案第 1 号 専決処分報告について

専決第 1 号 平成 26 年度 美波町一般会計補正予算（第 6 号）

【計画変更議案】 1 件

議案第 2 号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

【指定管理者の指定議案】 7 件

議案第 3 号 美波町立公民館の指定管理者の指定について

議案第 4 号 美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について

議案第 5 号 美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 6 号 美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について

議案第 7 号 美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について

議案第 8 号 美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について

議案第 9 号 道の駅日和佐の指定管理者の指定について

【条例議案】 9 件

議案第 10 号 美波町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（条例第 1 号）

議案第 11 号 美波町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について（条例第 2 号）

議案第 12 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（条例第 3 号）

議案第 13 号 美波町立認定こども園条例の制定について（条例第 4 号）

議案第 14 号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について（条例第 5 号）

議案第 15 号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）

議案第 16 号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
（条例第 7 号）

議案第 17 号 美波町携帯電話等エリア整備事業分担金条例の制定について
（条例第 8 号）

議案第 18号 美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第9号)

【補正予算議案】 6件

議案第 19号 平成26年度 美波町一般会計補正予算(第7号)
議案第 20号 平成26年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)
議案第 21号 平成26年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 22号 平成26年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 23号 平成26年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算
(第4号)
議案第 24号 平成26年度 美波町病院事業会計補正予算(第4号)

【当初予算議案】 13件

議案第 25号 平成27年度 美波町一般会計予算
議案第 26号 平成27年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 27号 平成27年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第 28号 平成27年度 美波町赤河内財産区特別会計予算
議案第 29号 平成27年度 美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第 30号 平成27年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 31号 平成27年度 美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第 32号 平成27年度 美波町介護保険事業特別会計予算
議案第 33号 平成27年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算
議案第 34号 平成27年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 35号 平成27年度 美波町水道事業会計予算
議案第 36号 平成27年度 美波町病院事業会計予算

【人事案件】 2件

議案第 37号 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 38号 美波町赤河内財産区管理会委員の選任について

平成 27 年 3 月 3 日（火）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。本日平成 27 年第 1 回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席下さいましてありがとうございます。本定例会は、平成 27 年度の一般会計をはじめ、各特別会計の当初予算また、数多くの議案を審議する重要な議会であります。平成 27 年度に関する町政運営の諸施策につきましては、後ほど町長から説明がございましたが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

只今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回美波町議会定例会を開会致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。1 月 10 日文教厚生委員会及び議会広報特別委員会を開催しました。議会広報特別委員会が 1 月 6 日・13 日・15 日・23 日・27 日・30 日開催しました。2 月 3 日、徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長・副議長・監査委員が出席しました。2 月 17 日那賀・海部郡議会議長会が開催され議長が出席しました。2 月 21 日・22 日議会広報特別委員会が由岐地区及び日和佐地区で議会だより報告会を行いました。2 月 25 日議会運営委員会を開催し、会期日程・提出議案等について協議致しました。2 月 25 日文教厚生委員会を開催しました。また、建設中の美波町病院建設現場視察を行いました。2 月 25 日海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成 27 年第 1 回定例議会が開催され、議長が出席しました。2 月 27 日第 66 回徳島県町村議会定期総会が開催され、議長が出席しました。2 月 28 日一般国道 55 号大山道路の開通式に議長が出席しました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名致します。10 番向山議員、11 番丸龍議員、両名を指名致します。

日程第 2 会期決定の件を議題と致します。

会期につきましては、去る 2 月 25 日に議会運営委員会を開

催しておりますので 議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る2月25日議会運営委員会を開催致しました。委員6名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成27年美波町議会第1回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日3月3日より3月11日までの9日間に開催することに決定致しました。また本定例会より一般質問は一般質問席を設け、対面式で行うことと致しました。今回の議会運営委員会では、提出されている要望書・要請書、徳島県建設業協会海部支部、要望書につきましては、内容等をコピーし、委員また委員外議員に配布致しました。なお一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議 長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月11日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は 本日から3月11日までの9日間と決定致しました。なお会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由説明を議題と致します。

本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告1件、専決議案1件、計画変更議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例議案9件、平成26年度補正予算議案6件、平成27年度当初予算議案12件、人事議案2件、計39件であります。これを一括して議題と致します。影治町長に、提案理由の説明を求めます。

町長

町 長 おはようございます。厳しかった冬の寒さも緩み始め、ようやく春の気配が感じられるようになって参りました本日、平成27年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

本定例会におきましてご審議をお願いする議案については、2月25日の議会運営委員会において説明を致しました報告2件、計画変更議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例関係の議案9件、平成26年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案6件及び平成27年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案12件及び人事議案2件の合計39件を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の始めとなることから、町政の取組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

昨年11月21日地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決・成立致しました。その後の12月27日政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため今後5カ年の目標や施策基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ閣議決定を致しました。

政府の重要政策の一つが「地方創生」であり、今年、平成27年は「地方創生元年」であります。従来から自治体間競争はありましたが、今回の地方創生は国が地方に知恵と工夫を求めるという点が、従前とは大きく異なっているところであると思っています。しかし、その基本理念や施策の方向性は、本町がこれまで取り組んできた方向性と変わるものではありません。今後は国の長期ビジョン・総合戦略並びに徳島県版の総合戦略との整合性を図りながら、「新しい人の流れづくり」「地域における仕事づくり」「結婚・出産・子育ての環境づくり」「活力ある暮らしやすい地域づくり」などを基本目標とする本町の人口ビジョン・総合戦略5カ年計画を策定し、活力ある美波町を創っていきたいと考えています。

また一方で、地方創生の交付金の対象とならない事業でありましても、本町にとって必要な施策は積極的に取り組んでいく所存であります。その一つが子育て支援としての第2子以降の保育料等の無料化等の取り組みであります。本町では、平成25年度から第3子以降の保育料等の無料化を行ってきました。平成26年度の出生数は7年ぶりに40人を上回る予定となり、また、その4分の1にあたる11名が第3子・第4子・第5子とな

っています。このことから、更に子育て環境を充実していくための施策として、①第2子以降の保育料等の無料化、②ファミリーサポートセンター事業、③病後児保育サポート事業、④こども広場事業を平成27年度から実施することに致しております。また、昨年徳島県の人口推計において、県内の過疎町村で唯一本町が社会増となったということは、先般の議会運営委員会でご報告致したところではありますが、今後ともサテライトオフィス等の誘致、移住交流・ふるさと回帰など人口減少対策に取り組むとともに、従来事業であります医療体制の整備、防災・減災対策の推進、生活維持公共交通システムの構築、健康づくり等につきましても推進していく所存でありますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは昨年12月議会以降の町政の動きと、各課における事務事業の進捗状況について申し上げます。はじめに、総務企画課関係でございますが、新病院建設事業につきましては、現在免震躯体工事がほぼ完了し、平行して免震装置の取り付けに取り掛かっており、4月頃から本体1階部分の躯体工事に取り掛かる予定と致しております。また、医療保健センターにつきましては、周辺環境への配慮や施設の活用も含め、子どもから高齢者まですべての住民の方々親しみを持てる空間として整備することとしており、周辺道路も含めた活用方法等について3月2日に周辺地域の住民の方々に計画案を説明させて頂いたところでございます。なお、本体設計及び周辺環境整備の設計は、今年6月頃の完了予定としております。

地域がキャンパス推進事業については、2月8日に美波町コミュニティホールにおいて徳島大学・徳島文理大学・四国大学の合同の報告会が開催されました。徳島大学からは、昨年10月の日和佐八幡神社の秋祭りを舞台として、留学生も含めた異文化キャラバン隊による歴史や文化の体験や町おこしについての提言を頂きました。徳島文理大学からは、昨年7月に行われた美波町観光定置網体験による事業化への提言や、木岐での地元食材の天草やヒジキを使った料理レシピのインターネットを使ったPRの取り組みが報告されました。四国大学からは、美波町内で3回行ったフィールドワークを通して、学生たちが考えた観光プランやPR方法について報告を頂きました。

この地域がキャンパス推進事業は、徳島県と美波町の共同により平成24年度から3年間取り組んで参りましたが、平成27

年度からは新たに県南地域づくりキャンパス事業として、県民局管内全域に広げ実施することとなっており、美波町も大学との連携による地域の活性化施策として引き続き取り組んで参ります。

地方創生につきましては、地方創生関連予算として今年 1 月に国から示されました地域住民生活等緊急支援のための交付金については、総合戦略策定経費として 10,000 千円、消費喚起・生活支援型で 20,000 千円、地方創生先行型で 26,000 千円の枠配分がありました。美波町においては、全職員からの提案募集を行い、地方創生に関する対策会議で事業の抽出を行い、総合戦略策定経費で委託料などで 3,000 千円、消費喚起・生活支援型でプレミアム商品券など 4 事業で 20,000 千円、地方創生先行型で地域おこし協力隊事業など 8 事業で 33,000 千円の交付金申請を予定しており、事業の円滑化を図るため町単独費用も上乘せし、今議会に補正予算として提案させて頂いておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

なお、昨年 11 月に申請致しておりました日本版シティーマネージャー派遣制度については、全国で 25 人の枠となっていたことから、残念ながら今回は不採択となりましたのでご報告させて頂きます。平成 27 年度は早期の総合戦略策定に向け取り組んで参りたいと考えております。

姉妹都市交流については、オーストラリアケアンズ関係では、昨年 12 月 8 日から今年の 1 月 13 日の間、奨学生として 1 名の女子、イモージェン・コーカーさん 16 才の受け入れを行っております。町内の各家庭でホームステイし、初詣など日本の文化に触れたり、由岐中学校・日和佐中学校両校での学校生活の体験などを行って頂きました。ホームステイの受け入れを行って頂いたご家庭など関係者の皆様にお礼を申し上げます。

なお、平成 27 年度においては青少年の人材育成事業として、自治体国際化協会の助成を受け、10 名程度の学生の派遣留学事業を計画致しております。

美波町人材育成基本方針の見直しについては、住民の意見も取り入れるため、昨年 12 月に町関係の各種委員の方々にアンケートを実施致しました。このアンケート結果も踏まえ、人材育成基本方針（案）を作成し、美波町職員人材育成推進委員会及び職員からも意見を求め、内容の見直しを行っており、3 月中には完成予定と致しております。

まちなか再生支援事業については、過疎、少子高齢化が進み

空き家・空き店舗が増える中、まちなかの活性化を目的とした組織づくりなどを目的に、神奈川大学と連携して行っております。2月13日には、全国町村会館で実績報告会が開催され、美波町からは「景観保全と空き家ビジネスの実践」と題して、神奈川大学曾我部教授による報告がなされました。美波町においては3月21日に今年度の報告会を開催することと致しております。同時に地域がキャンパス事業の徳島大学の建物外観悉皆調査の報告会も合わせて行うことと致しております。

このまちなか再生支援事業は、平成26年度の単年度事業となっておりますが、平成27年度以降も何らかの形で繋げて参りたいと考えております。

地域公共交通では、由岐地区において8月から実施致しておりますデマンド型乗合タクシーの実証運行については、1月末時点で89名の方が登録され、延べ96回ご利用頂いております。運行の要望があります志和岐地区については、申請手続きを経て今年3月から実施させて頂くことと致しております。この実証運行は今年の7月まで実施予定としております。また、2月5日には地域公共交通会議を開催し、美波町の地域公共交通のあり方などについて委員の方々からご意見を頂いたところであり、今後も、新病院並びに医療保健センターへの交通手段も含め、町の公共交通体制の構築を目指し今後も取り組んで参ります。

赤松小学校跡地利用については、旧赤松小学校跡地防災基地進入道路舗装工事を昨年12月12日に入札を行い、八木建設(株)が16,642,800円、請負率86.99%で落札し、現在工事中であります。工期は3月13日までと致しております。なお、防災機能を有した複合施設については、今年度中に基本設計を発注することと致しております。

赤松保育園に太陽光パネル及び蓄電池を設置する再生可能エネルギー導入事業については、1月15日に入札を行い、藤崎電機(株)が9,504,000円、請負率89.34%で落札し、現在工事中であります。工期は3月31日までと致しております。

道の駅日和佐の電気自動車急速充電器設置工事は、1月28日に完成し、2月9日から一般の方々に供用開始致しております。

次に住民生活課関係では、臨時福祉給付金給付事業について、平成26年8月25日から平成27年1月30日まで申請受付をしました。最終の申請状況は、対象者数2,351人、申請者数が2,178人で、申請率は92.6%でありました。

また、昨年 8 月の台風 12 号被害に係る生活再建支援については、床上浸水の被害に遭われた西の地の 6 世帯の内 3 世帯から申請があり、既に 2 世帯について生活再建助成金を交付しており、残る 1 世帯についても 3 月 10 日に交付予定であります。

次に、保健福祉課関係では、「美波町ぬくもりハートプラン」の策定状況であります。この計画は、障害者計画と障害福祉計画が一体となった計画であります。障害者基本法第 9 条に基づく市町村障害者計画に該当し、障害のある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担うものであります。今年度は、第 2 次障害者計画の計画期間であります平成 24 年度から平成 29 年度の 6 か年間の中間年となり、必要事項等の修正を行います。また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画に該当し、障害者計画に内包された生活支援施策全般の実施計画的な役割となるものであります。今年度は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年とする第 4 期障害福祉計画を立てることとしております。アンケート調査結果を踏まえ、必要なサービスの追加等、現在の社会情勢の変化や法改正の状況等に応じた内容となるよう、見直しを行うものとしております。

町内各保育園及び幼稚園ですが、平成 27 年度からの子ども子育て支援新制度実施に向けて新たな仕組み、子育て事業等協議を行って参りました。平成 27 年度からの教育・保育を一体的に行うこととする新制度に対応する為、町内各施設の「認定こども園」への移行についても進めて参りました。今議会においては、「美波町立認定こども園条例」の制定について提案させて頂いておりますので、平成 27 年度からの新制度がスムーズに移行できますよう、ご審議のほどよろしくお願い致します。

子育て世帯臨時特例給付金は、受付期間を延長し、平成 27 年 1 月 30 日まで申請受付をしました。最終の申請状況は、対象者 290 人、申請者 289 人、申請率 99.6%でありました。

去る 2 月 21 日に美波町自殺対策緊急強化事業として、地域活動支援センターとみたと美波町の共催により第 8 回とみた生活支援アワー「歌って！笑って・こころもからだもスッキリ！明日からバッチリ！」と題し、心の健康づくり講演会を開催致しました。当日は、沢山の方々にご参加頂き、歌や笑いを通じて心も体もリラックスして頂けたものと思っております。

国民健康保険事業では、2 月 5 日に平成 26 年度美波町国民健康保険運営協議会を開催し、美波町国民健康保険の現状と、平

成 26 年度国民健康保険特別会計予算の執行状況、平成 27 年度国民健康保険特別会計予算(案)についてご審議をして頂き、ご承認を頂いたところでございます。また、高齢者福祉・介護保険関係では、平成 27 年度から平成 29 年度に向けた「高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」について、昨年 9 月の策定委員会から検討を重ねて参りましたが、2 月 25 日に第 3 回策定委員会を開催し、最終の計画案についてご承認を頂いたところでございます。第 6 期計画では、3 つの基本理念を掲げており、①介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態になることへの予防を推進すること。②要介護の状態となっても、心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供される体制を構築すること。③高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域・保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりをすすめること。としております。この結果、平成 27 年度からの介護保険料基準額につきましては、他団体の多くで引き上げが行われている中、美波町においては第 5 期と同額の 5,800 円となりました。今後も、高齢者の皆様の健康づくり及び健康維持を願い、認知症対策をはじめとする介護予防事業を強化し、介護給付費適正化事業にも引き続き取り組んで参りたいと考えております。なお、介護保険料基準額の変更はありませんが、制度改正に伴い、所得による保険料段階が従来の 6 段階から 9 段階に改正されますことから、改正議案を追加議案として提案させて頂くことと致しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、産業振興課関係では、まず水産関係であります。美波町の漁業者らが中心となって、明日の新たな漁業をめざす「美波の海の恵み研究会」では、昨年 12 月 6 日、徳島県水産研究課ならびに徳島大学のご指導・ご協力のもと、4 年目のヒジキの養殖枠試験設置を行いました。今回は、ヒジキ種苗を町内産に限定し、事前に田井ノ浜から採取した種苗をロープに挟み込み、由岐漁港沖に設置しました。今年度は新たな試みとして、極早生ワカメの養殖に取り組んでいます。蒲生田岬から以北を産地とする「鳴門ワカメ」と差別化を図り、鳴門産が市場に出回る前をねらって出荷することを目指したいと考えております。また、これに関連し 12 月 12 日には、一般住民向けに「美波の海の恵み研究会」の活動報告会を開催し、平成 23 年度から取り組んでいるヒジキ養殖の成果等について、説明を行いました。種

苗生産業者との関係で遅れておりましたクエの稚魚放流についても、2月21日に予定とおり2,000尾を由岐漁港沖に放流致しました。一方、海部上灘漁業振興会では、全漁連及び県漁連の関係者をお招きし、「浜の活力再生プラン」策定に関する意見交換会を開催しました。浜の活力再生プランとは、個々の地域の現状に合わせて「将来の漁業のあるべき姿」や「取り組むべき課題」を、漁業者自身が考え作成するもので、水産庁は作成に必要な費用の支援等を行っております。今後は、アドバイザー等を招きながら、町ならびに漁協等で構成される「地域水産業再生委員会」を発足し、プラン策定に向けて検討会を行っていく方向で取り組む予定となっております。

次に、商工・観光関係では、平成27年の迎春イベントとして、例年同様「ひわさ冬まつり」を開催致しました。城山では、新春を迎えると同時に「賀正」の文字の点灯、初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「ぜんざい」の接待、日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」が行われました。当日は、雪交じりの夜明けとなり、雲の上からの初日の出となりましたが、来訪者は何度もシャッターを切っていました。

去る1月18日千羽海崖コースタル・トレイルランニングレース2015が、県内外から625人の参加を得て開催されました。竜宮公園をスタートし、四国の道を主要コースに牟岐町灘で折り返して大浜にゴールする36kmのロングコースには420人、山河内・ほたる村を出発して大浜まで13kmのショートコースには205人が出場、ロングは335人、ショートは180人が完走しました。

昨年の11月に開催しました「全国井サミット in みなみ」の後のにぎわいづくり事業として、道の駅日和佐を会場に昨年の12月7日に初開催した、四国の右下「まけまけマルシェ」は、今年度中は毎月第二日曜日に開催することとなり、今年に入っては1月11日・2月8日に開催され、3月についても8日の開催が決まっております。美波町、阿南市、牟岐町、海陽町の商工業者等が出店しており、毎回10店舗から15店舗の出店があります。今後は、徳島県南部の食材や物産をアピールできる場所として、定着を図っていきたいと思っております。

海部郡内3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行の受入は、2月7日から8日に台湾鹿港高級中学校の26名を受け入れました。また今年で推進協議会が設立10周年を迎え、阿波海南文化村で記念講演と総合研

修会が開催されました。翌日は、浅川漁港で船釣り研修会が開かれ、日和佐町漁協、木岐漁協から合計4組の漁師が参加しました。

平成25年度に第一期工事に着手し、平成26年度に第二期工事を行っておりました木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設につきましては、施設本体の工事を完了し、指定管理者の木岐まちづくり協議会で運営体制づくりが本格化しております。木岐まちづくり協議会では、旅館業法の申請を代表者等の個人で行うのではなく、法人を設立して手続きを行う方向で進めているとのことであります。

捕獲鳥獣活用協議会については、厚生労働省が捕獲獣肉に対する全国一律の運用基準を今年の終盤に定めて以後初めての役員会を2月23日に開催致しております。この新基準に対する対応については、各地の新たな取り組み等の情報収集を行っていくことは勿論、以前からある数々の課題を解決していく必要が確認されております。一方、元々予定していた農山村生活体験事業や農林業体験事業を先行して企画実施しながら、残渣・躯体の処分施設や獣肉処理活用施設の設置可能箇所の調査なども順次行い、運営の仕組みや人などについても徐々に検討を進めて参りたいと考えております。

産業施策検討懇話会につきましては、徳島大学総合科学部教授で地域経済を専門とする玉真之介先生と徳島大学工学部助教で南阿波サンライン活性化協議会でもお世話になった真田純子先生にオブザーバーで参加して頂くこととなり、2月27日の今治方面への視察に当たっては、早速、玉先生に同行して頂きメンバーとのつながりを深めたところであります。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。地籍調査事業では、25年度繰越分の地籍調査その2については、赤松新発谷地区は、一筆地測量を完了、日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区は、一筆地調査の日程を終了し、12月から一筆地測量を実施しており、3月末に業務完了予定であります。また、26年度分の由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発口地区については、一筆地調査の日程を終了し、1月から一筆地測量を実施しており、3月末に業務完了予定であります。

恵比須浜漁港ストックマネジメント事業については、係船護岸補修工事の設計業務が完了し、1月中旬に工事発注しております。工期を3月31日までとしておりますが、繰越予定でござ

います。

災害復旧事業では、耕地災害復旧事業 4 件は、12 月中旬に発注し、2 月末に完了しております。公共土木施設災害復旧事業 5 件の内 4 件は 1 月中旬に発注し、入札不調となった 1 件についても 2 月上旬に発注しております。

県単急傾斜地崩壊対策事業では、北河内北分・山中宅裏と寺前・松坂宅裏及び西河内永田・上田宅裏の擁壁・防護柵設置工事を 12 月中旬に発注し、3 月末の完了予定としております。赤松総屋敷の総屋敷 1 号線 1 号橋復旧工事は、1 月末に完了しております。港町 2 号・10 号線の道路補修工事は、2 月末に完了しております。

公共下水道事業で 25 年度繰越分の寺前排水区管渠整備工事については、桜町・カメラのまつもと前付近で雨水排水管渠埋設工事を 12 月中旬に発注し、3 月末の完了予定としております。昨年 5 月に日本下水道事業団と協定締結により委託しております寺前ポンプ場の雨水ポンプ長寿命化対策工事については、委託期間を 3 月 31 日までとしておりますが、2 度の入札不調が生じ、2 月の発注となったことから、繰越承認を頂いた上で委託期間の延伸を予定しております。

橋梁長寿命化修繕計画による赤松字日浦の杉山橋修繕工事は、1 月中旬に発注しております。

北河内字本村の本村馬木線道路修繕工事は、2 月上旬に発注しております。

次に、県工事の主なものについてご報告致します。まず、道路関係ですが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、環境調査を終え、測量、道路予備設計、橋梁予備設計、地質調査及び用地境界立会の作業中で、予算が付き次第詳細設計を発注し、詳細設計完了後に用地買収を行う予定と聞いております。日和佐小野線ホテル白い灯台手前の法面コンクリート吹き付けのひび割れ箇所は、調査設計が完了し、工事予算を要望中と聞いております。日和佐小野線・田井の田井川樋門から田井ノ浜第 1 踏切の道路詳細設計は作業中、JR との協議を引き続き行うと聞いております。阿南鷺敷日和佐線深瀬の不動の滝付近の視距改良は、用地交渉を行うとともに 27 年度の用地取得及び工事の予算要望中と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕の第一工区は、用地交渉中で 27 年度の用地取得及び工事の予算要望中と聞いております。北河内奥河内線新宝木橋の補修及び耐震補強工事は、3 月末に完了予定と聞いております。由岐港線

の西由岐での道路落石工事は、用地関係者 3 名と契約が完了し、27 年度に工事発注の予定と聞いております。阿部お水大師付近の崖崩れ対策については、由岐大西線の道路排水流末部の対策について年度内に測量設計を完了し、27 年度の工事発注に向け関係者との調整を行っていくと聞いております。

次に、河川・砂防・治山関係では、県単河川維持修繕事業では、西河内馬木の日和佐川左岸において、かごマット護岸による復旧工事が 3 月末に完了予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近の擁壁、法面工事については、管理用通路側の一部擁壁工事が繰越予定と聞いております。金毘羅神社南側斜面では、用地交渉に不測の日数を要しており、擁壁、階段工事が繰越予定と聞いております。県単砂防事業の津波避難階段は 12 箇所のうち、10 箇所は既に完成し、未発注箇所の恵比須浜田井は、入札公告中で伊座利は、入札公告の準備中と聞いております。山王谷の通常砂防事業は、今年度発注分の東側堰堤第一工区の 3 分の 1 について 3 月中の完了予定で、引き続き水路及び堰堤工事発注の準備中と聞いております。

次に港湾、漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の防潮堤については、大浜地区は、昨年 12 月に地元説明を経て今年 2 月に第一工区の改良工事に着手しており、港内戎地区は、現在詳細設計中で今後、説明会を行いながら町と地元とで調整を進めていく予定と聞いております。由岐漁港志和岐地区の南防波堤補強工事の消波ブロック製作・据付は、3 月上旬に完成予定と聞いております。志和岐地区の藻場造成は、3 月上旬に完成予定と聞いております。由岐漁港由岐地区の耐震診断は、12 月上旬に完了し、27 年度に耐震改修の詳細設計を発注予定と聞いております。志和岐トンネルの LED 照明工事は、トンネル片側部を 3 月上旬に発注予定と聞いております。由岐漁港木岐地区の内防波堤補強工事の消波ブロック製作・据付は、12 月下旬に完了したと聞いております。

次に、地域高規格道路の阿南安芸自動車道でございますが、まず平成 23 年度に事業化された桑野道路については、平成 25 年 7 月に地元設計協議に着手、平成 26 年 8 月に中央分離帯設置方針が示され道路幅員を 10.5m から 12m に変更する修正設計を完了、現在、用地幅杭等を設置し現地での地元関係者を対象に詳細な説明会を実施しているところであり、今後は用地買収手続きが早期に実施できるよう境界立会等を順次行い、事業進捗

を図っていくと聞いております。

また、平成 24 年度に事業化された福井道路については、平成 25 年度に桑野道路との接合部付近の詳細設計、福井川の河川整備計画との調整、橋梁・トンネル等の設計業務及びそれに伴うボーリング調査を実施し、平成 26 年 10 月に事業評価監視委員会にて中央分離帯の追加が示され、現在、道路幅員を 10.5m から 12m に変更する修正設計及び計画道路周辺沿いの井戸・ため池の水位、水質等の水文調査、テレビ受信の影響調査が実施されており、今後、国・県・市による道路、法定外公共施設、水道施設等の調整協議が出来次第、地元設計協議を進める予定と聞いております。また海部道路については、平成 25 年 4 月に牟岐町から高知県東洋町野根までの間が計画段階評価の調査箇所に認定され、これまでに学識経験者など第三者からの意見を聞くための「社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会」の開催や、地域の皆様や道路利用者へのアンケート調査が 2 回実施されており、現在アンケートの意見等を踏まえ、概略ルートや構造等の対応方針の検討が進められていると聞いております。美波・牟岐間については、整備方針の検討及び必要性や整備効果の整理等を進めているところと聞いております。なお、昨年 12 月には、「四国はひとつ“阿波の道”女性フォーラム実行委員会」による「未知フォーラム 2014in 海部」が海陽町海南文化村で開催され、岩瀬議長と私及び職員 2 名が出席致しました。また、2 月 28 日には阿南安芸自動車道の「大山道路」も開通したことから、阿南安芸自動車道の早期整備に向けて地域住民の機運も高まっており、町としましても引き続き要望活動に取り組んで参りたいと考えております。

次に、消防防災課関係では、1 月 5 日に来賓多数のご臨席を賜り、平成 27 年美波町消防団出初式を挙行了しました。日和佐グラウンドに町内 16 分団が参集し、地域防災の要として心構えを新たにしました。また、閉式後には日和佐川において一斉放水を実施し、火災出動に備えた活動の一端を住民の方々に見学して頂きました。

火災関係では、1 月 5 日の午前 11 時 50 分ごろ、美波町奥河内正木祖恵さん方から出火致しましたが、出初め式の一斉放水を終えたばかりであったため、各消防団が迅速に消火活動にあたり、住宅の 2 階部分と隣接する倉庫が焼けましたが、隣家への延焼、けが人もなく、午後 1 時 6 分過ぎに鎮火しました。また、2 月 6 日午後 11 時 30 分ごろ、美波町北河内字久望 142 番地

付近の田んぼの畔が燃えているとの海部消防組合より連絡があり、消防団日和佐 1・2 分団に出動要請を行いました。日和佐第 1・2・6・8 分団及び海部消防組合が消火にあたり、山林に延焼せず、けが人もなく、6 日午後 12 時過ぎに鎮火致しました。また、翌日の 2 月 7 日午後 7 時 40 分ごろ、美波町西河内字馬木 28 番地、中久尊司さん宅付近の土手から出火との一報があり、消防団日和佐分団に出動要請の町内放送を行い、日和佐分団及び海部消防組合が消火にあたり、午後 8 時 20 分、鎮火しました。この火災についても、延焼もせず、けが人もありませんでした。このように、1 月から続けて 3 件の火災があったことを受け、2 月 13 日夕方、町内放送により、火の取り扱いについての注意喚起を行いました。

次に、防災関係では、1 月 27 日に南海トラフ巨大地震に備え、美波町と徳島県建築士会海部地域会が大規模災害時、施設の耐震性を判断できる資格を持つ会員が避難所の安全を確認し、避難者の速やかな受け入れに繋げる事ができる、避難施設の応急危険度判定に関する協力協定を結びました。また 2 月 3 日には、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、国内外で医療活動を行っている、岡山市の認定 N P O 法人・AMD A と支援に関する協定を結びました。協定では、災害発生後、被害が甚大で支援を要請できない場合でも、AMD A の判断で支援を行うことができ、全国から医師や看護師を集め医療等の支援や被災者の救援、生活再建に関する支援をして頂けるとともに、定期的に訓練・研修・相互連携に関する交流事業を行うこととしております。

危機管理プロジェクト幹事会を 1 月 22 日に開催し、昨年 11 月に実施しました、事前復興まちづくりに関する住民意向調査、12 月 6 日実施の地震・大津波避難訓練、個別危機管理マニュアル、地域防災計画改定などについて協議を行いました。

美波町自主防災会連合会役員会を 1 月 28 日に日和佐地区、29 日に由岐地区でそれぞれ開催し、昨年 11 月に実施しました、事前復興まちづくりに関する住民意向調査の第 1 弾の報告をさせて頂き、アンケート結果に関する質疑応答、意見交換などを行い、2 月 23 日から各地区での開催する住民懇談会における課題整理などを行いました。

2 月 6 日午前 10 時 25 分に、徳島県南部を震源とするマグニチュード 5.0 の地震が発生し、牟岐町で震度 5 強、美波町で震度 4 を観測しましたが、幸いにも津波は観測されず、人的・物的被

害も報告されませんでした。日和佐保育園と幼稚園の園児や職員は、徳島県南部総合県民局美波庁舎に歩いて避難し、日頃の訓練の成果が十分に発揮出来たと思います。なお、心配された余震も今のところ発生しておりません。

「Join Town 徳島プロジェクト」による阿部地区避難訓練が、2月7日に阿部地区をフィールドした実証実験の一環として、テレビを利用した第2回目の避難訓練が実施されました。今回は、前日に地震があったことから、緊張感の中で住民150名ほどの参加がありました。今後、今までの実証実験を検証し、防災・災害時の安否情報、高齢化対策などについて、検討を重ねる予定であります。

事前復興まちづくり住民意向調査地区別懇談会を、2月23日に東町ほか7自主防災会、25日に由岐湾内3地区自主防災会、27日に山河内自主防災会、28日に桜町ほか6自主防災会及び北河内ほか3自主防災会において開催し、11月に実施しました事前復興まちづくり住民意向調査の結果報告及び地区別課題に関する意見交換、事前復興まちづくり構想の検討などを行いました。なお、3月にも残りの自主防災会でも地区別懇談会を開催する予定と致しております。

美波町防災会議を2月27日に開催し、美波町地域防災計画の改定などについて協議と意見交換を行い、美波町地域防災計画の修正（案）を承認して頂きました。

次に、由岐支所関係では、阿波銀行由岐支店の移転による由岐支所OAフロア工事については、1月16日に発注し、2月7日にほぼ完了致しました。工事と並行して2月7日に事務スペースを庁舎西側から東側への移動作業も行い、2月9日から新しい場所で業務を行っております。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、木岐小学校の今後の在り方について教育委員会から考えが示されましたのでご報告致します。木岐小学校につきましては、今後児童数の減少が予想されることから、望ましい学習環境の維持が難しくなると考えられ、教育委員会は地域の意見をお聞かせ頂きながらその対応を検討して参りました。木岐小学校の現状と今後の児童数の推移をお伝えし、今後の義務教育の在り方についてご意見をお聞かせ頂く会を保護者、地域の皆様を対象に昨年11月から12月にかけて7回開催し、その後に休校に関する説明会を本年2月に3回開催し、休校に対するご意見をお聞かせ頂きました。ご意見の主なものは、「子どもたちにより良

い学習環境を与えて欲しい。」「休校になるのは残念だが、児童数を考えると仕方がない。」というものでした。2月24日の定例教育委員会において、より良い学習環境への配慮から、平成27年度末をもって木岐小学校を休校し、在籍児童は由岐小学校において学習することを決定しております。学校が休校することは地域にとって残念なことではありますが、私としましても教育委員会の決定を尊重したいと考えております。

次に、社会教育関係では、1月2日に新春恒例の第54回由岐駅伝競走大会が、由岐青年会主催により開催されました。7チームが参加し、由岐支所前を発着点として5区間12.3kmのコースで健脚を競い合い、西の地Aチームが優勝し、5連覇を飾りました。

1月3日に、平成26年度美波町成人式をコミュニティホールにおきまして、開催致しました。本年の新成人該当者は、男子33名、女子29名の合計62名でありましたが、そのうち男子29名、女子23名の計52名の出席がございました。

1月17日に、鉄道大好きマエストロ秋山和慶氏による「にぎわいづくり音楽列車事業」として、音楽の旅演奏会が開催されました。徳島駅を出発した音楽列車に、途中、阿南駅からすみれコーラス、さくらコーラスのメンバーも乗車し、列車内で秋山和慶氏の指導を受け、午後から美波町コミュニティホールで開催された演奏会にも出演しました。来場者は約150名で、会場は大いに盛り上がりました。

美波町スポーツ少年団駅伝大会が2月1日に開催され、海部郡内のスポーツ少年団16チームが参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部では、美波S J Aチームが、女子の部では、由岐J V C Aチームが優勝しました。

次に、水道課関係でございますが、上水道事業では、丹前水源地送水ポンプ2号で異常を知らせる警報が作動し、故障の原因を調査したところ、電気モーターの絶縁不良と判明したため、電気モーターのコイルを巻き直す事とし、1月末までに修繕を終えました。また、舗装工事のみ残っていた町道弁財天3号線の老朽管更新工事は、2月15日に完了致しました。

また、簡易水道事業では、由岐谷裏配水池更新工事基本設計業務は、3月末までの完了予定で、現在、現地測量を行っております。木岐配水池更新工事に伴う実施設計は、現在、現地測量及びボーリング調査を行っていて、業務完了は5月末になる見込みで、翌年度へ繰越となる見込みのため、木岐配水池更新工

事についても翌年度に繰越して、12月末の完成を予定しております。

以上、町政の取組みに対する一端と「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第1号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。町が出資している法人で、資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられております。株式会社道の駅日和佐につきましては、町が55.25%、現株式総数400株で20,000千円、うち町の出資額は221株で11,050千円を出資しておりますので、地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するものであります。

議案第1号「専決処分の報告について」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決第1号「平成26年度 美波町一般会計補正予算(第6号)」は、補正額はなく、債務負担行為の期間の変更であります。昨年9月議会で承認を頂いておりました基幹系システムのシステム利用料にかかる債務負担行為の期間について、平成26年度から平成32年度の7年間としていたものを、契約にあたり契約先である(株)四国情報管理センターと協議の結果、保守期間が平成33年度まで可能となったことにより期間を1年間延長し、平成26年度から平成33年度の8年間に変更するものでございます。

議案第2号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」は、過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めものでございます。美波町の過疎地域自立促進計画に、新たに事業を追加するための変更であります。追加事業は、次の13事業であります。①農山漁村持続活性化推進事業、②市町村道路改良追加(奥河東西線改良、田々川大久保線改良)、③公営住宅長寿命化計画策定、④医療保健センター建設事業、⑤福祉計画策定、⑥診療所建設事業、⑦多目的集会施設整備、⑧子ども・子育て支援事業、⑨障害福祉計画策定事業、⑩事前復興計画策定事業、⑪耐震改修促進計画策定事業、

⑫道路構造物調査事業、⑬まちなか再生支援事業、なお計画期間は、平成22年度から平成27年度までの5カ年であります。

次に、議案第3号から第9号までは、指定管理者の指定に関する議案であります。議案第3号から議案第9号までの各施設は、それぞれ指定管理により施設の管理を行って参りましたが、平成27年3月31日をもって指定の期間が終了致しますので、引き続き同一団体にそれぞれ指定管理を行って頂くものであります。議案第3号から議案第8号までの各施設の指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、議案第9号の道の駅日和佐は平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間としており、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第3号は「美波町立公民館の指定管理者の指定について」であります。美波町立公民館28施設を各地域町内会に、議案第4号「美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について」は、美波町児童館、女性会館を社会福祉法人美波町社会福祉協議会に、議案第5号「美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」は、美波町デイサービスセンターの「竜宮」を社会福祉法人美波町社会福祉協議会に、「浦島」を社会福祉法人東紅会に、議案第6号「美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について」は、「長寿村」を社会福祉法人由岐福祉会に、議案第7号「美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について」は、美波町地域防災拠点施設を東由岐町内会に、議案第8号「美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について」は、「志和岐地区移住交流支援施設」を志和岐町内会に、「阿部地区移住交流支援施設」を阿部の未来をつくる会に、議案第9号「道の駅日和佐の指定管理者の指定について」は、道の駅日和佐を株式会社道の駅日和佐に、それぞれ引き続いて指定管理を行って頂くものであります。

議案第10号「美波町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（条例第1号）」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例を新たに制定するものでございます。

議案第11号「美波町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について（条例第2号）」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を新たに制定する

ものであります。現在の教育長は、教育公務員特例法の適用による勤務時間等の条例を設けていましたが、新しい法律の制定に伴い、この法律の適用を受けなくなったことから条例は廃止し、新たに勤務時間等に関する条例を制定するものであります。

議案第 12 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 3 号）」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、美波町公告式条例他 7 条例の一部改正及び廃止について整理する条例を制定するものであります。新たな法律の制定に伴い、美波町公告式条例など 8 本の関係条例を一括して一部改正及び廃止を行うものであります。

議案第 13 号「美波町立認定こども園条例の制定について（条例第 4 号）」は、認定こども園を設置するための条例制定及び附則による関係条例の整備を行うものであります。小学校就学前の子どもに対して、教育及び保育を一体的に行うことにより、その心身の発達を助長するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的に、認定こども園を設置するための条例を制定及び附則により関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第 14 号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について（条例第 5 号）」は、退職手当の事務委任先である徳島県市町村総合事務組合の退職制度改正に伴う早期退職に係る条例を新たに制定するものであります。国家公務員退職手当法が平成 25 年 11 月に一部改正されたことを受け、市町村の退職手当の支給事務を委任している徳島県市町村総合事務組合の退職手当に関する条例が改正されたことに伴い、町において早期退職制度に係る条例制定の必要があるため新たに制定するもので、最大で 45 才から早期退職の募集認定が行えることとなります。

議案第 15 号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）」は、平成 26 年の人事院勧告の給与制度の総合的見直しに基づき、俸給表水準を平均 2% 引き下げるなどの関係条項の一部を改正するものであります。平成 26 年 8 月の人事院勧告の給与制度の総合的見直しに基づくもので、俸給表の水準を平均で 2% 引き下げると共に、地域手当の新設とそれに伴う関係規定の改正、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の見直し、昨年 12 月に引き上げた勤勉手当を 6

月期と 12 月期に平準化するための引き下げ等となっております。

議案第 16 号「美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 7 号）」は、美波町住宅改良資金貸付特別会計の廃止に伴う一部改正であります。住宅改良資金貸付特別会計については、現在、新規貸付けはなく、償還金の支出のみとなっておりますが、平成 27 年度においては償還金の支出もなくなることから特別会計を廃止するものです。未収金については、今後一般会計で管理収納することとなります。

議案第 17 号「美波町携帯電話等エリア整備事業分担金条例の制定について（条例第 8 号）」は、携帯電話等エリア整備事業の基地局整備に係る費用の一部を電気通信事業者から分担金として徴収するため新たに条例を制定するものでございます。平成 27 年度に予定しております携帯電話の基地局を整備するに当たり、その事業費の一部については通信事業者が負担することとなるため、新たに分担金条例を制定するものであります。なお、分担金の割合は 9 分の 1 となっております。

議案第 18 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」は、消防団員の確保等消防団組織の強化のために、訓練手当等を引き上げるための一部改正でございます。

次に、議案第 19 号から議案第 24 号までの 6 議案は、平成 26 年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でございます。まず、議案第 19 号「平成 26 年度美波町一般会計補正予算（第 7 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 60,341 千円を追加し、歳入歳出の総額を 6,272,395 千円と致しております。なお、年度末であることから、諸般の事情により繰越となる見込みの 6 事業について、繰越明許費として計上致しております。補正額の主なものは、地方創生関連予算として今年 1 月に国から示された地域住民生活等緊急支援のための交付金で、平成 26 年度内に予算計上することが義務づけられているものであります。交付金の限度額としては総合戦略策定経費として 10,000 千円、消費喚起・生活支援型で 20,000 千円、地方創生先行型で 26,000 千円の枠の配分があり、新たに地方創生交付金事業費として補正予算を提案させて頂いております。

主な内容としては総合戦略策定経費では事前調査委託料で 6,200 千円、消費喚起・生活支援型では徳島県が行うプレミアム商品券事業の補助金として 4,000 千円、高校生以下の子育て世

帯への商品券の配付で 9,400 千円の合計 13,400 千円、町単独のお買い物事業補助金で 8,600 千円を計上しております。

地方創生先行型では、地域おこし協力隊事業で報償費など約 4,000 千円、集落支援員事業で報償費など約 3,000 千円、人材育成事業補助金で 1,000 千円、徳島県への負担金事業である四国の右下若者創生事業負担金で 2,000 千円、外国人観光客誘致事業で委託料などで約 4,000 千円、着地型観光事業で恵比須浜キャンプ村の改修工事請負費などで約 5,000 千円、道の駅日和佐活用事業でイベント施設整備工事請負費などで約 15,000 千円、世代間交流の推進事業で高齢者福祉センターの改修工事請負費などで約 5,000 千円、古民家再生事業で 1,300 千円を計上し、全体で 9 事業としております。どこまで執行できるか見通しが付かない事業もあるため、一般財源も含めて予算計上させていただきますので、交付金額よりも予算規模は大きくなっております。

地方創生関連以外の主なものでは、企画費の工事請負費では、空き家再生等推進事業の工事費で 5,000 千円の追加、負担金補助及び交付金では老朽住宅解体費支援事業補助金で 4,200 千円の減額とし、社会福祉総務費の繰出金では、国保基盤安定化事業繰出金で 3,472 千円、老人福祉費の繰出金では、介護保険特別会計繰出金で 1,702 千円、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金では、病院会計運営費負担金で 67,360 千円をそれぞれ追加し、医療体制整備事業費の負担金補助及び交付金では、病院建設事業補助金で平成 26 年度の財源を起債に変更したことに伴い 167,346 千円を減額しております。国土調査費の賃金では、臨時雇い賃金で 1,241 千円、委託料では、地籍調査委託料で 38,372 千円、漁港建設費の工事請負費では、恵比須浜漁港導流堤修繕工事請負費で 9,960 千円をそれぞれ追加しております。住宅管理費の委託料では、調査設計委託料で 5,464 千円を減額し、基金費では、まちづくり基金費の積立金で 30,000 千円、ふるさと応援基金費で 1,890 千円それぞれ追加しております。

議案第 20 号「平成 26 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 26,487 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,191,157 千円と致しております。補正額の主なものは、歳入では高額医療費共同事業交付金確定により 11,937 千円の追加、歳出では保険給付費で 15,300 千円の追加であります。

議案第 21 号「平成 26 年度美波町公共下水道事業特別会計補

正予算（第 1 号）」は、補正額はなく、給与費の調整のための支出科目の更正でございます。なお、公共下水道整備事業の寺前ポンプ場雨水ポンプ長寿命化対策工事については、2 度の入札不調が生じ、工事の発注が 2 月となったことから、27 年度へ繰り越しと致しております。

議案第 22 号「平成 26 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,404 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,282,858 千円と致しております。補正額の主なものは、平成 26 年度介護保険システム改修にかかる費用の追加であります。

議案第 23 号「平成 26 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 4 号）」は、補正額はなく、共済費の調整のための支出科目の更正でございます。

議案第 24 号「平成 26 年度美波町病院事業会計補正予算（第 4 号）」は、収益的収入では収入科目の更正を行い、収益的支出では 6,019 千円を減額し収益的支出の総額を 1,009,639 千円とし、資本的収入では 54 千円を追加し、資本的収入の総額を 654,030 千円とし、資本的支出に 54 千円を追加し、資本的支出の総額を 665,087 千円と致しております。収益的収入では、特別交付税分の一般会計からの運営費負担金などによる収入科目の更正と、収益的支出では医師手当などの減額となっております。資本的収入では、主に 26 年度の収入を交付金から起債に振り替えたことによる収入科目の更正と、資本的支出では機械備品に係る費用の支出科目の更正となっております。

なお、議案第 19 号から議案第 24 号までの 6 議案の補正予算関係議案につきましては、円滑な事業執行のため、本日も審議賜りますようお願い致します。

次に、議案第 25 号から議案第 36 号までの 12 議案は、平成 27 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算でございます。

まず、議案第 25 号「平成 27 年度美波町一般会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,630,000 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 1,030,000 千円、比率で 18.4% の増加となっております。増加要因の主なものと致しましては、建設最終年度となる病院建設事業補助金、平成 28 年 1 月から施行される番号制度に伴うシステム改修委託料、赤松新発谷の携帯電話等エリア整備事業、空き家再生等推進事業、災害対策事業として阿部へリポート整備工事、総合的な安全・防

災基盤整備事業、まちづくり基金積立金などが主な要因であります。

議案第 26 号「平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,294,011 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 150,166 千円、比率で 13.1%の増加となっております。主に、平成 27 年度制度改正による保険財政共同安定化事業の拡大によるものであります。

議案第 27 号「平成 27 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 19,440 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 1,680 千円、比率で 8.0%の減額となっております。

議案第 28 号「平成 27 年度美波町赤河内財産区特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 9,407 千円と致しております。対前年度、同額であります。

議案第 29 号「平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 59,806 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 91,264 千円、比率で 60.4%の減額となっております。木岐配水池の更新工事の完了が主な要因であります。

議案第 30 号「平成 27 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 22,004 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 400 千円、比率で 1.8%の減額となっております。

議案第 31 号「平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 152,091 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 4,315 千円、比率で 2.8%の減額となっております。主に償還金の減額によるものです。

議案第 32 号「平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,226,502 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 2,927 千円、比率で 0.2%の減額となっております。主に、包括的・継続的ケアマネジメント事業費の減額であります。

議案第 33 号「平成 27 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 34,317 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 1,752 千円、比率で 4.9%の減額となっております。主に医薬材料費の減額

によるものであります。

議案第 34 号「平成 27 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 141,075 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 6,708 千円、比率で 4.5%の減額となっております。主に、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものです。

議案第 35 号「平成 27 年度美波町水道事業会計予算」は、平成 27 年度の業務予定量を給水戸数 1,670 戸、年間総給水量を 455,000 m³、1 日平均給水量 1,246 m³と致しております。収益的収入及び支出をそれぞれ 83,000 千円、収益的収入、支出それぞれ対前年度比 1,969 千円、2.4%の増額であります。主に深瀬地区水道施設の国庫補助及び、工事負担金等の長期前受金の戻入が開始されることによるものです。また、資本的収入を 49,600 千円、資本的支出を 60,892 千円とし、資本的収入では対前年度比 49,600 千円の皆増となり、資本的支出では、対前年度比で 50,618 千円、492.7%の大幅な増額であります。主に丹前水源地の電機計装装置の更新によるものです。

議案第 36 号「平成 27 年度美波町病院事業会計予算」は、平成 27 年度の業務予定量を病床数一般 80 床、1 日平均患者数は入院 59 人、外来 245 人と致しております。収益的収入を 1,026,165 千円、収益的支出を 980,327 千円、収益的収入では対前年度比 21,792 千円、2.1%の減額、収益的支出で対前年度比 52,350 千円、5.1%の減額であります。主に給与費、材料費などの減額によるものであります。また、資本的収入を 1,541,037 千円、資本的支出を 1,544,456 千円とし、資本的収入では対前年度比 892,294 千円、資本的支出では 888,295 千円とそれぞれ大幅な増額となっております。主に新病院建設事業費の増額によるものであります。

議案第 37 号「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成 27 年 5 月 28 日で満了するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の再任について議会の同意を求めるものでございます。任期は、平成 27 年 5 月 29 日から平成 30 年 5 月 28 日までの 3 年間でございます。

議案第 38 号「美波町赤河内財産区管理会委員の選任について」は、赤河内財産区管理会委員の任期が、平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、美波町赤河内財産区管理会条例第 3 条の規定により、その選任について議会の同意を求めるものでございます。

赤河内財産区については、その財産の管理のため管理会を設けていますが、任期が4年となっており、その任期が今年3月31日で満了することから、美波町赤河内財産区管理条例第3条の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものがあります。なお、管理委員については赤松・北河内・西河内・山河内地区から選出された7名となっています。

以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。よろしくお願いを致します。

議 長 町長の提案理由が終わりました。

日程第4 質疑を行います。なお議案の内、専決議案第1号、補正予算議案第19号から第24号まで6件、計7件につきましては町長からの早期の決議をお願いしたいとの要望がありましたので、本日先に審議したいと思います。また条例議案第10号から第18号までの9件、人事議案第37号・38号の2件、計11件につきましては11日の本会議で審議したいと思いますので、ご了承願います。

また報告第1号議案第2号から第9号、第25号から第36号までの議案につきましては、各常任委員会に付託し、委員会で審査を行いたいと思いますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑にとどめ、詳細はそれぞれ所管の常任委員会で審査をお願い致します。

質疑のある方は挙手願います。質疑はありませんか。

永本議員

7 番 議 員 8 ページなんですけどね、この捕獲鳥獣解体処理事業、これに対して8ページの上の方ですが、上から3段目ぐらい。運営の仕組みや人などについても徐々に検討を進めて参りたいと書かれておるんですが、徐々にでは困るんですこれ、早急に検討を進めて頂きたいと思います。町長のご意見お聞きします。

議 長 町長

このいわゆる鳥獣害被害も含めまして、躯体をどうするかということで、町もまた住民の方々も非常に頭を痛めているところでございます。現実にその躯体を処理するにあたりまして、処理施設を整備するっていうことは、町単独では今のところなかなか難しいものがございます。そういったことも含めてとい

うことで、徐々というような言い方をさして頂いておりますけれども、もちろん議員がおっしゃるようにこの検討については進めて参りますので、はい、そのように、はい。

議 長 これ以て質疑を終ります。

ただ今議題となつております報告第1号、議案第2号から第9号、議案第25号から議案第36号まで計21件は、お手元に配布しております付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よつて、報告第1号及び、議案第2号から第9号、議案第25号から議案第36号まで計21件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

(時に 10時37分)

(小休中)

(時に 11時00分)

議 長 休憩前に引き続き再開致します。

ただ今から、議案第1号、補正予算議案第19号から第24号まで、計7件の議案審議を行います。

日程第5 議案第1号「専決処分報告について 専決第1号平成26年度美波町一般会計補正予算(第6号)」を議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 (議案第1号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4番議員 すいません、変更する理由つて言ひました。すいません言つてなかつたら教えて下さい。

議 長 総務企画課長

議 長 総務企画課長 変更理由につきますしては、契約に当たりまして契約先であります株式会社四国情報管理センターとの協議の結果、保守期間を1年間延長することが可能となつたための変更でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。これ以て質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第1号「平成26年度美波町一般会計補正予算(第6号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

専決第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第19号「平成26年度美波町一般会計補正予算(第7号)」を議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第19号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

ページ16のですね、老朽住宅の解体費支援補助が4,200千円減額になつとるわけなんですけど、昨年なり毎年の解体数とそれとそういう解体を希望する人に対してのその需要というのか、それはどういうふうになって十分応えられているのか、この減額によって今後の見込はどうなっていくのか、その点ちょっと説明を受けたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

老朽住宅の撤去に係る補助金につきましては、年間であら15軒程度の予算枠を取らせて頂いて、今回2年目ということで申請件数も少なくなっております。それで後1軒今年度中に行う予定でございますけれども、それを除いた分につきましては、補助金をお返しするというかたちを本来であれば取るんですけども、今回は空家再生の方で事業費がいるのではないかとということで、そちらの方へちょっと一部振替さして頂いております。それで来年度につきましては、今年度の実績も踏まえて10軒の予算枠を取らせて頂いております。それで事業費につきましては、国の補助金がある程度融通がきく補助金でございますので、もし希望があれば年度内で増額ということも可能かと思っておりますので、柔軟にその辺は対応致しております。ですから申し込みがあつてできないっていうことはございません。以上です。

議 長

北山議員

4 番 議 員

17 ページすいません、この中に道の駅のチャレンジショップの予算がいろいろ計上されております。先ほど配って頂いた 1 枚ものの中の道の駅日和佐活用事業と同じもんだと思うんですが、チャレンジショップの内容っていうんですかね、そこらをちょっと具体的にもう少し説明頂けますか。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

お答え致します。チャレンジショップにつきましてはと言いますか、この道の駅の活用事業全体としてなんですけれども、根本的な話としまして、また次の議案説明の中にも関連はしてくるんですが、道の駅の収支が非常に悪化しております。前年のこの会議におきましては単年度赤字の計上と言う話であったんですけれども、今回につきましては 2 年連続の計上赤字の計上ということになっておりまして、12 月に開かれました株主総会、その場におきましても監査役の方から非常に厳しい指摘を頂いておりまして、抜本的な対策が必要ではないかというふうなことも指示を頂いているところであります。時期においては「黒字化に向けて最大限の努力をするように」要望するというふうなことまで文章で頂いている状況がございまして、そういったことをベースにしまして、町としても株式会社道の駅任せにはできないであろうということで、さまざまなことを考えていっている内のひとつが、今、議員がご質問のありますチャレンジショップになります。あくまでも現時点のイメージでありますけれども、物産館付近の空きスペースに 10 m²程度の小さな建物をつくりまして、そこをちょっといくつかの何ていうんか落としどころっていうんがあるんですけれども、例えばひとつの方法としましては、チャレンジショップっていう分に関して言いますと、例えば日和佐の方に来て商売をやってみたいっていういわゆる I ターン、あるいは U ターンの人。そういった人達が試験的に例えば飲食業をなんかをやってみる。あるいは物販をやってみる。そういうふうなところとして使うっていうのがひとつあり得ます。もうひとつは飲食店たくさん町内にあるわけなんですけれども、例えばそういった飲食店の方々が相談をして、ワンデーシェフのようなかたちで道の駅で割って行って、自分の自慢の料理をそこで提供すると同時に自分の店の宣伝にも使う。そういうふうな意味合いでの落としどころもひとつあるかと思えますし、また全く違うところでチャレンジショップという言葉から少し違ってきますけれども、事務所的な使い方をしていくっていうこともありうるのではないかと。

ういったところで具体的な規模的なものとしては10㎡程度の小さな建物で、浄化槽を近くに入れて独立して動いていく。運用については先ほど冒頭言いましたように道の駅の収支の改善になるべく繋がっていくようなかたちで道の駅と連携しながら運営していくと、そんなかたちでできないものだろうかということを入れてさせて頂いているものであります。

ちょっと言い訳を先にするようで申し訳ないんですけども、先ほど町長提案理由の説明の中でどこまでできるか分からない事業と言う表現ございました。実際、短い日の中で無理して手を上げている要素がございますので、正直なところ今、具体的にこういうことを考えてますってスパッと言えないところが非常に申し訳ないんですけども、そういった方向の中でこれから具体化進めて行きたいというふうに思っております。以上です

議長
4 番 議員

長 北山議員

今の件についてはできるだけ頑張ってもらいたいと思います。それともう1点、今配られた紙の中の着地型観光事業体験ツアー、ここについてももう少し具体的に教えて頂けますか。

議長
産業振興課長

長 産業振興課長

お答え致します。これも何点かこの中にまとまっている話になるんですけども、まずひとつはですね、この説明資料でいきます。上の段に地域資源を活かした各種ツアーを実施するという表現がございます。各種ツアーとしてありますけれども、とりあえず現時点で一番想定している、期待している部分につきましては、サテライトオフィスの「たからのやま」っていうのがございまして、これは今年度、去年になりますけれども、2回ほど独自の事業として東京から写真撮影ツアーの参加者を募集して連れてきて頂いておりまして、日和佐の祭りの時期、それと由岐の伊勢えび祭りの時期、2回来て頂いておって、既にある程度使える状態になっておりました農林漁業体験施設を滞在拠点として使って頂いて、合計10人ぐらいたったと思うんですけども、そういう取り組みをして頂いたのがございました。それを後押しするようなかたちで出来ないかというのがまずひとつでございます。その下に田井周辺によくばり体験拠点を整備するというのがございまして、先ほど議案の資料の中、あるいは総務課長の説明の中で日和佐田井という表現があったんですけども、当初は恵比須浜のキャンプ村にありますシャワー室をですね、あれを改修できないか、今現在では水シャワ

一しかできませんので、温水シャワーを付けるような試みもできないか。後はよくばり体験がまさに重なってくるんですけども、新しいアウトドアのレジャーっていいですか、スポーツとしてサーフィンボードの上に人が乗かって、それを櫂で漕ぐようなそういうパドルボードっていうものが進んでおります。そういった備品を購入して、旧の老人ホームに保管できないかっていうふうなことをよくばり体験の推進協議会の中で議論しております、実際にそう実験的にやってみてエージェントなんかにも見てもらったっていうことがございます。とりあえずよくばり体験推進協議会ならびに美波町産業振興課としましては、恵比須浜地区をターゲットにしてそういうことでエージェントで見てもらったんですが、ここでちょっと二股の話がちょっと申し訳ないんですが、そのエージェントの方の評価によりますと、バスである狭い道を通って行って恵比須浜の方に行くについてはどうしてもリスクがあると。なかなか進めて行くには難しいところがあるという評価もありまして、それであれば同じ田井の由岐、田井ノ浜の方ですね、そちらの方を舞台にして例えば教育委員会の協力を得てB & Gの施設なんかもうまいこと絡めてできないか、両方とも二股にかけるようなかっこうで今ちょっと検討しているところでありまして、やることは同じなんですね。現在冷水シャワーしかないものを温水シャワー1つでも2つでも付けられんか、そういう備品を買ってそういった保管をどっか近くでできないかというふうなことで、同じようなことを考えているんですけども、あえてこう田井っていう言葉を使わせて頂いているのがそういう二股を今、かけさして頂いているというところでちょっとご理解頂きたいと思いません。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 17 ページの委託料なんですけれども、総合戦略策定事業の分で平成 27 年度に総合戦略を策定するという話で内訳というか1枚ものの中に必要な専門的な調査等を実施するとあるんですけど、どういったところに委託されるのか、どういう内容を考えておられるのかお伺いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 総合戦略策定事前調査委託料というかたちで6,200千円計上さして頂いておりますけれども、今回の交付金につきましては総合戦略の策定に係るいわば委託事業は交付金対象にはならないっていうことで、ただそれに係る調査ですね、資料の調査で

ありますとか、そういった業務については対象ということで、今回まだどの程度のものを調べて頂くかっていうのはまだ、内容についてはまだできておりませんが、この調査委託料 6,200 千円すべてを多分使わないであろうということで、枠取りではございますけれども、総額の中で 6,200 千円というかたちをとらさして頂いております。考えられますのは、今、美波町で行っている事業等も数値ですかね、統計調査の数値でありますとかそういったいろいろなものの基礎資料的なものの調整とか、そういったかたちで調査を実施して頂くための費用を概算ではございますけれども、計上さして頂いております。

議 長 寺下議員
8 番 議 員 それと 24 ページの基金費なんですけど、このまちづくり基金費ってというのは今回新しくというか、できたと思うんですが、これはどの部分に使われる、どういったことに使われるんでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 まちづくり基金につきましては合併当初から基金条例はございました。ということで、ただ今まで積立というのは行っておりませんでした。今回積立させて頂きますのは合併特例債、合併して借入ができるようになった特別な起債ではございますけれども、これを基金に積立することができます。この基金に積立して、地域振興でありますとか、そういった事業に使うために基金に積立させて頂くものでございますけれども、いわば合併特例債ですので、積立てた金額の 7 割については償還時に交付税で見頂けますので、その分有利な起債でございまして、それを基金に積立てまして、使えるのは償還が終わった分ですかね、起債償還を毎年行いますけれども、その償還が終わった分についてはその地域振興とかまちづくりに関する事業に使用可能といったような、こういったかたちで今合併特例債が当初 10 年であったのが 5 年間延長されて 15 年間となっておりますので、その終了までにある程度積立して、それ以後においても使用できるようなかたちで財源としての確保というかたちで、今回 30,000 千円を計上さして頂いております。

議 長 永本議員
7 番 議 員 町長にお聞きしたいです。この 1 枚ものですね地方創世先行事業費の中にこの美波町総合戦略ということなんですが、既に総合計画をと言うことで立派な冊子が各家庭に配布されとんで、名称が非常に紛らわしいと思うんですが、できるんだった

一本化した方がいいのでは、こちらの方がなんか躍動的な総合戦略と言った方がいいのではないのかと、両方ふたつ同じような書類を作って配布したらどっちがどっちや分からんようになりはしないかと思うんですが、どうでしょうか。

議
町

長 町長

今、永本先生のご質問は最もだとは思いますが、町の第2次の総合計画は10年のスパンで美波町総合計画ということで作くらさして頂いておりますけれども、今回の地方創世につきましては、国の方で総合戦略というような固有名詞と申しますか、を使っておりますので、県もそれを使われるというように伺っております。今年も7月を目途に策定をされるということで、国と県の計画が出来上がりましたら、それとの整合性も含めた中で美波町の計画を作るといったようなことになっておりますので、名称としては紛らわしいところがあるかもしれませんが、その5年間に特化した計画ということで、この名称は使わざるを得ないと言いますか、使うようになるということをございますので、そのあたりでご理解頂かなければならないかなあと思っております。

議
9 番 議

長 戎野議員

先ほどちょっと見落としてましたのでもう1点お願いしたいと思えます。この1枚ものの中の外国人観光誘致事業で4,000千円あるんですが、この中には観光協会への先ほどページ17で委託料、いわゆる通訳の配置委託料ということですが、これは観光協会で常時1人を雇ってその費用として配置するのか、観光ボランティアを含めた配置なのか、そのあたりを詳しく説明を受けたいと思えます。それとW i F iの環境設備もこの中に含まれておりますが、これは地域をどの点を中心にするとしているのか、説明をされたい、お願いします。

議
産業振興課長

長 産業振興課長

お答え致します。通訳者の配置ということにつきましては、たまたまであったんですけれども、現在美波町観光協会の方に緊急雇用で配置しております職員さん達が非常にそういう面で有能な方でありまして、できればそういった方を継続的に1名配置できないかというふうな要望が多々ございましたので、それがひとつあります。基本的には特定の人をずっと置いておけるようにしたいという願望のもとにこれを上げさせて頂いております。W i F iにつきましては国の事業で別に動いている事業も丁度ございますので、国の事業から外れるところ、ある程

度広い範囲をカバーする事業をやってくれているようなんですけれども、それから外れるようなところで、例えば大浜周辺にありますとか、あるいは由岐地区の方でありますとか、拾いきれない部分がどうしてもありますので、その辺を国の事業の動きを見ながら対応できていくようにということで上げさせて頂いております。

議 長 戒野議員
9 番 議 員 そしたらその緊急雇用でということなんですが、そういう常時これから雇っていく、雇用主としては観光協会が雇って、そして補助金はずっと毎年これからも出していくという構想ですか。それとW i F iについては特定の企業とかいうんでなくて、どういうふうな整備を実際装備をしていこうとするのか、お答え下さい。

議 長 産業振興課長
産業振興課長 通訳者につきましては、とりあえず現時点ではこの特定財源がまず期待できます。まず補正予算としてはこれで来年度分かして頂くと、それ以後につきましては先ほどの総合戦略の中に位置づけることによって一定期間については対応できていくのかなあというふうに思うんですけれども、長期的につきましてはちょっと何とも今の段階では申し上げようがないかなあと思っております。それとW i F iの設備につきましては、先ほども言いましたが国の方の補助事業が動いている部分がございますので、そちらの方をうまいこと見ながらですね、できる限りセキュリティーの安全性のあるものを考えていく必要があるのかなあと言うふうに思っているところです。

議 長 他に質疑はありませんか。
向山議員

1 0 番 議 員 私からは地方創世交付金事業の消費喚起生活支援事業費について 2 点ほどお聞きしたいと思います。まず町内でお買い物事業、これはレシートで確認されるという先ほどの説明だったんですが、町内の小売店はレシートを全部発行しているのかどうかというのと、後、交付は役場でするのか、商工会に委託等するのかというのと、小さいことになるんですが5%と商品券の最低単位ですね、例えば何百円とかいうものなのか、決めておるのかというのと、後 1 点、プレミアム商品券の事業、地域商品券の配布なんですが、生活支援が必要な子育て世帯、これは子育て世帯、高校生以下の方全部が生活支援が必要な世帯として解釈をしいのか、それと配布する商品券ですけども、例え

ば 1 世帯いくらかとか、何人おればいくらかそういったものが決まっておるかどうか、説明をお願いしたいと思います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からは町内でお買い物事業につきまして説明をさせていただきます。基本的には商工会、美波町商工会の方で対応する事業でございます。一応レシートを合計金額の 5%分の商品券と言うことに、さっと言いますとそうなりますけれども、商品券と言う限りは特定の金券になっていきますので、きちっと 5%でいくわけにはいきません。ですので現在そうていしている商品券としては額面が 1 枚 500 円ということを想定しておりますので、当然ロスにつきましてはご容赦願わないと仕方がないというふうに考えております。あと対象業種としましては、小売業・飲食業・サービス業ということで、基本的にはこの 26 年度の頭に県の商工会連合会がやりました商品券の事業と対象を同じと考えておるようでございます。後レシートにつきましては基本的に店名があるレシートとそれとないレシートっていうんがあるようなんですけれど、ないレシートについては専用のスタンプを作って頂いて、そのスタンプを使ったものについて認めていくというふうなことで、基本的にはそういったものを商工会の方に持って行って頂いて、商工会の方で商品券にその額面に応じて交換してくと、そういう流れのことを想定しているようでございます。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは地域商品券配布のことについてお答えをさせていただきます。これについては先ほど小坂課長からの説明がありましたプレミアム商品券の中の生活支援型というところでございまして、プレミアム商品券を町が 100%買い取りまして、子育て世帯への配布を行うものでございます。対象については高校生以下、子どもの数を全員として対象としておりまして、配布についても 1 人、今現在考えているところ案なんですが、1 人 10 千円を考えております。以上です。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

すいません、ちょっと答弁漏れがあったと思います。レシートが全部あるんかっていうところがちょっとあります。もしレシートを発行していないところにつきましては領収書を出して頂くと。ちょっと面倒くさいかも分かりませんが、何らかの確認する必要があるということだったので、基本的に現時点では領収書を発行して頂くということになっておりま

- 議 長 す。
他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)
「討論なし」と認めます。
これから、議案第 19 号「平成 26 年度美波町一般会計補正予算(第 7 号)」を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成 11 : 反対 0)
「起立多数」です。
議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。
休憩します。
(時に 12 時 06 分)
(小休中)
(時に 13 時 02 分)
- 議 長 休憩前に引き続き再開致します。
(12 番議員欠席)
日程第 7 議案第 20 号「平成 26 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)」を議題と致します。
当局の説明を求めます。
保健福祉課長
保健福祉課長 (議案第 20 号の説明をする)
(12 番議員、着席 13:05)
- 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑はありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)
「討論なし」と認めます。
これから、議案第 20 号「平成 26 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)」についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成 11 : 反対 0)
「起立多数」です。
議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 21 号「平成 26 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長
議

（議案第 21 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、案第 21 号「平成 26 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 22 号「平成 26 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

高齢者福祉監

高齢者福祉監
議

（議案第 22 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 22 号「平成 26 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 23 号「平成 26 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 4 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

由岐支所次長

由岐支所次長
議 長

（議案第 23 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 23 号「平成 26 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成 11 : 反対 0 ）

「起立多数」です。

議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 24 号「平成 26 年度美波町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長
議 長

（議案第 24 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 24 号「平成 26 年度美波町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成 11 : 反対 0 ）

「起立多数」です。

議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦勞様でした。

(時に 13時31分)

平成 27 年 3 月 6 日（金）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は 12 名です。定数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問を行います。一般質問の通告者は 6 名です。通告順に発言を許可致します。

1 番 舛田議員

1 番 議員 おはようございます。私は次のことを質問致します。移住者向けのシェアハウスを作れないかということであります。美波町は 2006 年の合併以来、初めて転入が転出を上回る社会動態が増に転じました。わずか 6 名の増ではありますが、これは町の勢い、活性化の表れとして素直に喜んでいいんじゃないかと思えます。特に IT 関連、そして美波町で起業を目指す人達が増えている、そんな気が致します。現在でも進出を視野に入れた IT 系企業の視察もあると聞きますし、その関連の移住者が増える可能性もあるわけです。またアウトドアスポーツ系の若者は美波町のフィールドの良さに、一番住みたいところがこの町でもあるとよく言われます。しかしながらそんな移住希望者らが最初にぶつかる関門が住居、住まいでありまして、空き家でありながら貸して頂けない。また条件に合わない等々で移住を断念するケースもあるわけでありまして。最近、進出企業の方や本町に住基を移された方から話を聞きました。それは数名がひとつの建物に住み、居間・台所・風呂・便所等は共用、その住居をベースとして町の状況や自然、人などを見て感じてもらい、そして条件に合った住まいを探して頂く間、利用して頂くというものです。当然有料でもあり、滞在期間も限定をするわけでありまして、移住希望者らが悩みを共有したり、情報交換をしたり、またお試し滞在住居として使える場でもありまして、地域創生とも絡んで、全国的にも増えていくであろうそんな気が致します。そこで町は空き家は空き施設、または新設しての移住者向けシェアハウスをつくれぬか、またそのようなお考えはないかをお聞きを致します。よろしく申し上げます。

議長 町長

町長 それでは私の方からお答えをさせていただきます。まず始めに、舛田議員さんにはサテライトオフィスの誘致事業に何かとご尽力頂きお礼を申し上げます。

さて、サテライトオフィス誘致事業につきましては、平成 24 年にサイファーテック株式会社の進出を皮切りに、現在は起業

も含め 9 社に進出を頂いているところでございます。また現在も新たに美波町への進出を検討して頂いている会社もございません。そういう中で、議員がおっしゃられるように移住定住対策と相まって、空き家等の物件不足が常態化している状態にございます。このようなことから、文化交流施設をサテライトオフィスのお試しオフィスとしてもご利用を頂いているところであります。また移住交流関係では、日和佐地区ではサンラインモビレジで長期滞在の割引事業や由岐地区では阿部の「海女の家」や志和岐の「潮騒の館」など移住交流施設を始め宿泊機能を持った施設もありますが、日和佐地区中心部にはそういった施設が少ないことから、平成 27 年度において城山にある空き家を購入し、交流施設などとして整備する予算を今議会に計上させて頂いておるところであります。利用方法としては、サテライトオフィスのお試しオフィスや大学連携などの取り組みの中での交流施設、また災害時においては避難施設としても活用可能な施設として計画をしているところでございます。

施設の規模は、約 35 畳のリビングと 10 畳の洋室 2 部屋、8 畳の和室 2 部屋となっており、浴室も 2 ヶ所備えている建物でございます。また一方、株式会社あわえも平成 27 年度に戎町に空き家を改修し新たな交流施設として開設予定というふうに伺っているところでございます。今後とも、美波町の資源を最大限に生かしサテライトオフィス誘致に取り組んで参りますので、ご支援の程よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長 1 番 議員 長 舛田議員
今、取り組んでいくとお話を聞きました。これは全国的にも大変、これから進んでいくとか、広まっていくことだと思います。いろんな検索をしてみましても、いろんな全国でもそういうことが繰り返されております。うちの町もですね、こう積極的にどんどんと、この問題に取り組んで欲しいと思います。以上です。

議長 8 番 議員 長 以上で舛田議員の一般質問を終了しました。
続いて 8 番寺下議員の一般質問を許可致します。
寺下議員
議長の許可を得ましたので、私の方からは、大きく 2 問、持続可能な地域づくりについて、と魅力ある教育環境の推進について、質問致します。

まず 1 問目、持続可能な地域づくりについてですが、自治体

が地域の機能を持続するためには、その元となるエネルギーはそこで暮らす人の力、いわゆる地域力に尽きると私は考えます。過疎が進み、高齢化率も41%を超えた本町の現実に立ち向かっていくには、これまで以上にスピードを上げ、かつ粘り強く様々な取り組みを考えなければなりません。皆が諦め、元気を無くしてしまえば、今まで出来たことが出来なくなる現実も目の当たりにし、私自身相当な危機感を持っています。そこで、小さく3点に分けてお伺いします。

まず1点目、数年前から、新規職員の採用も再開し、年々若手職員も増えてきました。そこで若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、若い世代の柔軟な発想を施策に生かすことはたいへん意義があると考えますが、本町においてそのようなPTの立ち上げは考えられているのかお伺いします。

次に2点目、不妊治療は、経済的負担も大きく治療も長期になる場合も多いと聞きます。また治療中の精神的負担も大変大きいものであると考えます。不妊の原因に関しても男性側・女性側どちらにもあり、治療費も高額なため、子どもが欲しくても治療を続けられない現状もあると聞きます。徳島県は「このとり応援事業」として治療費の助成を行っております、また、すみません、ここで調査不足で通告の訂正なんですけれども、県内4つの自治体ではなく、県内では2市6町が上乗せ助成を実施しています。子どもが生まれるということは、地域の宝が、将来の希望が、また1つ増えるということ。治療すれば、生まれる命があるのなら、それは必ず、少子化対策への一助となると考えます。本町においても、ぜひ上乗せ助成を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、3点目、本町の子育て支援施策については、年々充実度が増してきております。そこで、平成27年度から実施されるファミリーサポートセンター事業について、現況と今後の課題を伺いたいと思います。以上3点、よろしくお願ひ致します。

議 副 町 長

副町長

私からは、1点目の若手職員によるプロジェクトチームの立ち上げについてお答えを致します。

ただ今、寺下議員がおっしゃいますように、人口減対策の施策立案でありますとか、地域の魅力発信など、様々な活動や持続可能な地域づくりを自らの将来の問題として意識を高く持つ若い世代の発想を施策に生かすために、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げることは意義深いものである考えおり

ます。現在、役場内でプロジェクトチームに類するものとして、担当課を越えて連携が必要な事項について協議をする組織と致しまして、平成23年9月に立ち上げました危機管理プロジェクトがございます。このプロジェクトは東日本大震災を教訓とし、従来の枠組みによる災害対策を越え、迅速かつ的確な対策及び中長期的な取り組みを総合的に推進するために、課の枠組みを越えた組織として設置を致しまして、これまでに避難路や避難場所の見直し、個別危機管理対処マニュアルの作成等を行って参りました。また職員提案制度によりまして、町が保有する資産のうち、未利用資産等の整理により、町財政負担の軽減を図ることを目的に、資産有効活用方策検討プロジェクトを設置致しまして、その後、新たにインターネットを利用した公有財産売却に関する職員提案が提出されたこともございまして、これらの提案を合わせてプロジェクトチームで検討を開始を致しまして、インターネットによる公有財産売却システムの公売制度の導入に至っております。この制度を導入する際に、課をまたぐプロジェクトチームを立ち上げたわけですが、メンバーの多くが若手職員でございました。また昨年3月の定例議会で町長が所信で表明を致しました「高台移転用地造成構想」について、これについても課を越えました検討ワーキンググループを組織を致しまして、構想の実現性でありますとか、まちづくり全般にわたり、現在も協議を行っております。また直近では、昨年11月に関係課長によりまして「地方創生に関する対策会議」を立ち上げまして、地方創生に関する協議を行ってきております。

このように、若手職員に限ったプロジェクトチームばかりではございませんけども、課を越えて協議等が必要な事案が生じますと、その都度必要に応じて、プロジェクトチームあるいはワーキンググループを立ち上げまして、対応をしております。

今後につきましても、目的でありますとか、必要に応じて臨機応変に対応して参りたいというふうに考えております。特にこの地方創生に関しましては、今年度の早い時期に総合戦略を策定しなければならないため、現在は関係課長で組織している体制に、若手職員も加えた組織体制を整えまして、総合戦略の策定に取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは2点目と3点目について答弁させて頂

きたいと考えます。

まず2点目の不妊治療の上乗せ助成についてお答えを致します。不妊対策と致しまして、議員おっしゃられましたように徳島県の制度と致しまして「徳島県こうのとり応援事業」がございいます。徳島県は、平成16年度から国の不妊治療助成事業を活用し実施されており、直接の窓口は県内各保健所となっております。不妊治療につきましては保険適用のある分・ない分がございまして、保険適用のない特定不妊治療（体外受精とか顕微授精）について費用の一部が助成されております。対象者は県内に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦で、妻の年齢が40歳未満の場合通算で6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満の方については、初年度3回まで、2年目2回まで助成されます。助成金額については治療内容によっても異なりますが、1回につき最大で150千円まで助成されます。また平成27年1月からは男性不妊治療に要した費用の一部も助成されるよう拡大されております。

このように、助成額が高額であるということは、治療に要する費用も大変高額であることが推測されます。保険適用外であることから医療機関によって違いはあると思いますが、体外受精においては、1回あたり300千円から500千円費用負担を提示している医療機関もございいます。徳島県下の補助事業の実績と致しましては、平成23年度554件、平成24年度584件、平成25年度635件、美波保健所管内では、平成24年度3件、平成25年度7件、平成26年度現在2件と聞いております。

議員ご提案の、美波町でも上乗せ助成制度を検討してはどうかとのご質問でございいますが、この事については、議員おっしゃられてますように県内でも一部実施をしている町がございいます。それは徳島県が実施する「徳島県こうのとり応援事業」の決定者を対象として、県の助成額を控除した額の一部を助成していると聞いております。治療をされている方、また不妊に悩んでいらっしゃる方々の経済的負担は勿論、身体的、また心の痛みも大変なものかと思われまます。大変デリケートな問題でございいます。美波町にのにおいても、このような助成制度を実施することにより、子どもを望むご夫婦が不妊治療を受けた際の経済的負担の軽減を図ることは勿論、議員おっしゃられます少子化対策の一助にもなると考えます。

つきましては、この事業については実施に向けて進めていきたいと考えます。助成についての詳細については、今後十分検

討していきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願ひ
します。

続きまして3点目のファミリーサポートセンターについての
現況と課題についてご答弁させていただきます。平成27年度から実
施するファミリーサポートセンター事業ですが、これについては
地域における子育てをする環境づくりを支援するための施策
の1つとしてファミリーサポートセンター事業を実施致します。

ファミリーサポートセンター事業は、社会福祉協議会に委託
し「児童館」で実施を予定しております。育児を支援するため、
育児の応援を依頼したい会員（依頼会員といいます）その方
に対して、育児を応援できる会員（提供会員といいます）を紹
介致しまして、こども園などへの行き帰りのお手伝いや、放課後・
学校行事の休みの時の預かりなどを応援するものでございま
す。美波町でも、平成27年度事業開始に向けての準備の年とし
て、今年度、美波町社会福祉協議会に委託し、育児を応援でき
る会員の育成に努めてまいったところでございます。現在のと
ころは12の方が講習会を受講しております。今月には、依頼
会員・提供会員の募集を行うこととしております。

依頼会員については、各保育園・幼稚園・小学校へお子様を
通じて、チラシを配布することとし、今月の広報みなみにも折
込をさせて頂く予定としております。サポートセンターの役割
について簡単にご説明致しますと、サポートセンターは援助の
依頼があった場合、登録している提供会員を紹介致します。そ
して提供会員と依頼会員の双方の合意の上で援助活動がされる
こととなります。子どもの預かりは原則提供会員の自宅で行い
ます。援助活動が実施されたのち、提供会員よりサポートセン
ターへ報告をする仕組みとなっております。利用料金について
もですが、援助を受けられた依頼会員が、提供会員に直接支払
う仕組みとなっております、月曜日から金曜日の平日の7時
から9時まで1時間700円、それ以外の日時については1時間
800円と予定致しております。

以上が現況と仕組みについてご説明でございます。サポート
活動については、ファミリーサポートセンターが保険に加入す
ることになっております。平成27年度事業開始時期についてで
すが、開始初年度であることから保険適用開始月の5月開始と
考えております。今後の課題と致しましては、提供会員の育成
でございます。提供会員になれる方は、美波町在住で、少し
でも子育ての応援をしたいと思われる方、その上で子育てに関す

る講習会を受講した者としております。大切なお子様をお預かりする制度でございます。提供会員の方々に必要な講習会を受講する機会を設けることで、お預かりするにあたっての意識や知識を身に着けて頂き、十分な安全管理に努めていかなければならないと考えています。以上答弁と致します。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

ただ今答弁を頂きました。2点目の不妊治療助成については大変前向きな答弁を頂きました。実際のところ全国で10組に1組が不妊治療を受けている現状があります。ぜひ更なる検討を行い、実施に向けてよろしくお願い致します。

3点目のファミリーサポートセンター事業については、今後講習会の実施であるとか、課題をクリアしながら進めて行くということでした。地域の見守りの中で子育てができる環境は、保護者にも大きな安心感をもたらし、地域の誇りとなります。またサポートする側にとっても新たな生きがいの創出に繋がります。ぜひ今後も力を入れて頂きたいと思います。

そして若手職員のPTについては、現在のところ担当課を超え、必要に応じてプロジェクトチームであったり、ワーキンググループを設置しているということを上げられました。先ほどの舩田議員の質問の中では、合併後初めて転入超過となったという話もありましたが、サテライトオフィスの誘致や移住コーディネーターの功績もあり、関係者の皆様のご尽力は大変ありがたいと思っております。しかし、自然減は今後も決して避けて通れるものではありません。なぜプロジェクトチームを若手職員に特化するかという理由は、美波町の将来イコール自分達の将来であるから。これから結婚し、子どもが生まれ、その子どもたちが通うこども園や学校、また地域で暮らす日常においては、病院・防災・地域の行事等々、それらすべてが自分達の生活に直結する。言い換えれば、今、持続可能な地域づくりを自らの将来の問題として意識しなければ、自分達が暮らしやすい町にはならないということです。若手職員が地域に出て、町内外の人とふれ合い、調査や様々な経験をする中で、肌で感じる将来への危機感、真に正しいものになると私は考えます。

県内の自治体でも、若手職員のPTを立ち上げ、人口減少対策の施策立案や地域の魅力発信など、様々な活動が行われています。また現在、平成28年度から人事評価制度が導入されることになっていますが、人材開発や人材育成、業務改善等が成されてこそ、人事評価ではないかと私自身は考えています。人

は評価ばかりの環境のもとでは、決して伸びないと思います。そういった意味でも、若手職員のP T立ち上げは、地域づくりの当事者として、互いに知恵を出し合い、汗をかく、人材育成に繋がると考えます。大きなテーマではなくても、どちらかと言えば若手世代が得意とする分野だと考えられるケーブルテレビにある美波町データ放送の記事の編集であったり、町の割り当て分である30分番組の作成等、今あるものを活用した町の情報発信を担当することも可能ではないかと考えます。どうして、そのような体制を考えられないのか、私は不思議でならないのですが、再度お考えをお伺いします。

議 副 町 長

長 副町長

私の方から再問にお答えをさせていただきます。今、議員おっしゃいましたように、若手職員に特化したプロジェクトチームの立ち上げと言うようなことがなぜできないのかというようなことかと思えますけども、私ども先ほど申し上げましたように、特に若手職員に今限ってですね、チームを組織するというようなことではなく、もし仮にですね、その若手の職員の方からグループをつくって、こういうことで例えば問題を同じように協議をしてみたいとか、いうようなことをして頂くっていうことについては特に制約を設けるとかいうものでございませぬけども、やはり組織としてですね、運営っていいですか、機能していくためには若手のみに限らず職員全体で合意形成を図っていくというようなことが重要でないかというふうにも考えております。ただ若手職員がいろんな考えを持ってですね、その提案とかして頂くっていうのも重要かと思っておりますので、その組織の立ち上げの方法とかにつきましてはですね、今後、考えてみたいというふうには思います。以上です。

議 8 番 議 員

長 寺下議員

組織の中では全体での合意形成が必要という部分とか、若手からの声があればそういうことも考えていく。最初の初問の答弁では地方創生対応の中で、若手も入れて検討していくという話があったんですけども、どうも具体的目標がそのままではうやむやになりそうな気がするので、ここで視点を変えて具体的に再度提案したいと思います。初日の町長提案理由の説明で、今後は国の長期ビジョン・総合戦略並びに徳島県版の総合戦略との整合性を図りながら、「新しい人の流れづくり」「地域における仕事づくり」「結婚・出産・子育ての環境づくり」「活力ある暮らしやすい地域づくり」などを基本目標とする本町の人口

ビジョン・総合戦略 5 カ年計画を策定すると述べられました。それを聞いたときに、今回の 1 問目の私の考え方は、町の方針とリンクするのではないかとワクワクしました。4 つの基本項目のうちの「結婚・出産・子育ての環境づくり」これはまさに当てはまり、若手職員だからこそ分かる、今の現実や実情に即した柔軟な発想で、出会いの場づくりを企画してもらえないものか、とも思いました。結婚には、出会いが必要です。特に日本が、ある意味震撼した、日本創生会議が予測した「消滅可能性都市」について、徳島県は 24 市町村のうち 17 市町村が該当し、全国のランキングでは県内ランキングトップの那賀町が 12 位となっています。もちろん、「消滅可能性都市」は、文字とおり町が消えて無くなるというものではなく、20 歳から 39 歳の若年女性の減少が激しく、それに伴う人口減少により行政サービスが立ち行かなる可能性があるという市町村を指しますが、美波町も決して落ち着いてる場合ではないのです。その統計によると、美波町は県内ワースト 4、2040 年には 2010 年と比較して若年女性率が -76.6% という試算が出ています。この現実には、決して遠い先のことではありません。時間は待ってくれません。だからこそ、今、真剣に出会いの場を、若手職員だけでなく、商工会・観光協会・青年会等さまざまな団体とアイデアを出し合って、作る必要があるのではないのでしょうか。一人一人の想いは小さかったとしても、チームは勢いになります。平成 27 年度、徳島県も婚活事業等に力を入れています。町としてもそのような事業等の推進に当たり、企画担当として若手職員 P T を立ち上げることを考えないのか、多分先ほどの答弁ではこれに対する答弁も具体的には頂けないかもしれんのですが、最後にそれをお伺いしたいと思います。

議 副 町 長 副町長
長 再度のお答えになりますけれども、その立ち上げの仕方とか、あるは組織の作り方についてはですね、今、寺下議員から頂いたご意見も参考にしながら、前向きに検討して参りたいというふうに考えます。以上です。

議 8 番 議 員 長 寺下議員
もう質問はしないんですけれども、少し話はそれますが、勝浦町のビッグひな祭りは今回で 27 回を迎えております。昭和 63 年 4 月にスタートしたこのイベント、きっかけは、役場職員有志 10 人の発想からであり、それを 4 回目から地域が引き継ぎ、継続し、発展させているということでした。持続可能な地域づ

くりは、行政・地域が互いにいい影響を与え合い、支え合いながら、次世代を育てていこうとするエネルギーに尽きると思います。今後とも、自ら考え、自ら実践する若手職員の人材育成を行い、それをフォローし良い方向へ導くのは、今、前におられる皆さんであると思いますが、世代を超えたやる気の相乗効果で人を呼び込み、町に勢いをもたらすよう、何らかの形で、ぜひ具体的に実行して頂くことを強く要望し、1 問目は終わります。

次に 2 問目に入ります。魅力ある教育環境の推進についてですが、まず 1 点目、平成 26 年 3 月定例会において、土曜授業については平成 26 年度は実施せず、平成 27 年度以降については、国や県の動向を見ながら検討すると答弁されています。土曜授業は、教育課程内の学校教育としての「土曜授業」と、教育課程外の学校教育として「土曜の課外授業」があり、私は「土曜の課外授業」は、以前あった総合学習的な内容に近いように受け止めているのですが、本町においても、地域の人材に協力を求め、生かすことで、ふるさとに誇りを持てる特色ある教育の 1 つになると考えます。検討の現状についてお伺いします。

次に 2 点目、各自治体において、地域事情や所得格差が教育格差に繋がっている社会問題の解消のため、様々な学習支援活動が実施されています。本町においても、大学との連携により大学生の派遣や地域のマンパワーを活かし、子どもたちの学力向上に繋がればと考えますが、いかがでしょうか。以上答弁の方、よろしくお願い致します。

議 長
教 育 長

教育長
それでは私の方から答弁をさせていただきます。1 点目の土曜授業・土曜の課外授業についてですけれども、土曜授業の実施状況について県教育委員会へ確認しましたところ、県内 5 町において月 1 回の頻度で実施されているとお聞きしております。また来年度は、加えて 1 市 1 町が実施する予定というお話もございました。教育委員会では、2 月に町内校長へ土曜授業について聴き取りを行い、学校現場の意向を確認しましたところ、実施を求める意見はなく、授業時数は確保できているという内容でした。今年度に土曜授業を実施した学校では、スポーツ少年団や部活動を理由とした欠席が常態化しているという状況もあることから、土曜授業をとりまく環境面から考えて時期尚早と判断し、教育委員会としましては、平成 27 年度も土曜授業は実施しないことと致しました。

次に土曜の課外授業についてですが、教育課程外の学校教育という位置づけであることから、県下の実施状況につきましても確認できておりません。学校が主体となった教育活動ではあるものの、対象が希望者であるためにその点では、実施しやすい状況にはあると考えられます。しかし学校教育である以上は、効果のある活動を実施する必要がある、地域・保護者・大学生あるいは企業等と連携するためには、周到な準備が求められることから、協力者にとりましても、手間のかかる活動になることが懸念されます。土曜の課外授業につきましても、現在検討しておりませんが、まず学校の状況を確認した後に、検討したいと考えております。

次に2点目の学習支援活動についてお答えさせていただきます。地域事情による学力向上目的の学習支援活動としましては、大学生や地元ボランティア等による学習指導や、インターネットを活用した学習指導が実施されていると聞いておりますが、これにつきましては、「学習塾が存在しない」、「通いたくても遠距離で通えない」など、地域環境を補う取り組みとして実施されているともお聞きしております。本町はそのような状況にはありませんので、現在のところ差し迫った必要性はないものと考えております。

また、所得格差による教育格差につきましては、義務教育段階で大きく影響があるとは考えておりません。学校内の学習支援としまして、求めに応じて休み時間、放課後に対応しており、学級担任・教科担任に限らず、教員が指導にあたっています。更に、児童生徒が支援を求め易い校内環境となるよう努めて参りたいと考えております。学力向上に向けての大学との連携や地域のマンパワーを活かす取り組みにつきましても、機会を頂きました時に、検討させて頂きたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

土曜授業に関しては詳しい説明を頂きました。検討の状況も説明頂いたんですけども、やはりいろいろな準備がいたりとか、いろいろな課題を考えていかなければならないということは良く分かるんですけども、今までと同じようなことを、新しい取り組みというのを考えなければ子ども達がどんどん減っていく中で、また学校を選んで町外に出ていく人もいる中で、この地域の魅力っていうのもっとこう活かす教育環境っていうのも必要になるんじゃないかなあと私は考えます。地域の特色

を活かした伝統や文化に触れる体験、ボランティア活動や自然体験活動・社会体験活動・国際理解・英会話学習など、創意工夫をすれば、また学校や家庭・地域が連携し知恵を出し合えば、他の自治体に負けない教育環境がさらに整うのではないかと思いますので、そういう部分に関しては、検討していないというお話でしたが、今後また保護者にどういうふうな環境を求めるとかというふうなアンケートがいいのかどうか分からないんですけども、そういうふうなことも含め、検討をして頂きたいと思います。

学習支援に関しては、先ほどの答弁では学校の先生の指導っていうのは個別的にも行われているということで、充実しているという答弁でしたが、教員のOBであったり、最近では出始めているサテライト、こうビデオ学習とか、そういうものも学習の方法としてはあります。学校の先生の指導に加えて、さらなるツールや人からの指導により、子ども達の学習意欲もさらに高まるのではないかと思います。学力テストも経ながらいろいろな把握っていうのはしてきていると思うんですけども、子ども達の学習意欲っていうのは現在のところ向上しているのか、そこを少しだけ分かる範囲でお伺いします。

議 長
教 育 長

教育長
子ども達の学習意欲についてですけども、子ども達はいつの時代も学習意欲を持っている子と、ちょっとまあスポーツでありますとか違う方が得意な子とおいでだと思いますけれども、学校としては当然ながら学習意欲・モチベーションを高めながらなぜ必要とか、自分の為になるとか、達成感を感じるとか、というようなことを子ども達に体験させながら指導をしているということをご心配はいたしません。子ども達につきましては、今ちょっと問題になりますのはいろいろゲーム関係であるかと思えます。ゲームにつきましては長時間使用する子がいるということもありまして、その辺につきましては指導をお願いしてございます。ですので、その時代時代の子ども達の興味を引くツールがございまして、その辺で勉強の邪魔になっているところあるかと思えますけれども、子ども達の意欲を高めるという努力は今も続けているということで、ご理解を賜ればと思っております。

議 長
8 番 議 員

寺下議員
もう一度ちょっと、私がこう理解できなかつただけかもしれないんですけど、学習意欲を高めることを学校教育において取

り組んでいるということでしょうか。どういうふうな部分で、まあ言うたらなんだろう、それぞれの個々を認めるとか、何ていうんかな、学習意欲の向上はどういうことを持って高めるように持っていつているのか、ちょっと具体的に分ければお伺いしたいんですが。

議
教
育

長 教育長

長 一番具体的なことは、授業が分からないと学習意欲は高まらないので、個別の指導とか、先生の方からその学習の理解を深めるように支援をして、子ども達の達成感を育てて、学習が面白いという、そういう動機を作っていくという取り組みは従来から続けておりますということで、具体的にはそのような取り組みになりますということです。

議
8 番 議

長 寺下議員

長 ただ今答弁頂きましたが、過疎の進む、加えて財政状況もかなり厳しい小さな自治体の活性化には特効薬はありません。教育環境においても発想の転換や、創意工夫により、粘り強く地域欲の底上げを行うことが大事だと思います。子ども達の笑顔はこのまちの希望です。今後とも本町の特色ある教育環境づくりに学校・家庭・地域を上げて取り組んで頂きたいと思います。以上で私の質問は終わります。

議

長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 9時45分)

(小休中)

(時に 10時05分)

議

長 再開します。

続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。

北山議員

4 番 議

長 それでは一般質問をさせていただきます。私は大きく2点についてお聞きします。まず第1点目は12月議会でも質問しました「人材育成基本方針」の見直しについて、その進捗状況をお聞きします。

1点目、先日、町が人材育成基本方針を見直すために実施した、「人材基本方針」改定のためのアンケート調査の集計結果を頂きました。そこでこのアンケート結果から何が分かり、どう見直すことになったのか、お聞かせを願いたいと思います。

次に2点目、今回の地方公務員法の一部改正については、整備しなければならないのは「人材育成基本方針」ではなく、人

事評価制度を導入したり、職務給原則を徹底するための条例を定めなければならないと考えるがどうですか。また12月議会の答弁で「どうしてもスケジュール的に平成27年3月を目指していくべきで、それ以後になると年度の目標が立てられなくなる」と言っていた、人事評価制度の基本方向の決定、それから人事評価制度の基本項目の決定、それから人事評価のスケジュールと様式等の検討、それからマニュアル等の作成、それから制度説明会を数回実施、また評価者・被評価者両方に対する説明会はどれだけ進んでいるのかお聞かせ下さい。また「平成27年度に試行して、一部職員のみ対象として実施し、試行後アンケート等で見直し調整を行った後、平成28年度に実施する」と言っていた件について、どのようなスケジュールになっているのか、お聞かせを下さい。よろしくお願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

答弁させていただきます。まず「人材育成基本方針」改定のための進捗状況についてでございますけれども、12月にアンケートを実施致しまして、その集計を行ったわけでございますけれども、これについては1月7日の課長会におきまして、その内容の説明と、全職員にその結果を周知しているところでございます。その後、人材育成基本方針（案）をとりまとめまして、2月3日にこれもまた課長会におきまして内容についての意見、それから全職員にも周知致しまして意見を求めたところでございます。その意見を踏まえまして、今月3日にまた課長会においてその修正点を報告するとともに、全職員にも内容を周知致しているところでございましょう。

なお、この人材育成基本方針につきましては3月中に取りまとめさせていただきますと思います。それでご質問の中のアンケート結果をどう取り入れていくかといったことでございますけれども、このことにつきましては改訂版の中にちょっと書き込ましては頂いているんですけれども、これまで職員の接遇等につきましては、町民の方から多くのご指摘を受けまして、そのたびに庁内会議等で注意喚起を行ってございましたけれども、町民アンケートの結果、まだまだそういった取り組み・改善すべき点が数多くあるということでもあります。また逆にまあ対応が親切であったりとか、良い印象を持たれている方もたしかにございます。そういった現状を踏まえまして、人材育成のキーワードを設けまして、キーワードと申しますのは職員がこういったキーワードを持って、この人材育成基本方針を理解する上で設

定するものでございますけれども、その中に町民視点、それからコミュニケーション・信頼される職員・政策立案能力・責任感、こういったキーワードを設けて、職員が業務に臨んでいくといったことと、職員像につきましても作成致しまして、こういったようにアンケートをもとにその目指すべき職員像というのを作り上げまして、それをどうすればそういったものに近づけるかというような内容を今回の改訂版の中で示さして頂いているところでございます。

もちろんこの中には先ほど申されました地公法の改正に伴う人事評価制度についても、もちろん盛り込んでおりまして、人事評価制度については平成28年4月から実施ということで決められておりますけれども、このことにつきましても、適正に人事評価をするために、やはり職員が活躍できる場所、職場環境の整備というのも非常に大事になってくると思われまいます。そういったことも踏まえまして、適正な職員管理をはじめとするその内容もこの方針の中には盛り込まさして頂いて、その中で適正に人事評価制度を構築致しまして、職員のやる気といいますか、そういったものをさらに引き上げるような、そういったことを行っていくというようなことを取り上げております。それから人事評価制度の取り組み状況でございますけれども、人事評価制度につきましても一番難しいところが、評価する側の管理職等のやり方といいますか、そういうのが一番難しくなってくるわけでございますけれども、そういったことにつきましても人事評価のマニュアル本といいますか、そういった資料を課長職全員にはいき渡してございまして、とりあえずそういったどういうものかというのを理解して頂くということで行っております。それで研修会等についてはまだ開催はできておりません。それで研修会につきましても、できるだけ早いうちに開催致しまして、27年度の早いうちにはそういった職員等へのヒヤリング等ができるかたちに持っていきたいと思っております。ですから一番ポイントとなるのが評価者側の研修ということで、その辺は十分に管理職等に研修をして頂くということでお願いしたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議長
4 番 議員

長 北山議員

それでは再問をさせていただきます。1点目のアンケート結果から何が分かり、どう見直すことになったのかという質問に対しては、キーワードを設定して職員の目指すべき職員像ですか、を決めてやっていくというような、そういう答弁だったと思う

んですが、これについてはこのアンケート結果を頂いておるんですが、このアンケート結果の集計結果からどういうことが分かったのか、それをお聞かせ願いたいんです。これはちょっと見さして頂きますと、現在の町職員に対する良い印象、それから悪い印象、これが出されております。1番につきましては良い対応が親切であるが悪い点、決められた仕事しかしない。2番目は良い点は良識がある、悪い点はしかし挨拶をしない。3点目は町に愛着を持っているが良い点、悪い点としては町に愛着を持っていないというようなそういうような結果も出ています。あなたはどのような職員像を、職員を望みますか、裏返せば町民ができていないことをこれからどういう職員を望むのかというような、そういう問いに対しては一番多かったのが町民の立場に立って物事を考える職員。2番目は柔軟な対応のできる職員、3番目は誰にでも公平に接することができる職員、うんぬんと20番まであります。この中でどういうことが分かって、そして今まであります美波町人材育成基本方針のどこを変えようということになったのか、もう少しそこを具体的に教えて頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

2点目につきまして、これにつきまして12月議会で総務課長が答弁されております。1つ目の人事制度の基本方向の決定、それから人事評価制度の基本項目の決定、人事評価のスケジュールと様式などの検討、それからこれは先ほどマニュアル等の作成と、これは作成されたやつを各課長に配られたと、そういう理解でいいんですかね、なんかできてあるものを配られたような答弁だったやに思うんですが、これは総務課長が作成するんだというように、そういう答弁だったやに思います。それと5番目のこれはできていないですかね、制度説明の複数の実施と評価者と非評価者両方に対する説明会、これはできていないので早急にやりたいというような答弁だったんですが、ここらにつきまして総務課長は3月までにやらなんだら途中では目標が立てられないんでというような、そういう答弁だったと思うんで、この内容についてどのような状況なのか、それをも少し具体的に教えて頂ければと思います。それともう1点、27年度では一部職員のみを対象にして施行すると、そして施行した後にはアンケート等で見直しをして、見直し調整ですか、それをして、後に28年から実施するといっていました、それについてもどのぐらいの時点でやっていこうと考えとんか、そこらのスケジュールをもう少し教えて頂けますか。これは28年度で必ず

やるということになっていきますので、やはりきちっとスケジュールを立てて、やっていかなければなかなかできないと思いますので、そこのところもう少し具体的に教えて下さい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

アンケート結果につきまして、新たに見直しする点についてのようなどころがあるかというような内容だったかと思えますけれども、今ございます人材育成基本方針っていうの全 8 ページ程度のものでございますけれども、今回は 15 ページにわたるものとなっております。内容につきましては以前あった方針につきましてもちろん盛り込まれておりますし、今回新たにこういったアンケートをしました結果についてももちろんその課題と言いますか、アンケートの内容についても盛り込まして頂いて、それに対応するための職員像を上げさして頂いております。ちなみに職員像につきましては、町民の立場で考え行動するとともに、未来の美波町を想像する職員というような職員像を掲げまして、職場像っていうのもあります。職場がどうあるべきかということで、職員がやりがいを感じ能力を最大限に発揮できる職場といったようなこういったイメージを掲げまして、まずは職員がそういった認識を持つというのが一番大事かと思っておりますので、そういったものを掲げて職員ももちろんこれを理解し、業務にあたるといったよなかたちをとらさして頂いております。それで変更点につきましては他にも最近多くありますメンタルヘルス、それからワークライフバランスといたしますか、職場環境についても特にまた明示をしているところでございます。そういうことでアンケート結果による現状と課題も含めてこの改訂版を作成するというに致しておりますので、ご理解頂けたらと思います。それからマニュアルを作成するというので、先ほど私が申し上げました課長職にお配りしておりますのはマニュアルといたしますか、一般的なその専門誌でございまして、人事評価に関するその評価の仕方について書かれたものでございます。それを課長職にお配りしているところでございます。それから評価ですけれども、たしかに早いうちにとということでございますけれども、私どもも隣の阿南市それから那賀町さんにも聞きもしました。それでそういった中で目標設定期間については阿南市さんでは 5 月頃に新たな年度の目標設定をされているということで、うちの方も時間は余りないんですけれども、そういったところを目指していきたいかと思っております。ただ先ほども申し上げましたけれども、評価

する側のこの理解、この制度を理解するのに非常になかなか難しいところがございます。それで十分に研修をしたいというのも反面ございますので、27年度中にそういった試雇も含めて研修も十分にさして頂けたらと思っております。以上かとは思いますが、よろしいでしょうか、これで答弁とさせていただきます。

議長 ちょっと小休さしてもらおうでよ。

(時に 10時25分)

(小休中)

(時に 10時29分)

議長 再開します。

北山議員

4番議員 それでは再再問になるんですが、議長、質問にあまり答えて頂けてないように思うんです。答えて頂けてない中で一緒のことを答えてくれ答えてくれるっていうような、そういうことになっていくんで、そこらのところもう少し理事者の方にも配慮して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは再再問になりますが、私が聞かせて頂きたいのは、第1点目はこの実施されましたアンケート調査、これにも目的を書いております。人事育成基本方針の改定資料とするためにこのアンケートを取ったんだと、そういうのが目的でこのアンケートを取った。そういうふうに集計結果にもそう書かれております。この中でこの結果を集計して、これをもとにこの作られとう人材育成基本方針を変えるんだと、ずっとそう言われてきておりますんで、これの結果をもとにどういう結果でどこをこうこの結果をもとにどうをこう変えるんか、総務課長は前の基本方針は8ページだったんが今回15ページになるんだというような、そういう答弁をされましたが、前の8ページの基本方針につきましても、いろいろ具体的にこれをこのまま実践したらこのアンケートで書かれておるような住民っていうか一部町に係りのある方のアンケートの結果には答えれるような内容のように私は思うんです。だからこれを8ページを15ページに増やすというのであれば、この中でこういうことが分かったんで、こういうことを増やしますというんが答えになるっていうか、私が聞きたいんはそういうことを聞きたいんで、ただたんにかこの結果を踏まえてと言う話なんです、漠然とした話ばかりで、ぜんぜん理解がしにくいんで、そこらのところもう少し分かりやすくこのアンケートの結果をもとに、出た結果をもとにこれを増やすのであれば、こういうことをやると。今まで

何回も私この基本方針について質問をしてきたんですが、この中の常に取り上げてきた住民のつぶやき手帳の活用っていうんですか、これは住民の意向っていうんを取り上げるために町がこれを作った項目だと思うんですよ。そういうことからしたら9月議会の時にも言いましたが、住民のニーズ、住民の考え方っていうんはほとんどこれを実践されとったら分っておったはずなんで、わざわざこういうアンケートをとって、そして今回15ページに増やしたんだって言われても、その内容をちょっとお聞かせ願えなければちょっと理解ができませんので、そのところ再度お聞かせを願えたらと思います。

それから人事評価制度のことにつきましても、これは前回の12月議会でいろいろ課長は答弁をされております。まず人事評価制度の基本方針の決定っていうことに関しましても、人事評価の基本方向の決定、これについては総務課長は給与などの処遇に差をつけることを目的とする処遇管理型とするか、職員の能力向上を図ることを目的とする人材育成型にするかっていうような、そういうことを決めるんだ、決定するんだというような、そういう答弁もありますので、この言われたことについて3カ月ですか、12月議会からこの3月議会までの間に、どういふふうなことができて、どういふふうなことができなかったのか、またできなかったものについては、どこまでやってできなかったというんか、そこらのところを教えて頂ければと思うんで、よろしくお願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

アンケート結果による新たにどこへ盛り込んだかというようなご質問があったと思いますけれども、その中で改訂版の中には職員に求められる能力・意識等ということで、基本姿勢・業務遂行能力ということで、町民視点・責任感・倫理観・改革意識・コスト意識、そういった点からどういった内容というか姿勢が必要なかっていうようなことを個々に示しております。まず町民視点であれば、町民のニーズを幅広く把握し、町民の視点で自ら問題を発見するとともに、町民と連携協力しながら仕事をしようとする。責任感については自分の仕事に責任と誇りを持ち、責任を回避することなく常に努力して仕事に取り組むことといったようなことで、いろいろな項目があるわけですが、そういった設定を行っております。それからまた役職ごとに求められる基本的な役割ということで、課長級であればそういった職場の環境でありますとか、課を統率するとか

評価を行うとかいったような、求められる行動とか役割を職務ごとに具体的に示しているような内容となっております。こういった点が新たに設けられている点かと思います。それでアンケート結果による改正だけではございませんで、もちろん周りを取りまく環境でございますけれども、もちろん地方公務員法の改正なども大きな点ではございますけれども、9年間見直しが行われていなかったということで時代も変わって参りますし、そういった中で職員の方針も変えるべきということで、そういった流れによる改正も盛り込まさして頂いております。それから人事評価の関係でございますけれども、どういうことに取り組んできたかと言うことで、評価の方法についてどちらか、方式をどのようなかたちにするかと言うことで、国から方式については示されております。それで私の方もその内容について十分内容、勉強しているといえますか、内容を確認と言いますか、十分にまあ考えさして頂いて、どの方向がいいのかというのも管理職にご説明できるようなかたちで今、検討を加えておりますので、できるだけ早い時期にその方向性については示されるようにしたいと思っております。以上です。

議長
4 番 議員

長 北山議員

もう最後なんで質問ではないんですが、基本方針について私、今課長は、アンケート結果、改定についてはアンケート結果だけでないんだというような、そういう答弁をしておりましたが、私も他のこといろいろあるんは十分承知してます。しかしそのためのひとつとしてアンケートをやったわけなんで、そのアンケートで分かった結果をどのように、その分はどのように反映されたのか、そういうことを聞いておりますんで、それと私は今後15ページに渡る人材育成基本方針が今回つくられるということですが、この中身について今までのこの8ページの人材育成基本方針ですら、なかなか実施、すべてが実施されていなかったっていうんは、いままでの質問でも明らかなことなんで、今後、せっかく15ページに増量されるんですから、今度つくった基本方針については、すべて実施をして頂きたいと思えます。それとその中身について、これは当然議会も頂くんですが、やっぱり住民にもそういうことを広く周知をして、これからこういう基本方針に基づいて町の職員は住民の負託に応えられるような職員になっていくということを住民に周知をして頂きたいと思えますんで、そのところはお願いをしておきます。

それと人事評価につきまして、これも中身がまったく分から

ないんですが、最終、課長が今検討して、できるだけ説明していけるような状況にしていくというような、そういうお答えがあったんで、まだ中身はこれから検討されるのかなあ、そういうふうに私理解するんですが、できるだけ早く、隣の阿南市が5月からだから美波町も5月からとかいうような、そういう悠長な感覚ではなしに、やはり平成28年度には必ず実施するようなかたちになりますんで、この人事評価については12月議会に課長も答弁をしておりましたが、人事評価をすることによって町の職員の人材育成を進めて行くと、人材が良くなっていくというような、そういう答弁がありましたんで、十分検討して現実国家公務員はもう実施されてますんで、国家公務員に沿うようなすばらしい人事評価ができるように、早急に中身を決めて、実施をして頂きたいと思います。また機会あるごとにこのスケジュールについては聞いていきたいと思えますんで、よろしくお願ひ致しまして、第1点目につきましては終わります。

議 長 北山議員

4 番 議 員

それでは第2点目につきましてお聞きをしたいと思います。第2点目は産業施策検討懇話会の経緯と現状ならびに今後の方針についてお聞きをします。まず1つ目としまして、産業施策懇話会については、町長の強い決意を持って設置され、私たちも時宜を得た施策として賛同し、強く期待し、町の活力の向上する兆しが1日も早く見えるよう願うと同時に、もし私に出来ることがあるなら、全力で応援したいと思います。そこでまず、今日まで1年5ヶ月どのような経過をたどってきたかを簡単に説明して下さい。そして最後に「順調に成果を挙げてきた」いや「見直さなければならぬ」この2つのうちどちらであるか感想をお願ひ致します。

2点目、懇話会は商工会・農業団体・漁業団体・森林組合・観光協会と産業各界のトップがメンバーであり、それぞれがその業種団体の発展について当然責任を持っていると思います。それを町全体の責任を持つ町長が座長としてまとめております。したがって、懇話会のメンバーである各組織団体のトップはその業種の発展・活性化について自分の組織の中で真剣に考え、討議し、努力を重ねるべきだと思います。課題ばかりを唱えて棚からぼた餅を待ってもぼた餅は落ちてくるはずがありません。

先日、第6回産業施策検討懇談会会議録（農業の現状と課題について）を貰い見ました。先の9月議会で提案してあった意

見交換の記録が載っていました。町長にはその実践を頂き、これで本来の会議録になったと思います。それを読まして頂くと、出席者の皆さんが、それぞれの分野の現状を的確に深く把握していることに感服しました。その上で感想を述べさせて頂きまず。まず報告者に対し、素直に自分の感じを述べ有意義な発言が多いと思いました。ただ解決の具体的方向になると、なんとなく不安気に発言していたように思います。したがって会議全体を通して、力強く対策を講ずるといったことにならず、延々と各自の現状認識を展開することになっています。

懇話会の目指すところは、当然活性化策の具体的行動計画の構築であり、その計画実現への歩みであり、望ましい姿を描くだけでなく築き始めることでもあります。しかし審議は真剣に前向きに行われているので、次第にその方向の糸口は見出せると思われま。ただ問題はプロデューサー的役割を担う立場が明確でないことで、会員の間ではその任は町にあるという認識であるようですが、肝心の町にその認識が欠けているように見えます。舟の推進力は十分あるが、舵に故障かあるのか操舵能力の不足か分からないが、しっかり方向を見定め進み、成果を挙げて欲しいと感じました。

そこで提案します。懇話会のメンバーに、最初にそれぞれが課題を発表したように、適当な時期にその団体の「課題解決策の具体計画」を出してもらうこと、それには抵抗はあると思いますが、この苦労なくしては如何なる方策も効果ないと思います。学者の話聞いても、先進地視察に行っても、この苦労なくしては効果は上がらないと思います。もちろん町は全組織団体の指導推進という、大変な責任が生じますが、とにかく各団体それぞれの「課題解決策の具体計画」を作成してもらう方向に進めてはどうですか、お答え下さい。

3点目、今議会初日の提案説明で報告がありました、地域がキャンパス推進事業、参加3大学いろいろな提案が出ているようにお聞きしましたが、それについてもその懇談会で提案し検討すべきであると思いますがどのように考えますか、お聞かせを願いたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から答弁をさせて頂きます。議員もご承知のとおり、産業施策検討懇話会につきましては、平成25年10月31日に影治町長を座長として、JAかいふ販売部長・日和佐森林組合組合長・海部上灘漁業振興会会長・美波町商工会会長・

美波町観光協会会長に参加をお願いし、産業振興課を事務局としてスタートした協議体でございます。

第1回目は、初めての会合ということもありまして、各産業・団体の現状と課題について出席者から5分程度の説明をお願いし、平成26年1月23日開催の第2回目は商工会会長から、3月19日開催の第3回目は日和佐森林組合組合長から、5月12日開催の第4回目は海部上灘漁業振興会会長から、6月19日開催の第5回目は観光協会会長から、10月7日開催の第6回目は先ほども議員がおっしゃられましたようにJAかいふ販売部長から報告を頂き、それを受けてさまざまな話し合いや意見交換を行って参りました。

5月12日の第4回目の会合では、先進地視察についての事務局からの提案や意見交換も行っておりますけれども、それぞれ非常に多忙な方々であるということから遠方への泊まりがけの視察はなかなか参加しずらそうであるというふうな印象を抱きまして、また改めて事務局の方で内容を検討したという経緯がございます。6回目の会合を終えまして、後しばらくしてから5分野をテーマとする会合が一巡したのを受けまして、座長と事務局で次の動きをどのように進めるかという協議を行っておりますけれども、以前に議員も含めまして他の議員からも議会で頂戴いたしました意見も参考とさせて頂きながら、徳島大学総合科学部教授の玉真之介先生、工学部助教の真田純子先生にオブザーバーで懇話会に参加して頂くようお願いし、去る2月27日には愛媛県今治市方面への日帰り視察を行っておりますけれども、それに際しましては、さっそく玉先生に同行して頂きましたが、視察先につきましては、愛媛県今治市の沖にあります来島海峡を挟んでのしまなみ海道の四国側入り口にあります大島、その大島で指定管理を受けておるんですけれども、(株)しまなみという会社が運営しております道の駅「よしみいきいき館」それとその島の反対側になりますけれども、宮窪町漁協が運営する能島水軍「水軍レストラン」、その次に今治市街地にほど近い場所にありますJAおちいまばりが経営しております「さいさいきて屋」、最後に徳島県内になりますけれども、東みよし町の吉野川ハイウェイオアシスに隣接しております美濃田の溯レジャー施設を事務局が選定した中で視察をするように周って参りました。

「よしみいきいき館」につきましてですけれども、これは(株)しまなみの担当者から経営に当たっての苦労話とか、あ

るいはこれから考えていることなどもお聞きしたんですけれども、宮窪町の能島水軍「水軍レストラン」と同様、美波町内沿岸部で、場合によっては道の駅日和佐における新たな魅力創出手段として海鮮バーベキューとか七輪バーベキューといった手法が使えないかと、そういうふうなことを確認するのが主目的として行っていったものであります。「さいさいきて屋」については、魚介類の販売所を含む500坪にも及びます広い直売施設もさることながら、地元産農林水産物にこだわった料理が食べられる食堂あるいはカフェ、更に料理教室を行うことが出来るキッチン、直売所の裏側には農地がございますけれども、その農地での実証圃や学童あるいは市民農園など、幅広い魅力のある機能が一箇所にとまるところが見所ということで案内を致しました。最後の「美濃田の渕」につきましては、バンガローや共同炊事場を見ただけですけれども、夏場、例えばわが町におきましては日和佐川中流域でかなりの水浴客が集まる場所が何カ所かございますけれども、そういった場所に例えばそんな大きな規模でなくてもいいとおもうんですけれども、オートキャンプ場や屋外調理場あるいはトイレ等を整備することで、周辺環境の改善と共に観光開発そして場合によっては津波被災時の滞在拠点を重ね合わせたような施設を整備すると、そういうことを考えてみてはどうかというふうなことが5回目の観光をテーマとした会合でございましたので、そういったこともベースにしながら見学をしたと言うことでございます。

今後のことについてでございますけれども、先ほど議員の方で判断をとということがございましたけれども、過去6回の会議、それと今回の視察内容を振り返りながら、徳島大学の両先生にも外部の視点で助言を頂きつつ、それぞれの分野における課題の掘り下げや具体的な対策などについて議論を深めて参りたいというふうに考えております。その進め方の結果によってということになっていくんでしょうけれども、先ほど提案を頂きました各段階に自らの意志によって、課題解決策を考えて頂く、というふうなことも当然ありうるのではないかと。私はそういうふうな提案頂いた方向で行くのが望ましいのであろうというふうには思っておりますけれども、まずはまだ一巡したところで、この次のステップに入っただけの話になろうかと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

最後に地域がキャンパスについてさまざまな提案が出ているので、それを懇話会の中で検討してはどうかというご提案では

ございますけれども、なるほどたしかにさまざまな提案がありまして、産業施策の中で検討していくようなものがたしかにあるかと思えます。それにつきましてはまた事務局の方から、これ総務企画課の方が所管しておりますので、そういった資料も頂きながらまた紹介して参りたいと思っております。以上です。

議 長 北山議員
4 番 議 員

今、産業課長より答弁を頂きました。先進地視察についての中身についての説明がうるあったんですが、せっかく今までやってきておりますんで、その会合に町長も毎回出られておったように私記憶しておりますんで、最後にそのやった中でどう感じておるのか、町長の順調に成果を上げてきておると感じておるのか、いやもう少し中身を見直して、これからいろいろもっとこうやっていかないかんと感じておるのか、そこらのあたりの答弁をまた再問の後にして頂ければと思えますんで、よろしくお願い致します。

先進地視察、今ちょっと聞かせて頂いたんは、過去にやはりそういうところは今までもずっとこう見てきたところかなあ、私も何回かそれに参加した経緯もありますんで、見てきたところの名前が出ているなあっていうような、そういう感じがします。そこらがその時々でやはり検証して、どないぞこう新たに反映をさせていけないかっていうような、そういうことは当然今までもやってきておらなければならない問題だろうと、そういうふうを感じるんですが、それはさておきまして、第2点目に聞きました課題解決策の具体計画、これは課長も今そういうことはやっていかなければならないと言うような答弁もありました。やはりこれはまず各団体、そこらが自分の手というか町の方がいろいろアシストをしながらでも、自分らでまず考えて、各業種が全てそこらを提案して、それをもとに異業種でまたいろいろ考えていくというような、先日頂いた議事録、あれを読ませて頂いても、各種団体の長はやっぱり業種業種についてもいろいろな認識を持っているんだなっていうんは、本当に改めてあれを読ませて頂いて、そのように感じました。せっかくやはりそれだけの認識を持っておられる方々が、より募って頂いておりますんで、そこらをまず最大限に利用するといえは語弊がありますが、利用するんでなしに、これはやったらその業種の方のためになる問題なんで、そこらを早急にやっていかなければならないんでないんかなと、そういうことも考えられ

るっていうんでなしに、そういう方向にこうやっぱり変えていかなければ、やはりこの間の頂いた議事録を読まして頂いても、各種団体の長がおっしゃったことに町がこうなんか同しような言い方をされているように思います。もう少しやはり町の方がプロデューサー的役割・指導・監督っていうんですかね、そこらを町がどんどんやっていく、今までの意見交換会の議事録がなかった件についても、この間表にして出して頂いたんですが、やはりその中でもその意見としては、やっぱり町とか県とかにある程度指導力を求めるような、そういう意見も入っておったように感じます。それと3点目の地域がキャンパスについての提案ですが、この大学生の提案っていうんは過去にも何人も大学生が美波町にはおいででおる、旧町でも来ておったことからすれば、膨大な提案があるんでないんかなあと思いますんで、せっかくそういう提案を頂いておる、それをどんどんどんどんこの懇談会に資料として提案をして、何かひとつでも実践できていけるような、そういうものを見出していくべきと、そういう資料は膨大に美波町にはあると思いますんで、そこらについてももう少し町の考えをお聞かせ頂ければと思いますんで、どうぞよろしくお願い致します。

議
町

長 町長

それでは北山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。私が思っているのは、各メンバーの方、いわゆる各種団体の長の方々は、今議員がおっしゃった、また議員が感じていることと同じことを感じられていると思います。ですからそれぞれの分野って非常に今、構造的にも状況的にも厳しい状況にあって、そしてその解決策がなかなか見いだせないからどうしよう、どうしたらいいのかっていうようなことであえいでいるというように思っております。そういうことを受けまして、平成25年10月の末だったですけれども、この懇話会を立ち上げて、いろんな業種でそれぞれで悩むっていうことも大事ではあるけれども、いろんな業種が集まって、それぞれ他の業種を見て頂く中で、また自分の業種を振り返るといようなことも大切なんじゃないかというふうな一面もございまして、この懇話会を立ち上げさせて頂きました。きちっとした条例設置でありますとか、要綱設置の会ではなくて、自由な意見を活発に言って頂くようないわゆるフランクな会っていうことでさせて頂いております。議員が冒頭ご質問にあった1点目の成果があったかどうかというふうなことについては、議員が成果っていう評価、

それをどのように感じられているかっていうことにもよりますけれども、私自身はその成果を出すための今道を歩いているというふうに思っておりますので、その成果が上げたが云々というようなことには今は応えられないっていうふうに思っております。議員から頂いた提言であったり、それからまた地域がキャンパスであったり、それからいろんなもののいわゆるご提言っていうのは、この中で皆様方にお示し致しながら協議をして頂くということで、今後とも進めて行くっていうふうに思っております。ですからいろんなことをやっていくっていう中で、以前にも申しましたけれども、何でもすぐに解決するんであれば既に解決されているっていうところがあります。こういったことで皆が知恵を出しながら絞っていく中で、いろんな考えをひとつのるつぼに入れながら新しいものができてくるというふうに思っている、信じていますので、今後もこれを続けていきたいというふうに感じて思っているところであります。以上です。

議長 北山議員

4 番 議員

それでは再再問をさせていただきます。町長からは懇話会の設立の経緯うんぬんの答弁がありまして、成果のことに言及をされておりますが、この成果っていうんは私がここに使わせて頂いたのは、その時々を検証、その各種団体がいろいろ検討する、それをサポートする町側の、で町に質問をさせて頂いておるんで、町がその時々議論についての検証をして、その会がどうだったんか。それをひとつの成果と、検討した結果っていう意味合いです。そういうことの積み重ねが最終の大きな結果に繋がっていく。その時々をやはり検証をやっていかなければやはりその方向性が漠然としてはっきりと見えてこないと思えますんで、やはりそういうことが必要ということで出さして頂きました。そういうことを踏まえて今後やって頂きたいなあと思えます。それと関連しまして、やはりそのこの課題の解決策、私の考えと出席した会員は、私の考えと同じだというようなそういう答弁ありました。それはこないだの議事録を見てもだいたいそういう感じはあるなというんは十分感じます。しかし最初にも言わせて頂きましたが、やはり町の姿勢っていうんがもう少し見えてこんのんですよね、議事録からは。そこらやはり課題の解決策を出してもらおうような、そういう本当にこの課題を解決しようっていうような、そういう姿勢が当然町には必要であろうと思えます。その上に各種団体が各自で課題の解

決策の具体的な計画を出してくれば、これをもとにして視察をしても、その具体的な計画に基づいた視察ができると思うんですよ。各団体・各団体が本当にこう深い考えを持った視察になって、それはおのずと結果に反映して来ると思います。そのことについても学者先生の講演なり、そこらについてももっとう具体的な今回はこういうことについてというような当然こう講演にもなるかと思うんで、早急にこの課題の解決策、これが一番のこう鬼門のように思いますんで、そういうことを踏まえて今後どんどんと進めて頂ければと思いますんで、よろしくお願いを致します。答弁があればお答え下さい。なければ質問は終わりたいと思います、ありがとうございました。

議長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 11時10分)

(小休中)

(時に 11時15分)

議長 再開します。
続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。
戎野議員

9番議員 私の方では質問に出して通告しておるとおり2問の大きくは質問して参りたいと思います。

先ず始めに地域公共交通の展望とサービスの充実という視点でお尋ねして参りたいと思います。本町でも過疎高齢化により通院や買い物難民といわれる方々が増えてきております。町としても高齢者福祉の増進のために交通手段の補完という意味でも公共交通空白地域における高齢者のタクシー利用料金助成事業に取り組んでおるところであります。これは公共交通機関である駅またはバス停から1km以上離れた場所に住居地があり、かつ病院・役場・最寄りの駅までのタクシー利用料金が千円を超える場所に住所地があるものへの助成制度でございますが、その利用制限として、タクシー利用助成券が一月8枚まで運賃のうち千円までを利用者が個人負担するとして、それ以上を町が支払って補助する制度であります。行き先が病院・役場・最寄りの駅として、帰りは自宅までの制限がございます。今日の孤立した社会状況の中では、何回もタクシーを利用して外出することもままならず、例えば病院からの帰り道、銀行やコンビニに立ち寄り簡単な用事を済ませることの方が時代に合っており合理的でございます。他市町村、山梨の韮崎市をはじ

め多くのところでも既にやっているように病院・役場・最寄の駅までの限定だけでなく、銀行やスーパー・コンビニ等、商業施設・商店を含めて買い物や用事等にも使っておるといふ地域が多く見受けられます。8枚の制限以内に限り使用できるように状況に合わせて住民の要望に応じていくべきではないかと先ずその点についてお聞きして参りたいと思います。他市町村では医療機関・公共施設・商業施設・金融機関等にも行き先を限定するまで広げている市町村が多く見受けられるだけに、今後の買い物難民、高齢者の日常生活の利便性を諮っていくという意味からも、この制度の目的に合致するものであるだけに、病院・役場・最寄りの駅の後に等をいれて頂き、利用しやすく効果のある制度の充実にすぐにごとできることとありますので、取り組んでいくべきでないかということをご1点目に答えをして頂きたいとご思います。

2点目でございますが、中山間地域及び交通不便な地域を解消するに向けて、市街地域においても公共交通のない地域が増えている中で、コミュニティバスまたはデマンド型乗合タクシーなど、地域公共交通として実証実験の取り組みから、本町としてはどのような形態で住民の足を確保する取り組みを考ごえていくのか、まごお聞きをしたいとご思います。乗合タクシーの形式が対ご応しやすいのか、路線バスに近いコミュニティバスのようなものがよいのか、特に新町立病院が開院するにあたって、具体的な取り組みをお聞きをしたいとご思います。次に由岐地区に町立病院が完成した時点において、距離的には日和佐地区からの由岐に開設する病院への入院対ご応への緊急搬送等が今度はいより必要となごてくるわけとありますご、現在の由岐搬送班を今ご後どのように配置換ごえ、また対ご応していくのか。緊急搬送は町内統一して海部消防に任せていく時期に來ているのか、その点についてもお答ごえを願ごいたい。そしてその人員を今ご後町内の収容施設や観ご光拠点を巡回するようごなコミュニティバスや、またそういうものに振り替ごえるようごな考ごえはないのか、またNPOや民間バス事業者に委託して運航すごコミュニティバスについて、町営バスとして運航する展望を持つのか、公共手段としての今ご後の取り組みについてお聞きをしたいとご思います。

次にデマンド型タクシーについてでございますが、自治体補填型の方式では将来支えきれなくなる時代も危惧される点とありますご、交通不便地域の交通弱者に対する移動サービスとして、自治体に依存しない民活によるデマンド型乗合タクシーの

運行の可能性について実証実験の結果から具体的な取り組みをどのようにして進めるのか、お聞きをしたいと思います。以上が第1問目のお願いでありますので、まずその1点目からお願いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。公共交通サービスの取り組みについてでございますけれども、議員おっしゃられるように美波町では、高齢者タクシーの助成制度ということで行っております。他にデマンド型の乗合タクシーの実証運航を現在行っているところでございます。タクシー利用助成につきましては、平成23年9月から行っておりますが、制度も定着し年間約50人の方が延べ500回以上ご利用頂いている状況でございます。次にデマンド型乗合タクシーの実証運行につきましては、期間も9ヶ月と短かったこともあるかもしれませんが、日和佐地区では利用実人数は8人、登録者数42人ございましたけれども、延べ59回のご利用に止まった結果となっております。由岐地区においては、現在実証運行中ですが昨年の8月に開始し、2月末時点で利用実人数は24人、登録者数は77人で延べ112回のご利用があり、日和佐地区よりも高い利用率となっている現状でございます。なお由岐地区においてはこの3月から志和岐地区にも新たに運行区域を拡大致しまして、今年7月まで実証運行を行うことと致しております。この実証運行の結果も踏まえて、地域公共交通会議において病院等へのアクセス手段の確保も含めて、美波町の地域公共交通体制のあり方を検討して頂くことと致しております。なおタクシー要助成事業の拡大につきましては、他の公共交通機関にも影響をあたえることも考えられますので、こういった地域公共交通会議に諮らせて頂いて、その結果を求めたいと思っております。私からは以上です。

議 長
副 町 長

副町長

私の方からは、2点目にあります由岐搬送班へのサービス連携と今後の取り組みということでお答えをさせていただきます。

搬送班のあり方について検討するために、平成25年9月ですが「美波町搬送業務のあり方検討委員会」を設置を致しまして、同年の9月3日に第1回目の検討委員会を開催を致しております。この検討委員会では、初めてということもありまして、搬送業務の現状等に報告等について報告をさして頂き、海部消防組合の救急業務とのあり方も含め、今後検討することと致しております。しかしながら、先程、総務企画課長の方が

お答えを致しましたように、デマンド型乗合タクシーの実証実験が日和佐地区において開始をされたということ、それとまあ現在も由岐地区において実証運行がされております。この実証実験につきましては、先ほどありましたように志和岐地区を拡大したということもございまして、今年の7月まで運行を行うということで予定はされております。

この実証運行の結果も踏まえて地域公共交通会議での検討がされるということもございまして。それと合わせまして搬送班のあり方についても検討して参りたいと言うふうにも考えておるため、検討委員会での協議が遅れたと言うようなこともございましてけれども、今年度内に第2回目の会議を行いまして、さらに検討をして参りたいと言うふうにも考えております。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

総務課長が最初に申されましたように、サービスの拡大によって他の交通機関にも影響があるのでないかということ、これは具体的にタクシー会社のことだろうと思うんですが、どこが具体的に影響を受けるのか、これを、高齢者タクシー制度をさらに利用しやすくすることによって、それをタクシー会社が実際担っていくわけですから、それは営業上プラスにならないのか、なるのか、まずお聞きしたと。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

このタクシー利用助成制度の見直しについて、タクシー会社に何か不利な点はあるかということで、ちょっと私の方で考えるには特にはないよにも思います。ただ美波町では廃止路線バスも走っております、こういったバス会社もこの地域公共交通会議には参加頂いております。また運輸局も入ったの会議となっておりますので、慎重に検討させて頂いて、提案はさせて頂こうと思っておりますので、その辺ご理解頂けたらと思います。

9 番 議 員

これの本来の目的は高齢者や足の確保が難しい人に対して、補完する立場でやるということですから、なぜ役場・病院・最寄りの駅までとせず、他町がしているように銀行やスーパーも含めてですね、買い物にも一部使える、そして帰り帰りでまた使う、利用制限が8枚という限定でありますから、それをなぜ認めたくないのか、その点についてお聞きしたいとお思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

決して認めたくないっていうのはございませぬので、手続きとして公共交通会議を経なければ決定ができないという点を

ご了承頂けたらと思います。

議 員
9 番 議 員

長 戒野議員

そしたら検討するという事らしんですが、やはり利用者がその本来のほの助成制度にある目的が叶えられるのであれば、そういった範囲を他町がやっているように拡大していくと、そういうふうな取り組みを強めて頂きたいと思います。まず町長にもお聞きしたいんですが、この町の公共交通の在り方、一体どういうふうにしていくのか、例えばいわゆるコミュニティバスとしてやるのか、既存のバス会社それを見据えて継続するのか、さらにいわゆるデマンド型タクシー、ワゴン車を利活用したデマンド型タクシーをNPOとか、そういうところの活用をしてやるとするのか、本来の公共交通の中心となるものをどうするのか、まず町長にお聞きしたいと思います。

議 町

長 町長

先ず始めに議員が疑問といいますか、そういったのに感じているというのはこういうことだろうと思うんですけども、私どもでタクシーの助成事業をおこなわさして頂いたきっかけというのは、公共交通機関がいわゆるバス路線の廃止代替路線を今、徳島阿南バスと南部バスに行っていて頂いております。そういったことでその路線の沿線の方は私どももその会社に補助金を出している関係で十分使って頂くというようなことがございますから、それはそちらの方を使って頂きたい。ただ美波町は非常に広い広範囲にわたっておりまして、中山間地域を抱えておりますから、公共交通機関がない場所っていうのも非常に多ございます。ですからそういう方達に不便をしているということがありましたので、タクシー助成をさして頂くということで、そこには一定のどういうんですかね、条件を決めさせて頂いたのは議員もご承知のとおりだと思いますけれども、ですから路線バスから一定の距離以上離れている、いわゆる停留所から離れている方に限りというところと、それと利用料金を千円っていうことにさせて頂いた関係で、タクシーの初乗りプラスアルファが千円以上になる場所でないと、使われるんは制限はないんですが、タクシーを個人の方が使われるのは制限はないんですけども、千円を超さないと私どもの利用に則しないといえますか、制度に則しないものですから町内の方々はそれを使えないというように今はなっております。ただこのタクシーの助成制度は美波町のこれからあるべき公共交通体制をどうするかっていうまでのいわゆる経過措置的な制度というふうに私自

身は思っております。先ほど総務企画課長が申したように、あるべき姿をどうするかということで、デマンドタクシーを今、実証実験をやっているわけで、先生おっしゃったコミュニティバスをどうして最初しなかったかということ、コミュニティバスは海陽町でもやられておりました、これを検討する際には海陽町へも出向いていきましたけれども、美波町と海陽町は非常に地形がよく似ております。谷が深くて路線が別れているということで、それを定期的に運航するとなると毎年数千万円の赤字が出ると、現に海陽町は赤字が出ているってということも報告を、それから勉強をさして頂いた中でそういう路線バスの考えは辞めようと、他に何かあるかっていうところで、フレキシブルに出来るデマンド型タクシーを実証実験でやってみようということで2年前からやらさして頂いているところでございます。ですので、最終的に地域公共交通会議では、今あるバス路線の存続も含めて、総合的に検討をして頂く予定でありますので、先生おっしゃったいわゆる場所を特定しない、銀行であるとか商業施設・商店ですね、そういったお買い物にも行けるかどうかとかと言うものについても総合的にその場所で検討させて頂くと言うようなこととございますので、まだそこまで検証結果といえますか、デマンドタクシーの実証実験が終わってない段階なので、そこまで先生の質問に明確にお答えができない今は時期ですので、そのあたりをご理解頂いて、適切な時期が来た時にはそれに対して事前に議会の方に説明をさして頂く機会を設けさせて頂こうと思っておりますので、そういったことをご理解を頂きたいと思っております。以上です。

議

9 番 議

長 員

戎野議員

今おっしゃられたということで、だいたいの方向はいわゆる路線バスの存続と、そしてそれを補助金を出して行きながらコミュニティバスとして町営の独自のものはやらないと、そしてそれを補完する意味で、今、実証実験をしているデマンド型タクシーの活用を今度会の中で検討すると、それと高齢者タクシー補助制度も合わせて充実をさせていきたいと、そういうふういろいろな町のマスタープランを読みましても、こういった公共交通については積極的にやると書いてありながら、具体的にじゃあ方向性をどうするのかということが分かり得なかったもので、そういうふうな理解で結構でしょうか。それでは今申しましたように、サービスの充実についてぜひ取り組みを強めて頂きたいということで、1問目の質問を終え、2問目に移りたいと思いま

す。

2 問目はですね、津波それによる防災への取り組みについて質問をして参りたいと思います。1年前にも同僚議員からの質問に答えて、町長は国・県の指導を頂きながら高台用地・造成構想を進めて来た。構想としては南海トラフ大地震に備えるために防災公園、公共施設等の移転用地などを多目的に利用することが可能な用地を確保したいとして、道の駅西側の山林開発を予定しており、調査費を予算化して町内のワーキンググループ先ほども山路副町長が申されましたように、課を越えての協議会や検討会、そういうものの中で現在協議中だと答えられておりました。町のまちづくりの基本方針、マスタープランにも方向性は書かれておりましたが、この構想で行くとまず公共施設として認定こども園の他にどのような公共施設を考えているのか、そしてまたこの防災公園とはどんなもので、公園としての防災の効果はどのような想定を考えているのか、仮設住宅を建築できるような公園整備なのか、多目的な具体的な目的を説明して頂きたい。若者の定住促進のための高台宅地開発とも言われておりますが、高齢者の福祉住宅と合わせて、町営住宅を建設しようとする構想であるなら、その予測個数・人員等の見込をどれぐらい考えているのか、それについてお聞きをしたいと思います。これらの大まかな計画や構想があって、概算の予定額が考えられると思いますが、その予定額をどの程度見込、その内、国や県の負担と町の負担の割合、それぞれの負担額をどの程度予想しているのかお聞きをしたいと思います。これらの計画や構想、概算額をも説明し、負担と利便性いわゆるメリットとデメリットを住民に提示しながら意向調査、いわゆるアンケートを取っていくのが本来の在り方だと思います。これまでの多くの事業ではアンケートや住民説明会ではほぼ決定した事業案を説明するだけで、住民の要望が十分反映されない、住民に一応説明したという既成事実を作り置くだけという住民からの指摘をされても仕方ないのではないかと思います。防災事業ならこの際、国や県の補助金で賄える部分があるとしても、いずれ国の債務が住民の負担となって莫大な借金の付けが回ってくるのが必然ならば、この事業への選択と決断が町の将来を左右するといわれても過言でないかと思います。今回美波町の事前復興まちづくりに関する住民意向調査第1弾が行われ、先日の新聞発表では高台移転を含めて全町でのアンケートが出されておりました。調査結果を見ると被災後の避難生活を過ご

す具体的な場所の希望であります。日和佐地区の方では自宅42.7%、家族等の家を頼るが15.8%、約6割近くであり、避難所の候補不足があるとはいえ、多くは高台への移転をあまり考えていないという状況も現れております。もちろん新たな住居を確保するまでの長期間の避難生活をどこで過ごすのかの設問の答えにあるように、約4割近くがこの町に住もうと思ひ、約半数近くの人が考えてもいない、考えたが分からないと答えていることから、安全な場所での仮設住宅での数年間を考えながら、東北大震災の状況も分かるように仮設が終の棲家となるのか、もしくは安い家賃での公営住宅の建設、入居が各地の震災後の実態から見ても必要性が判断されていくのか、その検討が大事だと思います。一番津波被害を受けるとされる被災地の希望調査をもとに、高台移転、住宅の建設が想定されると思われませんが、このアンケート結果から住民の意向をどのように判断して、総合用地・造成構想を進めるのか、見直すのかお聞きをしたいと思ひます。先ほども指摘しましたように防災に限らず町の事業において、住民説明会やアンケート調査を行う場合、またはアセスメントいわゆる再評価をするに際しても、住民の意見を民主的に組み入れていくことがより良いまちづくりに必要なことは言うまでもありません。町民の中には「町に意見を言っても何も変わらず、決まったことをするだけの傾向が強い」との不満の声もよく聞きます。町民のための調整とは思われないので、「もう諦めてなにも言う気がなくなってきた」というような意見も見聞きします。町民からそっぽう向かれる希望をもたれない町は、もちろんすたれていきます。住民の意見・意向により住民の為に計画そのものまでも常に再検討とする姿勢を常に持つべきではないか、平成の大合併で疲弊した他町の検証も振り返るならば、町政の10年先を見越した舵取りがより必要になってくると思われますが、民主的な意見反映の在り方、選択と決定を、この間接代表民主制の議会だけではなく、町民からの意見反映をどう捉えていくか、町長にもお聞きをしたいと思ひます。

議
町

長 町長

長 議員から多くの具体的なご質問を頂いたところでございますが、基本的に昨年の3月に高台造成の構想をしたきっかけと言うのは、その前年に幼稚園・保育園のそれからまた未就学児の子どもさんを持たれるお母さん方と座談会をした結果っていうようなところと、それから幼稚園・保育園の保護者会の方から

高台へのいわゆる心配のないところへの移転要望っていうようなものもありまして、それから全体的なところで言えば、この美波町の中で浸水区域が、特に由岐地区では9割余って97%だったと思いますけれども、日和佐地区ではこの当たりを含めて全体の世帯の6割が浸水というようになっております。特にこの市街地についてはほぼ8割を超すぐらいの世帯数になってくるかなあというふうに思っております。そういったところで議会からも以前から高台用地の要望といいますか、ご質問もあったことから、町内でいわゆる利便性のいいところで津波の影響を受けないところがどこにあるかっていうことを役場の中で検討しましたところ、数カ所上がってきたわけですが、その中で道の駅の国道向かいの土地が適地かなということで、大きく構想を発表さして頂いたところであります。そういったことで今現在平成26年度は県の補助を受けまして、その概略の設計を現在しているところであります。それにつきましては、山の地形等もございまして、侵入道路をどのようにするかっていうところが一番鬼門に最初なところでありますけれども、道路も道路法によりまして勾配が決められておりまして、勾配が急だと案外しよいわけでございしますが、やはりある一定の角度以上になると道路法としては不適切と言うようなことがありまして、現在いろんな案を作っているところであります。それから造成をするにあたって土を外部に、場外に搬出するっていうことになると、非常に大きなお金がかかるということで、切り盛りをできるだけ均一にして場外に出さないような方法がとれないかというふうなことも行っております。そんな中で標高を、造成地の標高を高くすると切り盛りはバランスがとれるわけですが、そうすると一方で先ほどいった道路の進入角度が勾配がきつくなって、それでは道路法上具合が悪いでありますとか、いろんなところが出てきまして、今、そういうことも含めまして調整を致しているところであります。先生が最初におっしゃいました公共施設はどのようなものを予定しているのかというような具体のあるんだったらそれを答弁しなさいっていうことですが、それは具体はまだ決まっておらず、まずは幼保の移転地というふうに私自身は考えておりますけれども、その上に防災公園、防災公園はどんな公園かというふうなご質問もございましたが、イメージ的には比較的広いグラウンドみたいな、をイメージしております。被災地へ先生方も行かれた方があるかと思っておりますけれども、南三

陸町の例えば志津川でありましたら、その小学校のグラウンド、そこは浸からなくて復旧のためのいわゆる自衛隊の基地であったりいろんな支援をしてくださるんに来てくださった方の土地として使われてました。女川町でも総合運動公園がそういった役割を担っているということで、私どもも場所的にも桜町地区あたりの方々の避難場所でもありますし、仮設住宅がどれだけ建てれるかっていうのはまた別ですけども、そういったどういんですかね、グラウンド事態は被災をした時にいろんなかたちで使えれるようになってというようなイメージを持っております。そこに隣接したかたちで幼保ができたらいいんではないかと、それからもう少し構想の時は大きく申しておりましたけれども、移住を進めて行くっていう中で、先ほど申しましたように美波町の市街地はほとんど浸水区域になるということで、なかなかその移住をする場合、今の空家をお買いになってそして住まわれるっていうのがあるにしても、津波の心配のないところへ行きたいと、美波町へ住みたいといった場合のひとつの提供できる場所でもありたいなあと、いろいろ欲張っておりますけれども、それから公営住宅の場所でもあるし、それから以前永本議員の方からもおっしゃって頂いた福祉的なかたちの、今、先生がおっしゃったような福祉いわゆるケア的な公営住宅の用地としても使って頂けるであろうし、そのあたりは具体ができとうわけではなくて、可能性のことですけれども、そういったことにつきましても何をするかっていう場合には住民の方々にその意向でありますとか、町の方針をお示しし、そしてご意見を頂く場っていうのは大きなプロジェクトになるかと思っておりますので、そういったところはまた住民の方々にお示しをして意見を聞く機会っていうのは必ず持ちたいというふうに思っておるところであります。以上高台構想等につきましてはそうったかたちで進めさせて頂きたいなあと思っておりますが、まだその今いったような構想自体がまだ構想でありまして、なかなかそのプランにまで行けてないっていうところがございますから、そのあたりご了承頂きたいと思っております。

それから事前復興のまちづくりのアンケート結果についてご質問がありましたけれども、これは徳島新聞にも載っておりますけれども、高台への住宅の移転はそれほど望んでいないというようなタイトルがありましたけれども、設問をよく読んで頂くと、「移りたいけれども、移りたいけども今はちょっと難しいね」と、これは普通の感覚だと思います。今ある住宅を捨

ててですね、それから高台がもしできたとしても移るっていうお金が掛ります。そういったことを考えると、それはなかなか難しいんじゃないかっていうのは私たちも想像できる場所ではありますが、その後の避難場所をどこにっていうと、その設問からはより安全なところで避難所生活を送りたいでありますとか、そういった住民の方々の安全への意識は高いというふうに受け取っております。そういったことで今後ともこの事前復興のまちづくりっていうのは進めさして頂こうと思っておりますし、何はさておきというか、何をするには要は財源がいります。今感じているのは被災地である東北につきましては復興予算がついて、そしてそれが消化しきれないぐらいの予算がついているにも関わらず、なかなかその住民合意であるとか、そういったことができなくて、その予算が使われていない部分があるっていうのが現状です。反対に我々のようにまだ被災を受けていない地域につきましては、計画を立ててもそれが国の補助事業に乗るというのは非常に難しいものがございます。そういったことで県にもお願いし、国への提言ということで、「私たちはこういうことをやるので、ぜひそれを国の補助事業に上げてもらいたい、入れてもらいたい」というような一方で要望をしているところでもありますけれども、現実には、現実の補助事業の中でやっていかなくてははいけませんから、私が昨年掲げた構想っていうのは、非常に一発にやるっていうのはなかなか難しいでございます。ですから短期的にやるもの、それから中長期でやるものっていうように分けながら工事をやっていくっていうような今はイメージをもっておりますけれども、そういったことについてもある程度皆様方に示される時期がきましたらご案内を差し上げて、そして説明をさして頂くというふうにさせていただきますので、そういったことで誠に先生の質問の内容から、内容にきちっとしたお答えができませんけれども、今のところの進捗状況がそういったところだということを斟酌頂きまして、ご理解を頂きたいと思っております。以上で合弁とさせていただきます。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 町長の答弁にもありましたが、造成の構想はあるけど可能性の段階であって具体的にこの物をつくるというものがなかなかまだ示されて、協議中であるということで限界があるということで、その負担額や規模それから予定被災者の利用可能な住宅を兼ねるならばその見込み数も今後の協議と言うことで分から

ないという答弁だと思われます。その限界はあるにしても、今後その使われてないというか、未被災地区として構想を出して行く場合には、それぞれその都度その金額や要望をしていくと、だろうと思います。しかし本来ならこういうものをつくる、それに伴って面積がこれだけ必要となるから土地のその造成の高さや広さというものがこうなるというふうな構想や展望を持ってこそ具体性が進むと思われませんが、そういうものを先に住民にも示し、もちろん県や国にも示して行かなければいけないと思いますが、そういう点これは本来はつくるものを先に具体的に示して、グラウンドを想定するならばなぜ日高跡地や水高跡地のグラウンドがその仮設住宅地として使えない、そのためにここを造成したいという裏付けがあるかと思いますが、同種のすぐに地震が同程度のものが100年に1回とかいうかたちの中では来るようには思われませんが、そういう点、先に構想の具体性を出して、必要な金額・面積そういうものを算出して、そして住民に理解を得、さらにその負担を将来の人に担ってもらおうという筋があるのではないかと思います、その点、町長の姿勢を再度お聞きしたいと思います。

議
町

長 町長

長 本当に普通の事業であれば先生がおっしゃるとおりだと思いますが、この構想はですね、被災しないとなかなか分からないというふうなものに対してどうしてかかっていうような思想といいますか、視点が入っております。まず最初に申し上げたいのはこの役場もいわゆる浸水するわけですよ、場合によっては被災をするかもしれないし、くる時期によっては対応年数が過ぎているかもしれない。そういったことも考えられると思いますが、今現在はそのような状態ではございません。そういったときにこれは例えばの話ですよ、例えばそういったこともあるので、道の駅のそこのサンクス裏の山をどれだけ敷地造成出来るかっていうのは、図面上ではこう引いて行って頂いてはおりますけれども、できるだけ多くのかと言いますか、広い場所が取れたらいいなあというふうに私は考えておりますけれども、それには基本先ほども申しましたけれども、お金も掛るということがもちろん分かります。それに対しての補助制度がどれだけあるかっていうのを考えないと、持続可能な町づくりというのはできない。ですから財政は財政で健全財政を保ちながらそれが出来るかっていうことを常に私どもは考えながら事業を採択していただいておりますが、そういったことで何を持ってい

くかっていうことを決めてからやるというのが先ほどいったように本筋ではありますけれども、今回の構想はそうじゃなくていろんなものに対応できる、ですから今、私が言っている例えばっていうものは、できるものあれば、できるものもあればっていうのは議会の理解も頂かなくちゃいけないし、住民の理解も頂かないとできないっていう意味ですけれども、そういったものの中で面積は限られています。今のところはつきりはあれですけれども、だいたい5haとか6haっていうように昨年申したようなかたちで。仮にですね、仮設住宅というか、じゃあ住宅を建てる場合、何戸できるかっていうようなことをイメージして頂きたいと思いますけれども、だいたい1戸が100㎡です。とすると、1haで何戸建てれるかっていうと、その間に道路、4mの道路を入れるとかいうふうになると、6.5かけぐらいになるんじゃないかと思っておりますが、そうすると65戸ぐらいが1haで建てれる家の最大値と言うふうになると、この浸水もしくは浸水じゃなくて壊滅状態になった時に、その方々がそこにまた移るといような用地として、全てここで賄えるかっていうたらそれは不可能であるっていうのはすぐ分かると思います。仮設住宅もしかりであって、そこで仮設住宅を建てることはできますけれども、それは本当に一部になってこようかなあと思います。そんなこともあって、自主防災会で沿岸部とそれからあの時は西河内の自主防災会だったですけれども、そういった交流をしているっていうのは将来的には被災を受けないところの農地等を協力を得て、そして仮設住宅に使わせて頂くとか、そういったことを共助の中でやらないかぎりなかなか美波町の中で完結することは難しいっていうふうに思っておりますので、そういったことも含めて、いろんなものに使える高台ということで、それがどういうものかっていうのは今、示せれないっていうことも、私が今こう説明させて頂く中で思いをはせて頂ければそれは理解して頂けるんじゃないかなあと思っておりますので、そういったことをご理解を頂きたいというふうに思います。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 多目的に使う高台であって、先ほども申されましたように公園としては仮設住宅にも約5haのところをですね、300戸余りの仮設住宅をするという案なんですけど、これらはやっぱり仮設でありますから建築基準法でも2年なり3年なりと言うことで、その永久に使えるものではないと、ということで仮設住宅のそ

の面積を主とするならば、町営住宅といものの構想は、定住や老人福祉の住宅はあってもどの程度他に考えているのか示されたいと思います。本来この仮設住宅であればすぐに同種の地震・津波が来んという想定で考えるならば、既存の空き地いわゆる日高空き地・水高空き地の方でほれ以上の面積が取れるのではないかと思われませんが、その点についてはどうでしょうか。

議
町

長 町長

先生ちょっと勘違いがあったらいけないんですけれども、高台に5・6haって言いましたけれども、仮設住宅にもし使えれるとしても、それはほのうちの一部ということでありまして、それをそのように使うっていうふうに決めたわけでもまたございません。自由に使えれるような、いわゆる防災公園的なところを作っておけば、そういうふうにも使えますよということでも申したところであります。それから日和佐高校のグラウンド、それから水産高校のグラウンドっていうのは、仮設住宅に適するかどうかっていうのは、それはまた議会の皆様方とかそれからその被災した後での住民の方々のご意見を伺わないと決められないことではありますけれども、私が東北の被災したところで聞いておる限りでは、海の見えるところまた被災を受けたところで仮設住宅を建てられても、そこにはもう入りたくないっていうようなご意見が多かったというふうに聞いておりますので、今、仮定の話ですから、ちょっと言えませんが、先生おっしゃった2つの場所については、その時にいわゆる美波町が被災を受けたときに仮設住宅を建てなくてはいけないっていうような事情になった時に、住民の方、そしてまた議会の方にお聞きして、それをまた進めて行くということにさせていただきます。

議

9 番 議

長 戒野議員

もちろん安全なところへの仮設住宅を建設していくのが大賛成でございます。やはり具体的にその開発をしていくためには、高い台の構想の根拠となり、その費用がどの程度かかるかも今後の町民に対する十分な説明をして頂きたいと、最後にも申しましたが、こういった意向調査や住民への説明会、そういうものが十分計画の段階でその構想を含めた計画に反映される時点で担保され、きっちりとその前提として説明会をしようとする気持ちなのか、もう決まって、ほぼ決まってですね、そういった諮問会を含めたところでもうそれが最優先で、町民からの説明等についてはなかなか意見を言うても反映されないと、そう

いうことについての懸念がよく聞きますが、その点について最後にお聞きしたいと思います。

議
町

長 町長

長 住民の方々の意見を伺う時期については、通常はですね、こちらの方で原案を作成した後と言うふうに考えております。原案ができましたらまず議会にご説明を今までもさして頂いておりますし、その後で住民の方々に説明をし、必要があればパブリックコメントをとり、そして最終的な案と申しますか、最終案を出さして頂いて、議会で議決をして頂いて進めるというような方向になろうかなあと思っております。それをどの物件、それからどの計画をそのようなかたちで進めるかどうかというのは、それはまたそれぞれのところであるかと思っておりますけれども、維持補修的な工事からですね、新しい新規の事業、それから大きなプロジェクト事業ってありますけれども、町の方でこれは重要だなあというふうな判断した事項につきましては、今申し上げたような段階でさして頂こうというふうに思っております。

議

9 番 議

長 戎野議員

長 特に大きな事業、そしてまた町民に将来において長い間負担を強いるような事業については慎重に、そしてまた十分に町民の意見を汲んでいくというふうな対応を今後とも続けて頂きたいと思っております。以上で私の質問は終わります。

議

長 以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 12 : 09 分)

(小休中)

(時に 13 時 30 分)

議

長 再開します。

続いて 12 番中川議員の一般質問を許可致します。

中川議員

1 2 番 議 員

私は 3 つの質問をしたいと思っております。まず 1 番目、東町の防災対策についてということで、通告に書いてあるとおり 3 つ。1 つは今、大浜海岸で防潮堤の工事を行われておりますが、これについて住民の方と話していると、「前のんと同じ高さの堤防だ」と言うたら、「そんなんではいけるんかいなあ」と、そういう声が出てきました。またこの構造についても「矢板を打って補強しとんだ」と言うたんですが、それについても「疑問だなあ」と強度についてという意見が出ました。例えば神戸では矢板を

打ってあるところが液状化によって岸壁が崩れたりしたということから怪しいんじゃないかと、それから逃げようとしても逃げる道もないと、だから「もっとしっかりしたものにしてもらいたい」と、そういう声が出ました。住民説明会もあったようですし、私も全員協議会で説明を受けました。しかしこういう声がある以上、まだ説明が足りないんじゃないかと、ほういうことで中には「工事を止めてくれ」とこういう人もおまして、こういった声に対して町の考えをお聞きしたいと思います。

2 つ目はさっきも言いましたように逃げる道がないと、ということについてもどういう構想を持っておられるのかということをお聞きしたい。

3 つ目は役場前から大浜に通じる県道ですが、非常にきれいになっておるんですが、もし堤防を越えて水が、海水がやってきた場合、とてもじゃないけど渡れないとということで、いったい何かどないしたらいいんかと、逃げ遅れる人が必ずおると思うんですね。そういう対策、何かあるのか、そういう 3 つの点についてまず 1 番目にお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長
建 設 課 長

私から中川議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず大浜海岸の防潮堤は変えられるのかについてでございますが、これまでの一般質問におきましてもお答えをさせて頂いておりますけれども、まず津波の高さにつきましては、2 つございます。1 つは発生頻度は極めて低いが大きな被害をもたらす最大クラスの津波で、概ね数百年から千年に 1 回の程度の頻度で発生する L2 津波であります。もう 1 つは比較的発生頻度が高い津波、概ね数十年から百数十年に 1 回程度の頻度で発生する L1 津波であります。全国的にも、また徳島県におきましても利用、対応年数等を考慮しまして、L1 津波を対象として海岸保全施設等の工事を進めているところであります。現在徳島県で実施中の防潮堤改良工事は、施設の老朽化対策に加えて地震による沈下対策を行うものであり、新しい防潮堤はほぼ現状どおりの高さで整備されます。そもそも大浜地区の防潮堤地盤高は背後地よりも高く、既存の防潮堤天端高が T P + 6.85 から 9.25 であるのに対し、対象としている L1 津波高の T P + 5.2m よりも 1.65 から 4.05m 高く設定されています。背後地にお住まいの方の中には、この際に少しでも高く造って欲しいといったご意見をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。仮に現在以上の高さで整備すると、海岸利用・日常生活等において新たなマイナス

効果が生じて参ります。このようなことから、現状の高さで防潮堤を改良することと致しておりますが、この工事完成後におきましても津波に対する安心感を決して抱くことなく、「強く長い揺れを感じたら、速やかに高台に避難する」という基本の意識はこれまでどおりお持ち下さいますようお願いを致します。

次に避難経路についてであります。東町等日和佐浦地区におきましては、避難場所に指定された北側の山や津波避難タワーまでの避難経路については、長い路地や倒壊が心配される家屋やブロック塀・石塀などがある住宅密集市街地となっております。現状では、地震・津波発生時の避難や消火活動・救急活動など日常生活にも影響があることから、地域住民の皆様のご理解・ご協力を得ながら都市計画道路をはじめ狭隘道路の改良、道路下排水路の耐震改修、家屋の耐震診断・改修、老朽住宅の解体や空き家対策により徐々に道路の拡幅・延伸を行う予定と致しております。引き続き自主防災会や住民の皆様とご相談させて頂き、避難経路や津波避難タワー等避難場所の確保に努めて参りたいと考えております。

また県道は安全かというご質問でございますが、大浜海岸の防潮堤については、先程申したとおり現在の高さでL1津波水位よりも高く設定されています。しかし、想定を超えた場合には県道のみならず全域が浸水し避難困難となることが予想されます。住民の皆様へは、津波の最大波を想定し津波避難マップによりお知らせをさせて頂いておるところでございます。地震発生から津波襲来までに、率先避難の意識を持つことが肝要かと存じます。

防潮堤は、高さを上げれば万能かといえ、そうではありません。津波被害を出来るだけ軽減し、避難するための時間を出来るだけ確保するための施設であるということをご理解頂きますようお願い致します。以上答弁とさせていただきます。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員

たしかに防潮堤は時間稼ぎだと思いますが、しかし住民の中にこういう意見がある以上、とにかく命を守る大事な防潮堤やと、しかも税金を使って大工事をやるわけですから納得できるまで話を聞いてもらいたいということで、説明会を開いてもらいたいと思うんです。これは県の工事ですから町が勝手にやるわけにはいかないんですけど、町としてそういう県に申し入れを、説明会をする。ちょうど工事自身も何期かに分かれておりますね。ですからその間に中断をしてでもやってもらいたい、

どんなものでしょうか。

議
町
議
1 2 番 議
員
議
町

長
長
長
員
長
長

町長

今のところ、その予定はございません、

中川議員

と言うことは、住民の理解は必要ないと、そういうことでしょうか。

町長

そういうことでは決してございません。中川議員も十分承知だと思えますけれども、全員協議会でも県の担当者に来て頂いてご説明もし、今も鶴木の方から答弁致したとおりでございまして、大浜海岸の防潮堤については維持補修的な工事であるので、この場合には住民説明会等、また住民の意見を聞くっていうことは通常やっていないっていうふうにならぬように全員協議会でも県の担当者が申しておったと思うんですけども、そのとおりでございまして、新しく何か影響が起こる、それからまた重大な町民に対しての影響があるっていう場合には午前中の戎野議員さんの質問でも答弁させて頂いたところでもございますけれども、この工事に関してはそうではないというふうにならぬようにずっと説明をさしてきて頂いておりまして、県もそう説明しておりますし、町も説明を同時に行わさせて頂いたところでもありますので、決して住民の意見を聞かんっていうんじゃないで、このようなかたちで進めているというふうなことでございますので、ご理解を頂いたらと。ほの津波高のことも先ほど課長の方から答弁致しましたけれども、L1津波で日本全国整備を行っていくということを国が決めております。ですから東北に事例でもありましたように、万里の長城と言われたその堤防が大丈夫だと思っていたのにやられてしまって、安心をしていた住民の方々は多くの命を失ったっていうことがございます。ですから国の方も千年に1度というふうないわゆる想定ができないような津波に対して、ハードで防ぐのは困難であるというふうな判断を致しております。私どももそうでありまして、ただ津波に対して、また災害に対しては最悪を想定して最善を尽くして下さいっていうように自主防災会の方々も皆様方にそのように十分お知らせもしながら共に防災対策・減災対策を進めているところでございますので、そのようなかたちでご理解を頂きたいと思っております。

議
1 2 番 議

長
員

中川議員

私のご理解はいいんですけども、住民の方がね、「聞いてもらいたい」という、あるいは「聞きたい」という、そういうこ

とですからただ 1 回の説明会だけでなしに、やはり何回がやる必要があると私は考えます。そういうことでできる限りそういう場を多くして頂きたい。

次に避難路ですが、これも難しい問題であります。私は用地、町道にする場合、避難路でも町道にする場合、用地を提供するというふうな場合が多いと思うんですけども、この避難路については町が用地を買収して作るべきではないかと思うんですが、まあ急にやれといっても地権者の問題もありますし無理ですが、5年10年というある程度長期の計画のもとに、住民の合意と納得を得られるように、特にどこでも用地問題っていうのは難しいんですけども、町長が先頭に立って交渉にあたるというふうな考えが必要なんではないかと考えます。またお金についてはいろいろ国の援助とか、例えばこれは当たるかもどうか分かりませんが、まちなみ再生とか、なんかそんなかたちでするなり、とにかく町独自でもやるぐらいの決意でやってもらいたいと思うんですがどんなものでしょうか。

議
町

長 町長

長 避難路につきましては、その確保っていうのは非常に大事なあとというふうには認識は致しておりますが、議員の質問は東町っていうふうになっておりますけれども、美波町のそれぞれの街並みを見て頂いて、議員もお分かりと思いますけれども、漁村集落、我々の町は漁村集落でございますので、伊座利から木岐、そしてこの日和佐浦にかけてすごく家が密集しております。そんな中に安全確実などなたもがですね、安全確実な避難経路を準備するというのは困難なっていうことはお分かり頂けると思います。この日和佐地区に限って言えば都市計画道路の中で、都市計画の道路が南北に2本抜くというような計画が置かれておりますので、その件につきましてはその道路について進めて行くっていうことでおりますけれども、それも財源とかそういったことも住民の方々ももちろんご協力が得られないとできない話ではありますけれども、そういったものが整うっていう時点に来ましたら、町の方ではゴーのサインを皆様方のご意見も頂きながら、最終的には決定をしていきたいと思っておりますけれども、今またいろいろなまあ、どういうんですかね、1号水路でありますとか、2号水路あたりの老朽化対策が急がれるということで、それに今取りかかっているところでございますので、その後に道路の方に掛るっていうふうなスケジュールといいますか、予定になっていこうかなあと思っておりますので、

そういったかたちでももちろんその避難路をないがしろにしとうわけでは決してございませんので、そのあたりはご理解を頂いていると思うんですけれども、頂きたいと思います。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

なんかなかなか難しいような感じですが、やはりとにかく逃げるっていうのが一番重要なことだと思うので、避難路の確保を僕は最優先にすべきだと思います。よろしくお願いします。

3 つ目の県道についてはどないせえっていうんはないんですけども、この間、東日本の震災を見よったら逃げ遅れた人が電柱に登って助かったやいう、そういう例もあったんですね。まあ避難タワーのような大規模なものももちろんなんですけども、そういう逃げ遅れた人が避難できるような例えば歩道橋のようなものとか、看板でも登れるようなものとか、そんなん方向で、どうかして県道、実際津波が来たら逃げるようにならないんですけどね、そういうのんをしたんを考えていって頂きたいと思うんですが、これはさっきの避難路と同じで用地の問題が絡むんですけど、その辺も町が買収するという、そういうつもりでどんなものでしょうか。

議 長
町 長

町長

今、議員がおっしゃられたことが私の中にちょっと具体的にちょっとイメージがしにくいですが、この戎地区については、今、町の方で避難の津波タワーを設置する方向で、地元の方とも協議をしながら進めているところでございますので、議員が今おっしゃられたことがどこにどんなものっていうのがちょっと分かりにくいですが、電柱ではないっていうんは分かったんですけども、今、町では今申し上げたように、戎地区については避難タワーを建設する予定でその協議を進めておりますので、逃げ遅れた方っていう方達にとって、そこが命を守る場所になれるように、私どももやっていきたいというふうに考えております。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

難しいのは分かるんですが、最低、住民の意見を聞く場を多くしてもらいたいということをお願いして、これは終わります。

引き続いて2番目、通告してありました臨時福祉給付金事業ですが、初日の提案説明の中で対象者が2,351人でその内2,178人が臨時福祉給付金を申請したと、これは92.6%だというふうに言われたんですが、私が決して給付率そのものが低いわけではないと思うんですけども、その2,351人中2,178人が申請し

たということは173人が申請していないということなんですが、その173人というのは非常に多いなあという印象を受けまして、その内訳と言うか理由はどうなっているんでしょうか、教えて頂きたいと思うんですが。

議 長 住民生活課長

住民生活課長

それでは私の方から臨時福祉給付金給付事業につきましてお答えを致します。このことにつきましては、臨時福祉給付金給付事業の概要でございますが、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給されることとなりました。支給対象者は、平成26年1月1日時点で美波町に住民票がある方で、平成26年度の住民税が課税されていない方であり、課税されている方の扶養親族である場合や生活保護の受給者は支給対象とはなりません。

申請の受付は本庁・支所で当初平成26年8月25日から11月28日までとしておりましたが、更に多くの対象者に申請をして頂くために、申請受付期間の締切り日を平成27年1月30日まで延長を致しております。対象者への周知につきましては、8月に本人への通知、9月に未申告者への通知、12月に来られていない方への再度の通知、広報みなみ5月号・6月号・8月号・9月号・12月号への記事の掲載、3回の町内放送、9月の敬老の日記念式典等において申請に来られるよう周知を図っております。最終の申請率は、今議員がおっしゃられましたように対象者2,351人、申請者2,178人で申請率は92.6%でありました。申請率が低いという来られていない173人のことですね、その来られてない原因といたしますか、それにつきまして考えられることにつきましては、町外のおいでる子どもさん等に扶養されている、そしてその子どもさん等が課税されていることを知って、これは対象とならんということでは来られなかった。それから未申告者が今回のことで、このためだけに申告することをしなかったのではないかと。それから家に実際に今は住まわられていたために郵送で送りました申請書を見る機会といたしますか、見ていなかったのではないかと。それから家に居ても郵送した申請書、またお届けした広報誌を見ていない、または見ても忘れてしまっていて来られなかった。本人が他の市町村等で課税されていたということをお分かっておるので来られなかった。それから申請をするということは分かっておったんだけど、申請に来られなかった。等々が考えられるのではないかと。

と思われます。以上です。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

消費税が 8%に上がり、物価も上がり、いろいろな負担が増え、さらに年金も下げられ、こういう状況の中で 173 人もがね、申告してないというのは、これはもうちょっと詳しく事情をつかむ必要があるんじゃないかと思うんです。外部の者にはそういう情報はありませぬから、これやっぱり役場の仕事で、広報にはね、いろいろ手を尽くされとうと思うんですけど、やっぱりもっと具体的に個別に親切に町民の身になってね、案内してもらいたいなあと、こう思います。はっきり自分からいらぬ、申請しないと、そういう人の場合はいいと思うんですけども、忘れとったとか、そういうあるいは見とらんとかそういう方にはやっぱり個別に丁寧にして欲しいなあと思います。忙しいとは思わぬですけども、そういうあくまでも町民の身になってやって頂きたい。体制的にはどんなんでしょう、可能でしょうか。お願いします。

議 長
町 長

町長

今、岩瀬課長が申しましたけれども、もう一度申しますと、対象者の 2,351 名の方には全て郵送で通知は出さして頂いております。その中で一定期間までに来られなかつたっていうこともあるので、その後広報もあれですし、庁内放送もさして頂いたというようなことで、個別に来てないところに足を運んでっていうことは致しておりませぬけれども、町と致しましては十分な広報をさして頂いたというふうには思っております。平成 27 年度も金額は違いますが、引き続きありますので、今、先生が言われたことにつきましては、十分心にとめて今まで以上の広報、それからお知らせができるようにしたいと思わぬ。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

よろしくお願いします。

それでは 3 つ目の情報公開についてです。美波町には情報公開条例というのがあるんで、これは住民の知る権利を目的のところに書いてあるように保証し、住民参加を進めて一方町としては説明責任を果たし、信頼関係をつくり住民主体の政治・町政にするんじゃないかとほういうふうに書いてあるのですが、一体この情報開示請求っていうのがどれぐらいあったか教えて頂きたいと思わぬ。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答え致します。情報公開の請求状況についてお答え致しま

す。合併後の件数となりますけれども、平成 19 年度が町長部局に対しまして 27 件、教育委員会部局で 1 件、議会 2 件で合計の 30 件となっております。次に平成 20 年度については町長部局で 17 件、他の部局はございません。平成 21 年度は町長部局へ 11 件で、他の部局はございませんでした。平成 22 年度は町長部局へ 13 件、他の部局へはございませんでした。平成 23 年度は町長部局へ 12 件、他の部局はございません。平成 24 年度では町長部局へ 8 件、他の部局はございませんでした。平成 25 年度は町長部局へ 3 件、教育委員会部局へ 1 件、議会へ 2 件の合計 6 件でございました。平成 26 年度、今年度でございませけれども、議会への 3 件で他の部局はございません。以上が現在の請求状況でございます。

議 長 中川議員

1 2 番 議員 実は開示請求したのに決定通知が来ないという声がありまして、これはさっき言うたように、決定通知が出んということは情報が貰えるもんやら、貰えんもんやらはっきりしないということで、目的に書いてある知る権利がちょうど門前払い状態になっているということなんですね。条例には請求、開示請求があったら 15 日以内に決定通知を出さないかと、棄却するにしたってそれを受け付けるにしたって、それをしないということは、今言うたように受付とんやら受付とらんのと分かん。つまり請求した人の権利が宙ぶらりんになってしまうと。棄却されたら不服の申し立てができるんですけど、審査申し立てができるんですけどそれもできないと、そういう宙ぶらりんの状態になってしまうわけですね。そういう点でこれを条例に書いてあるとおり返事を出さないということは、この条例のそのものが機能不全になってしまうんでないかということで、ぜひとも請求に対しては返事を、決定通知を出すようにしてもらいたいということなんです。さしあたってまた 15 日過ぎてもまだ出ていない場合は、そんな場合は出してもらえるんでしょうか。気が付いた時点で速やかに出してもらいたいと、そう思うんですがどんなもんでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 手続きが適切に行われているかということで、今議員がおっしゃられたようなことが一部あったということで、こちらも認識を致しております。ですからそういった時期の遅れ等、書類等が不備ってということについては、非常に重大なものと捉えて今後適切に処理させて頂くように徹底させて頂くということ

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 中川議員

1 2 番 議員 これはどの部局であっても同じだと思ひんですけども、今後とも適正に決定通知を出して頂きたいと思ひます。それで目的、住民の知る権利を保障し、住民参加を促し、町は説明責任を果たすし、町民との信頼関係もできるし、住民主体の町政ができると、そういうことですからぜひともよろしくお願ひ致します。これで質問を終わります。

議 長 以上で中川議員の一般質問を終了しました。

続いて 7 番永本議員の一般質問を許可致します。

永本議員

7 番 議員 午前中から前段同僚議員から同じような質問がございました。大浜海岸の防潮堤、それに繋がる町民グラウンドの利用が鎖を張ってほとんど使われていないというようなことで、さらにその昨年 の第 4 回定例会、松本議員からご質問がありました日和佐川・北河内谷川の堆積土砂の処分の方法について、これについては私的な利用には残土は使わせて頂けないということでございますので、公的に利用する方法を考えてみました。それで日和佐大浜海岸日和佐地区は本当に地理的には防災対策上非常に恵まれておると思っております。立島という大きな島があって、それでかなりの波除になっておる。それから昭和 21 年のレベル 1 ですか、レベル 1 これの津波の時には私も幼少でございましたけれども、今の日和佐郵便局のところに木造の厄除け橋幅 5m ぐらいの橋が架かっておりましたが、これに漁船が衝突をしてその橋ごと今の宝木橋のあたりまで流れていったと、そういった状況でございまして、当時海陽町浅川港、今の浅川では 85 人の死者を出した。牟岐港では 53 人、由岐港で 1 人となっております。日和佐地区では死者はなかったようございまして、ですから港の向きとか海の深さとか、そういったものが関係して、割と幸運に恵まれておるんだらうと思っております。それから日和佐八幡神社 700 年祭を平成 30 年に行うというような宮司が言っておられますが、あの境内に巨大な楠が生えておるわけでございますが、ほれがそのおそらく日和佐八幡神社を開創した時代に植えられたものであろうというふうに想像がつくわけございまして、約 700 年間は日和佐地区にはそういったレベル 2 のような大きな津波は来なかったのであろうというふうに想像がつくわけございまして、非常にこの条件に恵まれておるところでございます。それで河

川の土砂の処分方法ということで、あすこえへ 2m3m 町民グラウンドへ埋め立てをすればですね、今よりさらに日和佐浦地区・本村地区の人達はそこに一定の高台ができるということによって安心感が生まれると思うんです。それと約 100m100m という約 1ha に満たないところですが、かなりの大きな台地ができるわけでございまして、これ・・・利用して午前中の質問にもございましたけれども、防災公園というようなものをつくり、平常時にはそれを観光集客に利用する臨海公園というようなことに利用していかないとですね、鎖を張って 1 年中、トライアスロン大会の時、日和佐地区運動会、それから消防団出初式、3 回ぐらいしか利用してないというのは極めてもったいないことだと思うので、これの有効活用について、それからまた川の残土の利用方法について、両方兼ね合わせてうまく使えないかというふうに思っておるわけでございまして、いろいろと問題点はあるかと思いますが、何とかクリアできるものであればそういうふうにして頂ければありがたいなあと思っておるわけでございます。質問というよりは提言ではございますが、どのように考えられておるか町長のご意見をお聴きしたいと思っております。よろしくお願い致します。

議 長
消 防 防 災 課 長

消 防 防 災 課 長

それでは私の方から永本議員の防災公園の建設に町民グラウンドの防災公園化につきましてご回答させていただきます。

町民グラウンドの防災公園化につきまして、貴重なご提言ありがとうございます。議員もご存じかと思いますが、町民グラウンド付近の津波浸水高は、2m から 4m 程度でございますが、それ以上盛土をすれば、計算上、そこは浸水しないと考えられます。また、堆積土砂の利活用や平時の活用もできる案ではございます。ただ 9 月議会の戎野議員の一般質問の中で、「日和佐浦地区の住民の方々に避難タワーの整備について、既設・新設を含め検討・協議を行っている。」と答弁させて頂いておりますが、その検討案の中に、町民グラウンドへの津波避難タワーの整備案が含まれております。またその整備案につきまして来年度の当初予算にも測量・地質調査費、基本・実施設計などを予算案を計上させて頂いております。その津波避難タワーとの整合性、利便性の検討や、また現在の町民グラウンドの近隣住民の方々、町民グラウンド利用の方々などとの調整など、問題も数多くあると考えられますので、今後、総合的に検討させて頂きたいと考えております。以上です。

議長 永本議員
7 番 議員 2mか3mの埋め立てをして、少し台地的なればそこへその埋め立てをした上へ避難タワーを建設して頂ければ、なお安全性が高められるのではないのか。あるいはまた避難シェルターのものを、コンクリート製の物を作ればなおさら安全性が高まるのではないかと思っております。町民グラウンドの利用法について年に3回というのは余りにももったいない。鎖を張って入れないようにしておるのは町長いかがでしょうかね。観光客から見れば、どういう気持ちでおられるのか、我々町民やけん分かりませんが、やはりあれだけの大浜公園に隣接した場所をですね、常に使えるように、町民としての憩いの場としても使えるようにですね、開放しないとですね、鎖というんはよくないなあというふうに思っております。町長のご意見お伺いしたいと思えます。

議長 社会教育課長
社会教育課長 永本議員さんのちょっと質問にお答えしたいと思えます。町民グラウンドの利用ですが、鎖を張って使っていないということにつきまして、お答えしたいと思えます。町民グラウンドの利用状況ですが、去年は1,806人、今年は26年4月から今年1月までは3,945の方が使われております。そして団体の申し込みがですね、ふるさと野球・還暦野球・うみがめリーグ・水曜クラブ・あじさいクラブ・海部消防・保健福祉課・タイガーラビッツ・消防団・かんなクラブ・GG連合化・ソフトボールリーグ・体協ソフトボール・県南クラブ・分館ソフト・郡PTAソフト・老人会・スポ少サッカー・トライアスロン・GGウェルカム・日和佐バロンズ・徳島クラブ・日和佐小学校、そして町民運動会・うみがめ野球大会等の団体と大会が開かれております。以上です。

議長 永本議員
7 番 議員 よく分かりました。その他、日常的にですね、薬王寺まで来られた観光客が大浜海岸まで来て頂けるような利用方法、観光集客的な利用方法を考えて頂きたいと思えます。1問目についてこれで終わります。

続いて遊休農地を集約して鹿牧場の建設をしてはどうか、これも質問ではなしに提言でございますが、やっかいものの鹿の・・・苦勞しておるわけでございまして、お隣の那賀町では捕獲した鹿を1年間短期的に肉牛に与えるような農耕飼料を与えて、独特の臭いであるとか、あるいは肉質の改善というよう

なことで実験的に鹿牧場を建設されておるといふふう聞いておりますが、これもうひとつ利用方法考えてですね、鹿、バンビと言うんはそんなに見かけはなんかやさしいような感じがするわけですし、観光資源として十分価値があるんじゃないかというふうに思っております。午前中にも産業振興課長からご答弁がありましたけれども、西河内中流域あたりのなんかそういった開発を進めたいということでございましたけれども、たしかにその水泳客は何人でしょうか、相当の方が来られております。そういったところで私も個人的に今進めておるのは、東紅会、社会福祉法人東紅会に徳島市あたりから保育所あるいは小学校低学年の人達を呼んできて、お年寄りとの交流をして頂けないかということ常務の方から申し入れがございまして、いろいろと考えてまして、あの周辺でヤギとか小動物を飼ってですね、お年寄りとの交流を進めるとか、あるいはそのような、また山河内で秋山久雄さんが鯉の養殖をしておられますが、私もそれをまあ利用してですね、秋山さんのところの鯉はタッチができるというような、触っても逃げないというような、そういうようなもの。観光資源として十分価値があると思うので、そういったあたりで、それから地権者も数名の方から例えば日和佐保育園・保育所の土地に困っておるんだったら協力するぞというような声も多々聴いております。それから米の米価の定額ということが、非常にそのあたりが影響してございまして、農地についてそういうような厳しい意見はいろいろ、いろんな考え方で使ってくれと言うような方がおいでます。私のところへ申し込みを受けて取る人数は5・6名でございまして、面積的には2haぐらいになると思っております。ですから振興課長が言われたようなことをですね、現実に実現していきたいと思っております。これは質問ではございませんので、厄介者の鹿でございますが、これは十分観光価値が、観光資源として利用する価値があると思っておりますので、どのように考えておられるかお聞かせを願いたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

私の方から答弁をさせていただきます。議員もご承知のとおり、野生鳥獣の農作物被害が増える中、美波町としましては、有害鳥獣捕獲・駆除、防護柵設置など様々な支援を行ってきております。昨年度からは、駆除獣肉を地域の資源として利活用することを模索するために、美波町捕獲鳥獣活用協議会を設立して検討を行ってきております。先ほど様々なご提案を頂きまして、

こちらの方で想定しておりました答弁よりももっと踏み込んだ意思表示といたしますか、ご提言があったように思いますので、中をはしょらして頂きまして、一番最後の部分、多分こういうことになるんだろうなあという部分につきまして答弁させて頂こうと思うんですけども、我々が考えておりました躯体の処分施設でありますとか、あるいは獣肉の活用施設、あるいは先ほど議員もおっしゃっておりましたような鹿牧場、そういったもの、これはいずれもですね、どこでやるのか、そして誰がやるのかっていうところが非常に重要なポイントになって参ります。それぞれ良い面もある反面苦情が発生する。そういうリスクのある部分でもございますので、なかなか我々としては適切な場所を見いだせていないところがありますし、それを実際にやって頂ける中心となる人の目途もたっていないというのが今の我々の実情でございます。ですから現時点では町も、美波町捕獲鳥獣活用協議会も事業主体になって、それを取り組めるという状況にはございません。しかしその動物といえども命、その命を生かしていく意味でありますとか、あるいはそれが観光になるのか、あるいは違うかたちになるのか、これは別にしまして新たな内発的な産業づくりというふうな要素を考えました時に、これは町としては民間に任せっきりというわけにはいかないであろうということもありますので、実際に民間で取り組まれている方がいるということになれば、町としてはでき限りの支援をして参りたいと、このように思っております。

議 長
7 番 議 員

永本議員

この件については課長の今後の努力にご期待申し上げまして、この点、終わりたいと思います。

3 点目、サンクス西の高台開発について、これについては午前中同僚議員からのご質問がございましたが、できればですね町長、もうちょっとはっきりとした返事を頂きたいんですけども、といいますのは、先ほども申し上げました西河内中流域、これについて西河内壮年層あるいは婦人層・高齢者クラブのご意見をほぼまとまっております、サンクス西のところでは利用法、用地ができないのであれば協力したいというようなご意見を頂いておりますがね、なかなか厳しいということであれば仮にサンクスのところを開発するとしても10年かかるし、膨大な金がかかるし、見通しが極めて厳しい。それに対して日和佐幼稚園・日和佐保育園については海拔0mのところへいたいげな子ども達をたくさん置いておるわけなんで、できれ

ばこの問題は切り離してですね、幼稚園・保育園を別にしてどっか地権者が「協力しましょう」といっておるところへ移転をして頂くというようなことにならないか、町長のご意見お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議
町

長 町長

長 ありがとうございます。他からも何件か幼保の移転用地のことで、いわゆる浸水の恐れのないところで協力をしたいというようなお話も頂いておるところではございますけれども、昨年3月に構想を打ち出ささして頂いて、今年は先ほどいったように概略設計的なものをさして頂いているところでございますので、もう少しできるかどうかという判断をもうちょっと時間の猶予を頂いてですね、どうしても「それ難しいなあ」というふうになったときには、またお願ひをするというようなことで、今日の答弁はさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議
7 番 議
議

長 永本議員

長 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて解散します。ご苦勞様でした。

(時に 14時24分)

平成 27 年 3 月 11 日（水）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。只今の出席議員は全員です。
定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議
を開きます。

（教育長欠席）

（時に 9 時 00 分）

議 長 ちょっと議案に一部訂正がありますので。

保健福祉課長

保健福祉課長 おはようございます。議案第 13 号をお開き頂けますでしょうか、一部訂正をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。美波町立認定こども園条例の制定についてでございます、1 ページを開けて頂けますでしょうか。その中の第 3 条の由岐こども園の地番ですが、50 番地のところを 55 番地、それと木岐こども園の木岐字喜多地となっておりますが、字喜多地を削除して頂けますでしょうか。申し訳ございません、よろしくお願ひ致します。

議 長 日程第 1 議案第 10 号「美波町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（条例第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長 （議案第 10 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました、質疑を行います。

永本議員

7 番 議 員 第 2 条の（2）の厚生に関する計画の実施に参加する場合、これ具体的にどういうことですか。

議 長 学校教育課長

学校教育課長 現在考えられるのが、職員の健診とかですね、人間ドックに行くとか、そういうことが考えられると思います。

議 長 他に質疑ありませんか。

戎野議員

9 番 議 員 新たに新教育長というかたちになるということなんですが、この任期と任命をどういうかたちでやって、現在現行の今、委員長と教育長の任期間はそのままいくのかどうか、お尋ねします。

議 長 学校教育課長

学校教育課長 それではお答え致します。今、申しましたように一部改正い

うことで、新法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されますが、新制度への移行措置としまして、現教育長の任期満了までの現行の体制を継続できることとなっておりますので、現在美波町では現教育長の任期が平成 30 年の 6 月 20 日、委員長は平成 29 年 5 月 29 日となっておりますので、今の現教育長の任期、30 年の 6 月 20 日は現行体制で行くとしております。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 ……全部任命するということですね。それとそしたらこの新たな条例は現行のままの任期が終わってから適応するというふうな感じになるのでしょうか。

議 長 学校教育課長
学校教育課長 一応この下に経過措置ということで謳っておりますので、今言いました現教育長が従前により在職する場合においてはということになっており、もしこの経過措置で謳っておりますが、任期以前に現教育長が何かの理由で欠けるということになりましたら、新の方に移行されます。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 銀 任命のこともお尋ねしたいんですけど、これは町長が任命ということ。

議 長 学校教育課長
学校教育課長 新教育長にということで、今回は、今までは首長が教育長を任命しておりません。教育委員を任命しておりましたが、これからは議会の同意を得て教育長を任命、首長がするようになります。

議 長 他に質疑はありませんか。
中川議員

1 2 番 議 員 ということは、教育委員はどんなん、今までとおりになんでしょうか。やっぱり町長が任命すると、どんなんでしょう。

議 長 学校教育課長
学校教育課長 教育委員さんにつきましては、今までどおり町長の方が、教育委員さんは任命、議会の同意を得て任命することになっております。

議 長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 10 号「美波町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（条例第 1 号）」を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数です。」

議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 11 号「美波町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について（条例第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長
議 長

(議案第 11 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

質疑はありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 11 号「美波町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について（条例第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 12 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 3 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長
議 長

(議案第 12 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

組織の運営、それに関して今説明がございましたけど、これ

ちょっと私もあんまり分かりにくいんですが、教育委員長を廃止して新教育長にする目的というのはいったいどういう目的で今回これを改正するというのもう一度お伺いしたいと、そしてこれまで教育長は教育委員会の中で互選をされてきましたが、これがまあ町長の任命になるということで、教育委員会の中立、独立性というんですが、そういうものが失われないのか、その点これまでどおりその危惧はないよということで、そういう独立性の担保というものは今後失われることのないよう、できていくんでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議 長
学校教育課長

学校教育課長

今回の新教育長制度に変わるということでございますが、今まで教育委員長、教育委員会の教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくいというようなことがあって、教育長は事務のトップでございますが、教育委員会の組織としましては今まで教育委員長がトップでございます。これが責任者が分かりにくいということで、国の方は今度新教育長ということで教育委員長をなくし、教育長とするように決めていると思います。それと政治的な中立性ということでございますが、先ほどもいいましたように総合会議というのを設けますので、首長と協議・調整を行います。そして最終的な執行権限は教育委員会に留保されているというふうに国の方では今回の制度が変わることであると聞いています。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

任命は今までどおり町長がということなんですが、教育委員会の中で互選をしないという、そういう制度はもうなくなるということだったら、やはり行政からの影響力が教育委員会に組み込まれていくのではないかと考えますが、その点はまったく独立性は保たれるということになるんでしょうか。

議 長
町 長

町長

今回の教育委員会、特に教育長の制度改革については、そもそもが大津のいじめ事件を受けての改正ということで、その時に教育委員会の中でスムーズにといいますか、機能しなかったという反省があって、今回の教育委員会の制度改革になってきたというようなバックボーンといいますか、がございます。先生がご懸念されている中立性というのは、もちろん保たれるというふうに私どもは考えております。何かが起こった時にスピード感を持って、またきちっとした対処ができるっていうこ

とで今回教育長を今までの教育委員からの互選とかいうような
んではなくて、議会の同意を得るっていうことでは同じではあ
りますけれども、副町長と同じようなかたちで議会の同意を得
て町長が任命するというようなこととございますが、その中身
については、教育委員会の中で委員さんの互選といいますか、
協議の中で決めていくものでございますから、町長がでばって
そのことについてというようなことは考えにくいっていうふう
に考えております。私自身も教育委員会の内部の問題については、
特に町長として絡んでいくといいますか、ということはもちろん
考えていませんで、何か問題が起こったときに教育委員会内
部だけでなかなか処理ができないってというようなときに、行政
のトップである町長がその会議の中で発言をさして頂き、皆様
方と協議をして進めて行くというようなこととございますので、
特にご懸念されるような教育委員会の内部について政治的な
ものを持ち込むとか持ち込まれるとかいうような懸念はないの
ではないかというふうに考えております。

議 長 永本議員
7 番 議 員 総合教育会議、この地位と言いますか、新教育長の諮問機関
になるのか、どういう人物でこう何名で構成されるのかお聞き
したいと思います。

議 長 学校教育課長
学校 教育 課 長 総合会議と言うのが先ほど課の設置条例の中に言いましたよ
うに、町長部局、総合教育会議は首長が招集するということに
なっております。構成員は首長と教育委員会の教育委員さん、
それと必要に応じて先ほど言いました意見聴取者の出席を要請
するというので、その中で話し合いをすることで、首長が招
集する、そういうふうになっております。以上です。

議 長 永本議員
7 番 議 員 教育委員会とは別途の組織になるわけですか、構成員、どう
いう人物が何名で構成されるのか。

議 長 学校教育課長
学校 教育 課 長 今言いましたように、町長が招集して、構成員は町長と教育
委員会、それとそのときに必要に応じて意見聴取者ということ
になっておりますので、その例えば総合会議の中の内容により
まして、中のメンバーというのは変わっていくと思いますが、
首長と教育委員さんはいるというふうな会議になっておりま
す。

議 長 永本議員

7 番 議 員 もう 1 回確認します、構成員はですね、町長が任命するわけですか。

議 長 町長

町 長 先ほども申しましたように、教育委員は今までとぜんぜん変わりません、任命方法。教育長については議会の議決を得て、教育委員として今まで承認されていたんですけども、そしてその教育委員会の中で委員の互選で教育長は決まったところ、その順序といいますか、が違って、この議会にかけてときに教育長として提案をさして頂くと、町長が提案さして頂いて、承認を得たのち教育長になるというようなことですので、教育委員会の内部についてはぜんぜん変わることはございません。教育委員会の今はもう定例の教育委員会、行われておりますけれども、それはそのまま引き継がれるということがあります。

議 長 永本議員

7 番 議 員 総合会議は教育委員会と別途の組織でしょ、これ。そのことをお聞きしたいんですよ。その構成員は町長が指名というか任命するののかということをお聞きしたいと思う、そういうこと。

議 長 学校教育課長

学校 教育 課 長 すいません、先ほども言いましたが、町長が首長が招集して、構成委員は首長、町長と教育委員会の委員さん、それと中の内容とか必要に応じて意見聴取者として出席を要請して、その会議を行うということになっていきますので、普通は町長、あと教育委員さんがおるというふうに考えて頂いて、今言いました必要に応じて、内容によりましてはその意見聴取をするとか、意見を求める方を出席させるというような会議になっております。

議 長 他に質疑はありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 今まで戦前の反省から教育は政治から中立でなければいけないということで、委員会制度、始め公選制で始まったわけですね。これが公選はがいが悪いということで任命制になって、その中で教育委員長と教育長がおったんですが、今回そのまた委員長を廃止する、その契機となったのはまあ確かにいじめ事件なんですけども、でもしかしそれが制度が悪かったためにせないかんのんかちょっと疑問に私は感じておるんです。しかもそれを全国一律にせないかんのんかと、そういう点でね、僕はこ

の制度自体に反対しとんですが、今回私が言いたいのはこの経過措置にあるように、現在の任期中は今までどおりということなんですが、それだったら今すぐに変えなければいけないのかと、そういう疑問があるんです。ですから私はそんなに慌ててする必要はないんじゃないかと思うんですが、そういう意味で反対をします。

議 長 他に討論はございませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

(賛成：1・3・4・5・6・7・8・9・10・11番議員、反対：12番議員)

「起立多数」です。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号「美波町立認定こども園条例の制定について（条例第4号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第13号の説明をする)

議 長 説明が終わりました、質疑を行います。

永本議員

7 番 議 員 これですね、連携型と保育所型、両方同じ様な名前で、例えば日和佐こども園・赤松こども園と、この区別と言うか、たいがい分かりにくいように思うんですがね、これはどないなるんですか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 お答え致します。名称はあくまでもその呼称というか名称ですので、それぞれこども園とさせて頂いて、頭には従来の日和佐・由岐・赤松・木岐・阿部、そのようにさせて頂いております。その中で幼保連携型と保育所型といところの区別についてはですね、定義の中でもご説明させて頂いておりますが、幼保連携型認定こども園というのは現在国が進めておりまして、教

育・保育が一体的に行う施設であると、そういうところでその新しい制度の幼保連携型に対応できる施設ってというのがこの 5 園の内、日和佐こども園と由岐こども園になりますので、そちらを幼保連携型認定こども園、これは認定こども園のかたちのことを申します。そしてその他の 3 園については保育所型認定こども園、保育所と認可された保育園を認定こども園法に基づく教育を行ええる施設とすることによって、新たな新制度に対応できる施設ということで、それぞれ規定をさせて頂いております。よろしいでしょうか。

議

長 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 13 号「美波町立認定こども園条例の制定について（条例第 4 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 14 号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について（条例第 5 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

(議案第 14 号の説明をする)

議

長

説明が終わりました、質疑を行います。

永本議員

7 番 議員

町長に伺います。これ本来のこの条例の目的というんですかね、どういうことで 45 歳といえは人生の盛りですわね、これから働いてもらわないかんような歳、募集するということはどうですかね、これは辞めてもらいたい、希望がある程度あるということになるんじゃないか。せつかく本町で就職してこれから先も 50 歳・60 歳働いてもらわないかん人、こういう条例なんかあんまり爽やかでないような気がするんですがね、本来の目的はどこにあるんですか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

先ほどちょっと冒頭でもご説明させて頂きましたけれども、国家公務員の関係する法律の改正に伴いまして、それが25年の11月に施行されまして、徳島県においては市町村、美波町も含めそういった市町村の総合事務組合というところに退職に関する事務は委任しております。そういった中でその中において国が制度を変えたということで、もちろん国から技術的指導といえますか、助言がございまして、県の総合事務組合の方と致しましても検討を平成25年ぐらいからしているところがございます。それでただすぐにはちょっとなかなか対応できないということで、1年検討した上で今回やむを得ずこの制度にのっていくというかたちになっております。ですからなかなか美波町だけで判断できるってところがなくてですね、国の流れに乗ったかたちの制度改正ということでご理解頂けたらと思います。

議 長
10番議員

向山議員

ちょっと事前に調査不足だったんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。早期退職希望者が希望して町長が認定をして通知を出した後、その者は退職期日までにそれを翻して再任用とか、仕事に就くことはできるということによろしいんですね。そうした場合に町長は早期退職者を通知した上で、新しい年に向けて採用人員なんかを決めるかなあと思うんですけども、その時期とその計画がうまくいかないっていうんですかね、退職予定を考えておったのに、それを退職を辞めますと申出が出た場合に、新年度に例えば4名の職員を募集して採用通知を出した場合に、そのあたりの適応・趣旨ですかね、年齢別構成の適正化を図ったりすることが、その目的が達せれないんじゃないかなあと思うんですけども、その状況というんですか、どう考えておるのか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

退職期日っていうのは町長の方で指定するっていうことができますので、今も勧奨制度で行っているようなかたちになろうかと思っておりますけれども、ただ45歳まで引き上げてするかどうかという町長が判断するところではございますけれども、ですからある程度期間をおいての退職する期日っていうのを設けて、その途中でどうしても辞めないっていう場合ももちろんあり得るかとは思いますが、今の勧奨制度で行っている上ではそういったことはございません。ですからその新規の採用につきましても、その申出があった認定については、それを信じて

ですね、採用っていうのは計画していかなければならいかなあと思っております。

議 長 向山議員
10 番 議員 ある年齢層がかなり数多くてですね、それを募集して希望者が出て通知を出した場合は、それが極端な場合、その多くがまた引き続きっていう話になった場合に、そのあたりの支障っていうんはないと解してよろしいでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 ある一定の年齢層が多いということです、募集をかけるっていう場合に多くの方が募集されてきた場合、認定した場合ね、まずそういったことは町では考えられないとは思いますが、今、実際職員数は合併後削減状態の中でそういった年齢層について大量の方を募集するっていうことはないんですけども、すいません、もう一度よろしいですか、質問。

議 長 向山議員
10 番 議員 ある年齢層の方が数多くあって、これ例えば例の例えの話なんですけども多くいて、この年齢層の方はじゃあ町長が退職希望を取って、その方の希望に沿って退職通知を出した場合にはですね、その方が白紙撤回して、退職期日までに仕事を続けたいんじゃないかなあという心配があって、質問させていただきます。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 大勢の方を認定して、その方々がやっぱり辞めないといったようなことについてはもちろん支障は出てくると考えられます。以上です。

議 長 向山議員
10 番 議員 そういった支障のないように運用をお願いしたいと思います。

議 長 戎野議員
9 番 議員 先ほど総務課長は国の流れに沿ってこの目的、いわゆる職員構成のバランスとかいろいろ言われましたけど、私はやはりこれは中高年齢者の職員を減らして、いわゆる賃金の抑制を図ろうということで、以前アメリカのネバタレポートと言う中で、公務員の賃金を3割カット、退職金を3割カット将来しなさいと日本に突き付けられましたが、やはりその影響で希望退職を

募集していくのではないかと懸念するわけです。従いましてこの希望退職の、片一方で希望退職し、そしてその職員の正規職員の補充を少なくして臨時職員で対応しようとする、そしてやはり現在働いておる職員への負担、それからもちろん住民のサービスがそれに影響されていくわけですが、この希望退職の肩たたきを強制はしないとはいえ、その部門を絞ってですね、認定または募集をかけていった場合には、やはり強制というかそういう無言の圧力に繋がらないように、きちんと配慮できるのか。もちろんこの中で希望しないものについてはしないとなっていますが、その部門が縮小される結果としてはそうならないのかということ、住民サービスの立場からやはりベテランの職員をきちんと確保していくということを公的には持つべきでないかと考えていますので、町長にその点についてお伺いしたいともいます。

議
町

長 町長

長 議員の皆様方からいろいろとご心配をされている件でございますけれども、この条例の制定については先ほど総務企画課長が申しあげましたように、国の法律が変わったことによって徳島県内の市町村は徳島県の総合事務組合に退職金関係の事務を委任しているということがあって、それぞれの県下の市町村の合意のもとで1年間程度協議をした結果、これを国に準じてやるということになったわけで、理論上は先ほど向山議員さんがご心配されているようなこともあり得る話ではございますけれども、現実の運用に至っては、そういったことはまず出てこないだろうと言うように思っております。戎野議員さんが今おっしゃられた無言の圧力になるのではないとかいうようなことについても、町としても十分配慮をしてやっていきますけれども、今現在も勧奨退職については50歳以上については勧奨制度を今も作っております、運用しているところでございます。それが部門はもちろん決めてはおりませんが、職員の中から無言の圧力になっているというようなことを聞いたことはございません。それをもう5年前倒しの45歳からってというようなことになったというようなことをご理解して頂いたらいいんじゃないかなあというふうに思っております、これを条例を制定することによって、すぐにある年齢のある部門について町がその方を対象に募集をするということは、今は考えておりませんので、そういったご心配は無用かなあというふうに思っております。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 まあ50歳以上のこれまでの退職勧奨制度を45歳まですると、引き下げるということで、同じように3%の上乗せを1年あたり加えていくということいいんですね。それと今国の法律では、60歳定年後の5年間の再雇用制度、これを本人が希望すればそれをやらなければならないという法律もありますが、その点についてこの希望退職もある変わりに、またそういう再雇用制度を町もやっていくというふうに考えておるのでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 再雇用の件ですけれど、再任用制度ということで美波町もその制度に則って行っております。

議 長 他に質疑はございませんか。
中川議員

1 2 番 議 員 強制力がないと、今のところはそうなんですが、今度始まる評価制度ね、これと結びついたらどうなるかもちょっと見てからでもいいんでないかと思うんですが、1年かけて議論したということですが、何もそんなに急ぐ必要はないんじゃないかという気もするんです。というのは、おそらくこれは道州制とか合併、自治体を縮小するというそういう流れを見越した上で、こういう国はやってきたんじゃないかなあと思うんですけども、そういう心配があるので、僕はもうちょっとと思うんですがどうなんでしょうか。

議 長 町長
町長 先程も申し上げましたように、美波町独自でつくる条例ではございませんので、そのあたりをご理解頂けたらというふうに思います。

議 長 他にありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第14号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について(条例第5号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 8 : 反対 3)

(賛成：1・3・4・5・6・8・10・11番議員、反対：7・9・12番議員)

「起立多数」です。
議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。
小休します。

(時に 10 時 22 分)

(小休中)

(時に 10 時 40 分)

議 長

再開します。

日程第 6 議案第 15 号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 6 号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 15 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

質疑はありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 15 号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 6 号)」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 16 号「美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 7 号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 16 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

今の質問で、特別会計を廃止してその中身を一般会計にはめて管理するというような、そういう答弁だったんですが、これについては時効とかいう絡み、滞納の分についての時効とかいう絡みについてはどういうかたちになるんか、もう少し詳しく

教えてもらえますか。

議
町

長 町長

長 議員が今おっしゃられた時効関係ってというのは、そのまま残りますというか、制度は制度で残ります。会計はまたそれとはまた別というような感じで、感じというか、の考え方をして頂けたらと。ですから適正に償還が終わってない分については、今現在も督促をこうしておるところでありますし、そういったことで時効の中断とか、そういったこともやりながら、抵当権も設定もさして頂いているってところで、債権の回収は今までどおりやっていって、その回収できた分については一般会計で受け入れるというようなことになります。

議

長 他にありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 16 号「美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 7 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 17 号「美波町携帯電話等エリア整備事業分担金条例の制定について（条例第 8 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 総務企画課長

(議案第 17 号の説明をする)

議 長

説明が終わりました、質疑を行います。

9 番 議員

戎野議員

この条例は町独自の条例なのかということがまず 1 点目、それからこの約 1 割余りを事業者から徴収するということになるんですが、これはいわゆる建設時のみの費用負担としてそれを貰うのか、そしてその後の維持、いわゆる電気代から始まって鉄塔の補修からいろいろあると、生じてくると思いますが、その費用はゼロ円なのか、それもお聞きしたいと思います。さらにその他社が 1 事業者だけでなく、多くの他社がその鉄塔を

共同使用したい場合は、この金額も最初負担してもうた建設時の11%ですか、だいたいこのあたりを貰うのか。この9分の1というものはどこから出された、根拠を9分の1にしたのはどういう理由からなのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答え致します。この条例につきましては、もちろん美波町の条例でございますけれども、携帯電話の整備をされている町においては、それぞれで設けられているというかたちになっております。ですからこういう事業をされない場合はこういった分担金条例は設けなくてもよいというかたちになります。それから維持についてでございますけれども、携帯電話会社の方でももちろん電気代とかそういった設備も携帯事業者が設置致しますので、そちらで負担といたしますか、ご負担頂くこととなります。ただ敷地については町の敷地となりますし、その鉄塔につきましても町のものになりますので、それにもし何か不具合があればこちらで塗装とかですね、そういったものが発生すればそういったものはしなければならぬ、後、敷地内の草とかそういったものが生えたりした場合はこちらで刈ったりですね、そういった修繕的な、管理的なことは多少発生するというかたちになります。それから鉄塔の共有というかたちでおっしゃられましたけれども、これについては今現在鉄塔1つに1事業者というかたちで設置することとなっております、後からそれののっかるということではできなとなっておりますので、今回この入札を行うわけですけれども、その希望される電気通信事業者が2社あれば2つの鉄塔を建てるようなかたちになっております。ですから他の事業者が後からってというのは参加できないというかたちになっております。以上です。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

後、すいません。負担の9分の1の負担ですけれども、これについては国の方で定めておりまして、この事業をする場合においては通信事業者の方が9分の1という負担をするという旨が通知されておりまして、その根拠に基づいて徴収するものでございまして、これは全国統一とお聞き致しております。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

それからすいません、負担がどの部分に対象となるかということで、もちろん設計と工事となります。ですから後、今回については用地については提供頂くことになっておりますので、用地費等は含まれませんけれども、工事費それから設計・設計

管理に係る費用の9分の1というかたちになります。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

鉄塔はその1社が占有して、その企業、会社のものの為に建てるということですから、本来は会社の事業収益、もちろん住民のサービスというんがあります、その9分の1、いわゆる1割負担で事業所ができていくっていうのは、これは少し町の負担が多すぎるのではないかという思いがします。それと合わせて鉄塔1基当たりどれぐらいの概算を見込んで建てるのか、もちろんそこへの入っていく道の建設とか用地は寄付なりいろいろあると思いますが、鉄塔そのものについてはだいたい1塔当たりいくぐらいをして、その9割を町が負担をしますというふうになるのか、お答え願いたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

工事費ですけれども、今議会で予算を計上させて頂いておりますのが32,700千円の概算事業費、これは設計も入れてでございますので、単純にこれを2で割って頂いたら1基あたりの額というかたちで思って頂けたらと思います。それで事業者負担割が少ないんじゃないかとことで、町に影響が、負担が大きくなるのではないかとことですけれども、この事業につきましては国の方が非常に力を最近を入れてきていることで、携帯電話のエリア、不感地域を解消するというのには国も非常に力をいれている事業で、補助金では3分の2でございます。ですから32,700千円の内、国庫補助が3分の2で21,800千円の国庫補助、分担金については3,633千円ということで、町は7,267千円の負担ということになるわけなんですけれども、これは過疎債、起債、交付税対象となる過疎債をあてることができますので、7割入ってくるとなると5,086千円これが交付税で入ってくる額となります。それでそのまだプラス県の補助金もございまして、これは起債償還金に対しての25分の1というような額がございまして、これで1,038千円、実質ですから町としては873千円の支出で計算上は負担ということになっております。以上です。

議 長

他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第17号「美波町携帯電話等エリア整備事業分担金条例の制定について(条例第8号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 18 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

消防防災課長

消防防災課長
議 長

(議案第 18 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 18 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 39 号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）」、本日町長から議案第 39 号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）」が提出されました。

お諮りします。

これを議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 39 号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）」を議題とすることに決定しました。

町長の提案説明を求めます。

町長

町 長 それでは本日、追加提案させていただきます議案第 39 号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）」について、その概要をご説明申し上げます。

諸般の報告でも申し上げましたが、平成 27 年度から平成 29 年度にかけての高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について、去る 2 月 25 日に開催された第 3 回策定委員会において、最終の計画案についてご承認を頂きました。この結果、平成 27 年度からの介護保険料基準額につきましては、他団体の多くで引き上げが行われている中、美波町においては第 5 期と同額の 5,800 円となりました。介護保険料基準額の変更はありませんが、介護保険制度の改正に伴い、所得による保険料段階が従来の 6 段階から 9 段階に改正されますことから、美波町介護保険条例につきましても、現在の 6 段階から 9 段階へ一部改正を行うものであります。以上、簡単でございますが、町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 詳細について説明を求めます。

高齢者福祉監

高齢者福祉監 （議案第 39 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました、質疑を行います。

寺下議員

8 番 議 員 すいません、ちょっとこれ確認なんですけれども、新旧対照表の介護保険料基準額に対する割合から見た新旧対比の図なんですけど、これ旧の方の 2 号ですかね、が 1 号のところに、新の方は 1 号の方に線が入っているんですが、これ 2 号は新の 2 号の方にじゃないんですかね。

議 長 高齢者福祉監

高齢者福祉監 段階数が 6 段階から 9 段階に変わることで、旧の 1 段階と 2 段階 0.5 であったものを新の（1）0.5 になるものです。後それとあのちょっとこう追加の説明でありますけども、最高額が 1.5 から 1.7 に引き上げられておりました、平成 27 年度の始めに国において財政措置が遅れていたものが 27 年度はじめには調整される予定であって、この（1 段階）につきましては 27 年の 4 月から 0.5 から 0.45 に軽減が図られる予定となっております。以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 すいません、ちょっと私の理解が及ばないんですが、じゃあこの例題 38 条第 1 項第 2 項っていうのは、改正前と改正後ではその所得基準に違いはあるのですか。

議 長 高齢者福祉監
高齢者福祉監 1段階が1段階、2段階が2段階になるのではなく、新しい段階とかも創設されておりますので、まったく前の6段階が新しい段階にスライドするものではありません。

議 長 他に質疑はございませんか。質疑もないようです。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。
これから議案第39号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(条例第10号)」を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号「美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と致します。

提案者の説明を求めます。

丸龍議員

11番議員 (発議第1号を説明する)

議長 説明が終わりました、質疑を行います。

戎野議員

9番議員 これまでの全員協議会が話し合いの場ということから、議事録をきちんととって法的根拠を与えていく、もちろん旅費の補償とかそういうことは良く分かるんですが、これで議会の運営に関し協議または調整になってますので目的が、議会運営委員会の競合というか、そういう場合にいたる場合はどういうふうになるのか、そこらは以前会議の中で採決を行わないっていうふうな確認がありましたが、それについても再確認の意味でそこでの採決等はする内容でないっていうふうに、この会議規則の中で謳われていくんでしょうか。以上です。

議長 丸龍議員

11番議員 2月25日の全員協議会でも説明をしたとおりでございます。また全員協議会は全員協議会のものであって、新しく今回の改正の趣旨といいますか、それには活動が正規の議会活動として

明確に今回位置付けられることから今後の協議の場としての公務災害の補強の改正でございますので、そのところをご理解頂きますようお願い致します。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
答えが分からないんですが、このそこでは議運のようなかたちで採決はしないとか、議運との競合に至らないようにするとか、いろんなそういう場面に対しての対応をどうするか一応きちっとしとった方がいいかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

議 長 全員協議会の場の中では採決をしないということでございます。

小休します。

(時に 11時25分)

(小休中)

(時に 11時25分)

議 長 再開します。

議 1 1 番 議 員 丸龍議員
議会運営委員会は議長の諮問機関であるんで、最終的には議長が決めて頂いたらいいと思っております。この17章に関してでも必要な事項は、議長が別に定めると謳っておりますので、よろしくお願ひします。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
議会運営委員会は議長の諮問機関になつとんですか、ほれは議会のそういう一常任委員会としての運営かとちょっと理解しとったんですが、諮問機関、議長の諮問機関ですね、ほれは間違いはないんですね。

議 長 小休します。

(時に 11時26分)

(小休中)

(時に 11時27分)

議 長 再開します。

議長の諮問機関となっております。

他にございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第1号「美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 委員長報告を行います。

本議会に提出され各常任委員会に付託されております議案を議題と致します。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

川尻議員

5 番 議 員 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。3月3日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして、3月9日、全委員出席のもと慎重審議の結果、総務産業建設常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

審査の過程におきましては、主な事業・質疑等のありました事項について、その概要を申し上げます。先ず議案第 7 号・議案第 8 号・議案第 9 号は、現在、指定管理により施設の管理を行っておりますが、平成 26 年 3 月 31 日をもって指定の期間が終了するため、引き続き同一団体にそれぞれの施設を指定管理するものであります。指定管理する期間は、議案第 7 号・8 号については、平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間で、9 号につきましては 10 年間となっております。

平成 27 年度美波町一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,630,000 千万円と前年度当初予算との比較では、金額で 1,030,000 千万円、比率で 18.4%の増加となっております。財源については、歳入全体の自主財源は、(1,491,151 千円) 22.5%と少なくほとんど国・県に依存して 77.5%した財源となっております。歳出では、病院建設事業補助金、平成 28 年 1 月から施行される番号制度に伴うシステム改修委託料、携帯電話等エリア整備事業、空き家再生等推進事業、災害対策事業、総合的な安全・防災基盤整備事業、まちづくり基金積立金などの増が主な増加要因であります。

質疑等では、姉妹都市親交費として中学生 10 名程度オーストラリアのケアンズへの留学する計画をしている。デマンドタクシー運行事業について、志和岐地区を 3 月から範囲に入れて運行し 7 月まで利用状況等を集計し地域公共交通会議を開き今後

についての協議を予定している。非常用食料については、2,500食を購入し3箇所の倉庫に備蓄する予定としています。

このほか質疑等のあったものとして、マイナンバー導入支援業務、空き家再生等推進事業、老朽住宅解体費支援事業補助、美波町鳥獣侵入防止柵設置事業補助金、消防団員福祉共済負担金、気象観測システム整備工事などについての質疑等がありました。

審議の結果、報告第1号「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」、議案第2号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」、議案第7号「美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について」、議案第8号「美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について」、議案第9号「道の駅日和佐の指定管理者の指定について」、議案第25号「平成27年度美波町一般会計予算（総務産業建設委員会所管）」、議案第28号「平成27年度美波町赤河内財産区特別会計予算」、議案第29号「平成27年度美波町簡易水道事業特別会計予算」、議案第30号「平成27年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第31号「平成27年度美波町公共下水道事業特別会計予算」、議案第35号「平成27年度美波町水道事業会計予算」の計11件につきましては、審議の結果、総務産業建設常任委員会は原案のとおり承認及び可決致しましたので、ご報告致します。以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

- 議 長 以上で総務産業建設常任委員会報告を終わります。
続いて、文教厚生委員会委員長の委員会報告を求めます。
北山議員
- 4 番 議 員 それでは文教厚生常任委員会委員長報告を行います。3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして、3月10日全委員出席のもと、慎重審議の結果、文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。
- 審査の過程におきまして質疑等の事項で、主なものの概要を申し上げます。指定管理につきましては、美波町児童館・女性会館は、平成7年から12年間児童館の施設運営の実績と専門職（児童厚生員）が在籍していることから美波町社会福祉協議会へ、美波町デイサービスセンターについては、介護保険事業に加え、地域支えあい事業など町委託事業、各種相談及び地域ケアへの積極的な参画など総合的な在宅サービスを行っている美波町福祉協議会、及び社会福祉法人「東紅会」へ、美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」については、平成10年より17年間

運営し、地域ニーズが大きい中、由岐地区での唯一の介護施設としての事業実績もあり、居住部門（16 部屋）は常に満室、通所は年間利用総数 1 万人の実績がある社会福祉法人「由岐福祉会」へと、地域ニーズが大きい地域の方に現在の事業所に指定管理をすることにより、馴染みの職員に見守られながら住み慣れたところでの住み続ける環境づくりができることから、再指定しました。

その他の質疑は次のとおりでの、認定こども園の職員体制、海部老人ホーム・特別養護老人ホーム負担金、医療体制整備事業補助金、英語教師招致事業、合併記念行事として（仮称）地域連携コンサート、法改正による認定度の低い方の特別養護老人ホームへの入所等について等の発言がありました。

審査の結果、議案第 3 号「美波町立公民館の指定管理者の指定について」、議案第 4 号「美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について」、議案第 5 号「美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第 6 号「美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について」、議案第 25 号「平成 27 年度美波町一般会計予算（文教厚生委員会所管）」、議案第 26 号「平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 27 号「平成 27 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」、議案第 32 号「平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計予算」、議案第 33 号「平成 27 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算」、議案第 34 号「平成 27 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 36 号「平成 27 年度美波町病院事業会計予算」、計 11 議案につきまして、審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決致しましたので、ご報告致します。以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

議

長

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。

ご意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですのでこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

「討論なし」と認めます。

これより採決を行います。

報告第 1 号、議案第 2 号から第 9 号、議案第 25 号から第 36 号まで計 21 件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第1号及び議案第2号から第9号、議案第25号から第36号、計21件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

報告第1号及び議案第2号から第9号、議案第25号から第36号まで、計21件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議

(議案第37号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

選任にあたって、この評価審査はだいたい年どのぐらいやっているんでしょうか。それと手当を出しておる関係で、その地域を限定しているのか、その移動をもとにやっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長

総務企画課長

総務企画課長

この委員会の開催につきましては、委員会は開催する議題といたしますか、案件が出た場合のみ開催しておりますので、最近では開催は致しておりません。

議 長

ほかにありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第37号「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 37 号は、原案のとおり同意されました。

日程第 14 議案第 38 号「美波町赤河内財産区管理会委員の選任について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 38 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 38 号「美波町赤河内財産区管理会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 38 号は、原案のとおり同意されました。

日程第 15 請願第 2 号「介護従事者の処遇改善を求める請願書」について議題と致します。

本件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

北山議員

4 番 議 員

平成 26 年 12 月議会において、文教厚生常任委員会に付託されました「介護従事者の処遇改善を求める請願書」の審査の結果を報告します。

この件につきましては、平成 27 年 2 月 25 日に文教厚生常任委員会を開催し審査しようとしたましたが、不調だったため再度 3 月 10 日の委員会で審査した結果、「不採択」と決定致しました。

審査の経緯は、紹介議員より「10 年後には介護に従事する職員数が大変不足し、年間約 7 万人増員しなくては間に合わない危機的状況である。その理由は、介護職員の待遇が劣悪で他の一般労働者と比べ平均賃金が 90 千円も低下したためである。この状況を早急に改善すると共に介護施設で働く他の業種の人にも拡大して貰いたい」と紹介の理由が述べられ、質疑と答弁は

次のとおりで、質疑：「処遇改善の費用を国費で行うと、他の分野に影響は及ばないか」、答弁：「職員の処遇改善で他のサービスが切り捨てられるのは、本末転倒で許されん。しかし、国費のことは国に聞かねば分からない」、質疑：「国に向ける地方の声とは思いますが、介護従事者を雇い入れている施設の努力現状は」、答弁：「詳しい内容は、委員会に参考人を呼んでと思ったが、その機会がなくはっきりとは分からない」、質疑：「現在、国の方でも処遇改善は出ているが介護保険その他いろいろ関連しているので、介護従事者だけの処遇改善は納得できない」等の発言がありました。討論では、反対の立場で「現在の情報量では、きちんと判断できないので反対する」、賛成の立場で「介護従事者は、全産業の平均より約 90 千円から 100 千円低いことは政府も認めている。それを改善するため 1 人平均 12 千円を介護従事者に上乘せしても、賃金を施設の内部留保にまわす率が高く介護従事者に行き渡らない。そうゆう背景があっても介護従事者の処遇改善に繋がり人手不足を解消する意味から賛成する」との発言があった。起立による表決の結果、賛成 2、反対 3、賛成少数で当委員会は、請願第 2 号「介護従事者の処遇改善を求める請願書」は「不採択」と決定した。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

向山議員

10 番 議員 私は反対の立場で討論致したいと思います。今回の請願の趣旨はもちろん一部理解できますが、反対する理由と致しましては、介護従事者の処遇を抜本的に改善するとのことですが、抜本的ということには具体性に欠け、私自身どういう方法があるのか分からない。また処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大するとのことですが、介護職以外の職員の処遇は現在どのようなものであるのか不明です。処遇改善が必要かどうか判断をしかねます。その上、改善処遇の費用を先ほども委員長から報告がありましたように、国費に求めることについては若干疑問を思いますので、もう少しこの件については調査・検討が必要かと思いますので、現時点では今回の請願には賛成できません。以上です。

議長 他に討論ございませんか。

北山議員

4 番 議 員 私は賛成の立場で討論を致します。美波町高齢者福祉計画・介護事業計画に書かれているように、本町の65歳以上の人口は、平成26年10月1日現在3,215人となっており、総人口が減少していることから、高齢化率は42.9%に達しています。今後高齢化はますます進行すると予想され、高齢者福祉の充実はまちづくりの重要課題と位置付けています。また国でも高齢期を迎えた人達が元気で自立しているときも、介護が必要な状態になっても安心して地域で住み続けるまちづくりの実現を目指し「地域包括ケア」をキーワードに高齢者介護と介護予防の各施策の充実に取り組んでいます。

その他、地域包括ケアシステムの中には、介護従事者や介護現場で働く介護職以外の職種の労働者の方は、なくてはならない重要な役割を担っています。また国は消費税を上げることにより社会福祉・高齢者福祉の充実を進めようとして、今回出来なかったが、先ほど町も提案がありましたが介護保険の1号保険料の低所得者への軽減強化で更なる保険料軽減を行いその軽減分を公費により補填するというのも、それはその行動の表れだと思います。

そこで、その国の思いの応えるためにも社会福祉の充実に関連する意見書を国に出し続けることで、国が動きやすくなるよう側面からサポートするべきだと思いますので、この請願には賛成致します。以上です。

議 長 他にありませんか。

戎野議員

9 番 議 員 委員会でも賛成の立場で申し上げましたが、同じくですね、施設に対して今回は2.27%の減額していくと、そういうふうに政府は決めております。したがって先ほどの議員からもですね、国費にその介護従事者への手当というか、そういう改善を求めるんはおかしいんでないかということなんですが、それであればですね、国費で1人頭平均12千円の手当を出すのは反対するのでしょうか。それはおかしいというんでしょうかね、やはり私は今の状況で行けば、多くのこれから段階の世代が更にその介護の対象となり、そしてまたその職場の処遇が悪くなれば我々皆さんも皆同様にその処遇サービスが低下する中で、従事者がますます少なくなっていくということでもありますから、介護職員のみならず調理や看護職を含めたそういった処遇改善を含めてですね、介護職場をもう少し改善していくべきだということでもありますので、賛成の立場で意見と言うか討論に

議

意見を言いたいと思います。以上です。

長 他にございませんか。

これから、請願第2号「介護従事者の処遇改善を求める請願書」についてを採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第2号「介護従事者の処遇改善を求める請願書」についてを採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 3 : 反対 8)

(賛成：4・9・12番議員、反対：1・3・5・6・7・8・10・11番議員)

「起立少数」です。

したがって、請願第2号「介護従事者の処遇改善を求める請願書」は不採択とすることに決定しました。

日程第16 議員派遣の件を議題と致します。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議

題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 19 委員会の閉会中の継続調査の件を議題と致します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 27 年第 1 回美波町議会 定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 12 時 05 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 27 年 4 月 14 日

美波町議会議長

岩瀬 公

議会議員

向山 篤宏

議会議員

丸龍 孝敏